SOMPO ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2019

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2019」を作成しました。2018年度の成果や経営戦略、事業内容、決算内容、今後の方針などをわかりやすく説明しています。

本誌が、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命をご理解いただくうえで、皆さまのお役にたてれば幸いです。

会社概要（2019年3月末日現在）

会　　社　　名：損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
設　　立：1981年（昭和56年）7月
営 業 開 始：1982年（昭和57年）4月
資　　本　　金：172億5千万円
総　　資　　産：3兆60億円
保有契約高：23兆3,110億円（個人保険と個人年金保険の合計）
本社所在地：〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL:03-6742-3111（代表）
公式ウェブサイト https://www.himawari-life.co.jp/
取締役社長：大場　康弘
従 業 員 数：2,916名
株　　主：SOMPOホールディングス株式会社（100%）

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社は、2019年10月1日付で商号を「SOMPOひまわり生命保険株式会社」に変更する予定です。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 経営基本方針

1.サービス品質の追求
すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される生命保険会社を目指します。

2.持続的な成長による企業価値の拡大
目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3.事業効率の追求
あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4.透明性の高いガバナンス態勢
生命保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5.社会的責任の遂行
環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

6.活力ある風土の実現
組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

7.存在感のある生命保険会社
収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

目 次

トップメッセージ …… 1

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革 …… 3

トピックス …… 4

SOMPOホールディングスグループの概要

SOMPOホールディングスグループの概要 …… 9

経営について

中期経営計画(2016-2020年度) …… 13

お客さま本位の業務運営 …… 15

財務の健全性

格付け …… 21
ソルベンシー・マージン比率 …… 21
実質資産負債差額 …… 21
基礎利益 …… 22
逆ざやの状況 …… 22
責任準備金の積立状況 …… 22
MCEV …… 23

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況 …… 25
損益の状況 …… 25
主要業績の推移 …… 25
収支の状況 …… 27
資産・負債の状況 …… 29
2018年度の一般勘定資産の運用状況 …… 31

業務品質向上に向けた取組み

業務品質向上推進態勢 …… 33
カスタマーセンターのご案内 …… 36

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢 …… 37
保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて …… 37
保険金等のお支払い状況 …… 38
内部統制の整備 …… 39
利益相反取引の管理 …… 43
コンプライアンス態勢 …… 44
反社会的勢力への対応 …… 47
お客さま情報の保護 …… 48

戦略的リスク経営(ERM)

戦略的リスク経営(ERM)に関する体制 …… 55
戦略的リスク経営(ERM)の運営 …… 56

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは …… 58

CSRの取組み

企業の社会的責任(CSR) …… 61
グループCSR重点課題 …… 61
「SDGs(エスディージーズ)持続可能な開発目標」
達成へ向けた取組み …… 62
SDGs達成へ寄与する取組み事例 …… 62
CSRの取組み …… 63

商品・サービス体制について

ご契約の流れ …… 71
保険金・給付金のお支払いまでの流れ …… 72
お申込みに際してのお客さまへの情報提供 …… 73
情報開示 …… 75
販売チャネルのご案内 …… 76
商品ラインアップ …… 77
SOMPO健康・生活サポートサービス …… 80
介護サポートサービス …… 80
教育・研修の概略 …… 81

データファイル

コーポレート・データ …… 85

業績データ …… 105

トップメッセージ

取締役社長

大場康弘

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

平素より、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、SOMPOホールディングスグループの生命保険事業を担う生命保険会社として、グループ経営理念に基づき、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献」することを掲げています。

中期経営計画（2016年度～2020年度）では、今までにない新たな価値を提供することにより、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」になることを目指しています。具体的には、お客さまの健康を応援するため、保険本来の機能（Insurance）に、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせ、従来にない新たな価値「保険＋健康（Insurhealth®：インシュアヘルス）」を提供しています。

中期経営計画の3年目である2018年度は、Insurhealth®としてお客さまの健康を応援する新商品を投入し、多くのお客さまにご好評いただきました。2018年4月に発売した収入保障保険「リンククロス じぶんと家族のお守り」は、万が一の際の保障に加え、お客さまが健康になると保険料が安くなる、健康を応援する機能（「健康☆チャレンジ！」制度）を組み込んだ業界初の商品です。

また、2018年10月には、業界初となる「MCI（軽度認知障害）」に対する保障を組み込んだ「リンククロス 笑顔をまもる認知症保険」を発売し、介護事業を有するSOMPOホールディングスグループが一体となり提供するサービス「SOMPO笑顔倶楽部」を展開しています。多くのお客さまに選ばれた結果、2018年度末には保有契約件数414万件、総資産3兆円を突破いたしました。

当社は、2018年10月に新しい企業スローガン「あなたが健康だと、だれかがうれしい。」を策定しました。これは「大切なだれかのために、日々健康でいようと心がける」人々を応援する力になりたいという当社の想いを込めています。さらに2019年10月1日から社名を「SOMPOひまわり生命保険株式会社」に変更いたします。新たな社名、企業スローガンのもと、今まで以上のお客さま視点での商品・サービスの提供により、社会に貢献してまいります。

今後も「お客さま本位の業務運営方針」に基づいた業務を運営し、Insurhealth®を成長の軸として、ご契約後もお客さまに寄り添うことでお客さまに選ばれる保険会社を目指してまいります。

皆さまには、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

2019年7月

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革

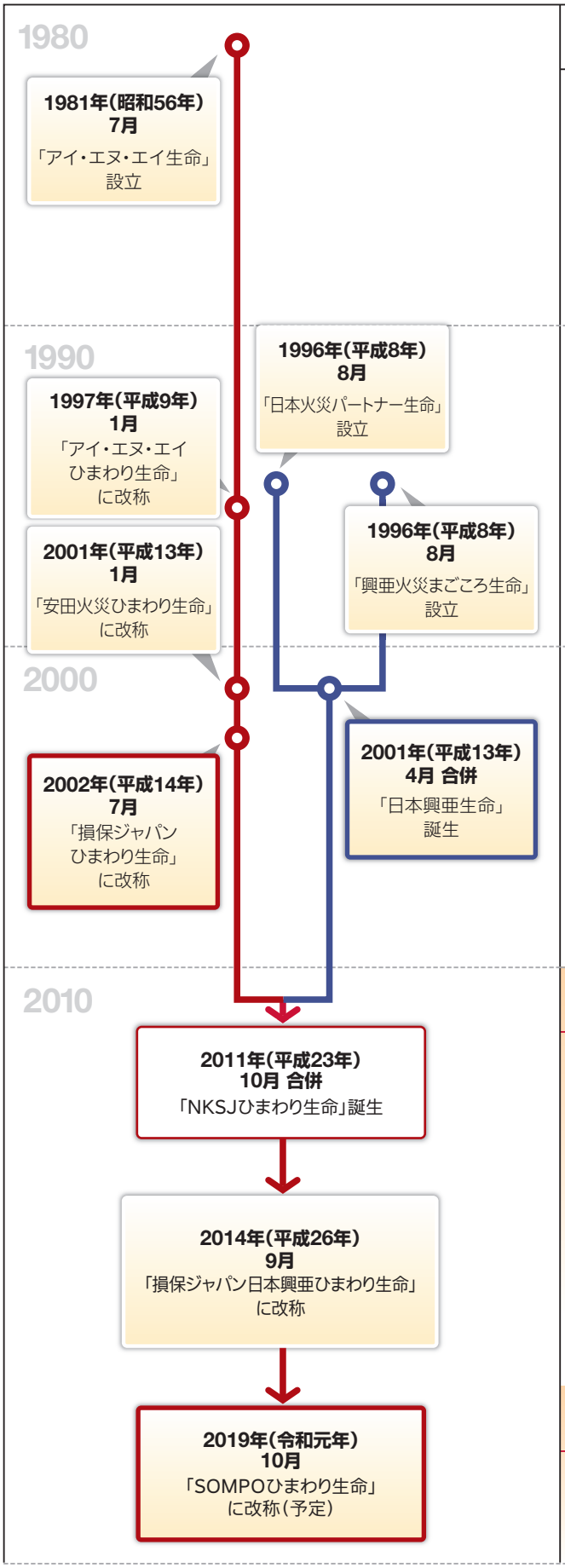

損保ジャパンひまわり生命	日本興亜生命
● **1981年(昭和56年)7月** Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立 ● **1982年(昭和57年)4月** 営業開始 ● **1983年(昭和58年)4月** 安田火災海上保険株式会社と業務提携	
● **1996年(平成8年)10月** 安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始 ● **1997年(平成9年)1月** 社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更	● **1996年(平成8年)8月** 日本火災海上保険株式会社の100%出資で「日本火災パートナー生命保険株式会社」設立 興亜火災海上保険株式会社の100%出資で「興亜火災まごころ生命保険株式会社」設立 ● **1996年(平成8年)10月** 営業開始
● **2001年(平成13年)1月** 安田火災が株式を過半数取得 社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更 ● **2001年(平成13年)12月** 安田火災が株式を100%取得 ● **2002年(平成14年)7月** 株式会社損害保険ジャパンの発足に伴い社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更	● **2001年(平成13年)4月** 日本火災と興亜火災の合併に伴い、日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し、「日本興亜生命保険株式会社」が誕生

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

● **2010年(平成22年)4月**
株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社の経営統合によるNKSJホールディングス株式会社の設立とともに、NKSJグループの傘下に入る

● **2011年(平成23年)10月**
損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」が誕生

● **2014年(平成26年)9月**
NKSJグループが、グループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」に変更することに伴い、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更

SOMPOひまわり生命

● **2019年(令和元年)10月**
「お客さま本位の業務運営方針」に基づき社名を「SOMPOひまわり生命保険株式会社」に変更(予定)

トピックス

2019年10月1日より「SOMPOひまわり生命」へ社名変更

当社は、お客さまの視点ですべての価値判断を行うことを経営理念に掲げており、お客さまへの分かりやすさを第一に考え、お客さまに選ばれ続ける保険会社を目指しています。

新社名は、2019年10月1日より「SOMPOひまわり生命保険株式会社」に変更することとなりました。

また、2018年10月には「あなたが健康だと、だれかがうれしい。」という企業スローガンを策定しました。このスローガンは、「大切なだれかのために、日々健康でいようと心がける」人々を応援する力になりたいという当社の想いを込めています。

「Insurhealth®:インシュアヘルス」について

当社は、保険本来の機能(Insurance)に、健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせ、お客さまが健康になることを応援する健康応援企業として、従来にない新たな価値「保険＋健康(Insurhealth®)」を提供してまいります。

具体的なInsurhealth®商品として2018年度は4つの商品を発売しました。

また、デジタル技術の活用として2019年1月にイスラエルのスタートアップ企業であるビナー社と協業を開始し、健康サービス開発に向けた実証実験を開始しました。

さらに2019年2月には、当社、SOMPOホールディングス株式会社およびSOMPOヘルスサポート株式会社の3社合同で米国シリコンバレーのデジタルヘルスケア分野のスタートアップ企業であるニューロトラック社との業務提携を行い、認知機能低下を予防するデジタルコーチングサービス「日本版メモリーヘルスプログラム(MHP)」の共同開発に向けた実証実験などを開始しています。

このように最先端のデジタル技術を積極的に活用することで従来にない新たな価値「保険＋健康(Insurhealth®)」を提供してまいります。

＜Insurhealth®商品＞

◆2018年4月『リンククロス じぶんと家族のお守り』販売開始

発売から1年で、契約件数11万件を突破し、お客さまから大変ご好評いただいております。

本商品の特徴として、「健康☆チャレンジ!」制度により、加入時から一定期間内に喫煙状態または健康状態(BMI、血圧)が改善されると、以降の保険料が安くなるとともに、加入時からの保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてお受け取りいただくことができます。

◆2018年8月『リンククロス ピンク』販売開始

日本人女性の約11人に1人※が罹患すると言われている乳がんをはじめとする女性特定がんを重点保障する商品です。2年に1度のがん無事故給付金を活用した乳がん検診の促進や、万が一がんに罹患した際の経済的負担をサポートします。さらに、女性の不安軽減や社会問題の解決に対する想いを共有する複数の企業とパートナーシップ契約を締結し、罹患時や罹患後も自分らしい生活を続けていくための各種サービスをシームレスに提供しています。

※出典:国立がん研究センター がん情報サービス「がん登録・統計」

Linkx pink リンククロス

◆2018年10月『リンククロス 笑顔をまもる認知症保険』販売開始

業界初※となるMCI（軽度認知障害）を保障し、認知症になった場合に一時金をお支払いします。また、要介護1から一時金をお支払いするオプションをご用意しています。さらに、MCIや認知症の早期発見や認知機能低下を予防するための情報提供・サービス紹介等を行う認知症サポート「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用いただけるほか、万が一介護が必要となった場合でもお客さまを支援するSOMPOホールディングスグループの介護サービス等を提供することにより、認知症の発症および進行を遅らせるとともに、介護までを一貫してサポートします。

※ 2018年10月発売時点

Linkx リンククロス | 笑顔をまもる 認知症保険

◆2019年3月『リンククロス ナインガード』販売開始

経営者の七大疾病・就労不能・要介護・高度障害による長期不在のリスクに備えることができる保険です。

また、商品サービスの一例として、忙しくて健康診断に行く時間がない方や、より短いサイクルで健康状態を把握したい方のために、自宅で居ながらにして健康チェックができる、「郵送血液検査サービス」なども用意しています。

Linkx リンククロス | ナインガード Nineguard

無配当無解約返戻金型総合生活障害保障保険

「健康経営銘柄2019」に初選定、「健康経営優良法人2019年大規模法人部門（ホワイト500）」に3年連続認定

当社では「健康応援企業」への変革を実現するために、社員とその家族の自発的な健康維持、増進が不可欠と考えています。この考えに基づき、「健康経営」「働き方改革」への取組みを進めています。

＜取組みの例＞

ウェアラブル端末の活用	心拍数の計測が可能なFitbit社製ウェアラブル端末を全社員に貸与し、社員の健康増進を後押ししています。
全社員、就業時間内禁煙開始	2019年4月より全社員を対象に就業時間内禁煙を開始しました。医療機関に通院し、禁煙治療を行った社員を対象に、健康保険組合から補助金を支給します。
プレミアムフライデーズの活用	社員は自身や業務の都合に合わせ、月に1度、交代で金曜日を15時退社とします。
労働時間削減	19時以降の在社を原則禁止します。
クアオルト※プログラムへの参加 ※ドイツ語で療養地の意味	全国の日本クアオルト協議会加盟自治体と連携し、クアオルトプログラム（健康増進に向けたウォーキングの実施や地場産食材を使った栄養バランスの優れた料理の提供、温泉施設との連携を利用した健康増進プログラム）に全社員が参加します。

これらを含めたグループ全体の取組みが評価され、経済産業省および東京証券取引所が共同で選定を行う「健康経営銘柄2019」にSOMPOホールディングス株式会社が初選定されました。また、当社は、「健康経営優良法人2019大規模法人部門（ホワイト500）」に3年連続で認定されました。

2019 健康経営銘柄 Health and Productivity

2019 健康経営優良法人 Health and productivity ホワイト500

セレント社 Model Insurer Awards 2019 – Legacy and Ecosystem Transformation 部門 – を受賞

米国のリサーチ＆アドバイザリー会社であるCelent（CEO：Jamie Macgregor）が主催する2019年Model Insurer Awards 2019の Legacy and Ecosystem Transformation部門を、当社は日本の生命保険会社として初めて受賞しました。

既存の生命保険のビジネスモデルからの脱却を目指した「三位一体のビジネスモデル」という取組みが、評価されました。当社は、2016年度から2020年度までの中期経営計画において、「商品」「チャネル」「サービス」が相互に結びつき、お客さまに新たな価値を提供し、お客さま一人ひとりとより強くつながることを目指しています。

項目	具体的な内容
商品	お客さまの健康を応援する健康増進型商品を開発・提供しています。
チャネル	募集人の教育を徹底し、HLアドバイザーという、保険コンサル販売だけでなく、健康に関するアドバイスもできる高品質の募集人を増やしていきます。
サービス	リンククロスという健康サービスプラットフォームをつくり、「健康」を軸とした新たなサービスを開発・運営しています。

CELENT MODEL INSURER

障がい者カヌー・パラサイクリングへのスポーツ応援を開始

当社はダイバーシティの推進に取り組み、多様な人財が強みを発揮し活躍できる社会を目指しています。2018年度新たに、一般社団法人日本障害者カヌー協会と一般社団法人日本パラサイクリング連盟へ協賛し、障がい者スポーツの普及・発展に向けた活動を開始しました。当社の社員が障がい者スポーツへの参加、応援する機会を創出し、「健康応援企業」としての取組みを進めてまいります。今回の取組みは「誰一人取り残さない-No one will be left behind」を理念としたSDGsの取組みの一環でもあり、当社は健康を通じた持続可能な社会の実現を目指します。

MEMO

SOMPOホールディングスグループの概要

SOMPOホールディングスグループの概要 …… 9

SOMPOホールディングスグループの概要

中期経営計画

グループ計画

中期経営計画では、グループ経営理念の具現化に向けて「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを実現します。各事業がそれぞれの魅力を徹底的に高めると同時に、新たな事業機会の探求、グループ内の事業間連携やデジタル技術を活用したお客さまサービスの拡充などを通じて、常に変わりゆくお客さまのニーズに応え、社会的課題を解決していくとともに、お客さまの幸せな人生をひとつなぎで支えていく、従来の延長線上にはない新たなビジネスモデルを創出していきます。

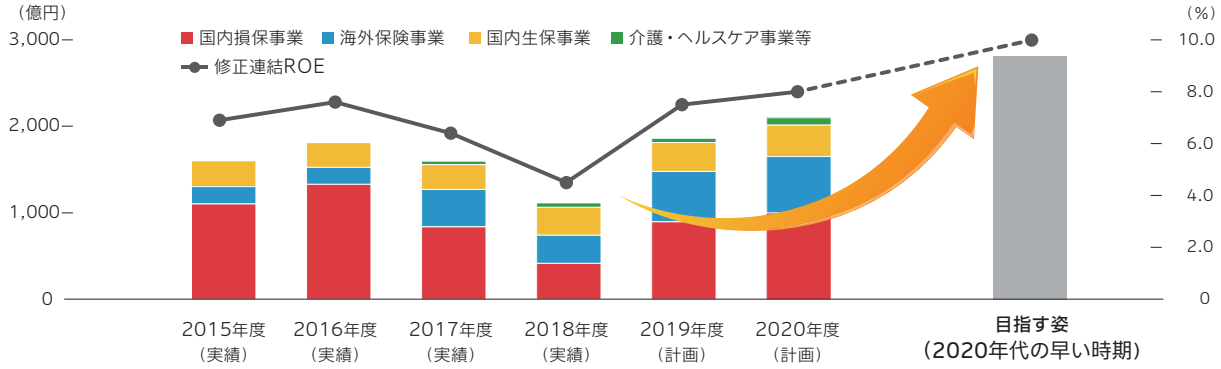

	2015年度（実績）	2016年度（実績）	2017年度（実績）	2018年度（実績）	2019年度（計画）	2020年度（計画）	目指す姿（2020年代の早い時期）
修正連結利益	1,643億円	1,832億円	1,627億円	1,135億円	1,850億円	2,050億円～2,150億円	グローバルトップ10水準へ（3,000億円水準）
修正連結ROE	6.9%	7.6%	6.4%	4.5%	7.5%	8%程度	10%以上

2016年度からスタートした5年間の中期経営計画は、前半計画において、将来の急激な環境変化を見据え、レジリエントなグループへ質的に進化するため、「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築に向けた基盤づくりを着実に実現してきました。2019年度からの後半計画では、質的進化をさらに加速させることで事業基盤を強化し、今後の飛躍的な成長への足場を固め、2020年代の早い時期に「修正連結利益3,000億円以上および修正連結ROE10%以上」の実現を目指していきます。

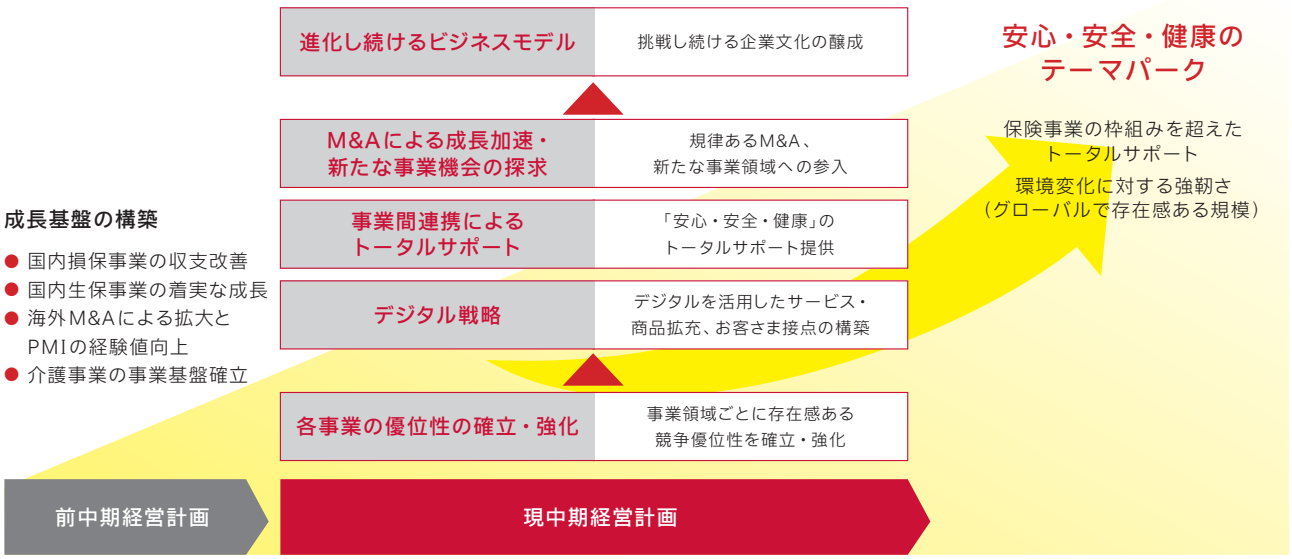

計画を実現するグループ会社

SOMPOホールディングスグループは、国内損保事業、海外保険事業、国内生保事業、介護・ヘルスケア事業やアセットマネジメント、住宅リフォームなどの戦略事業を展開しており、これまでの3年間で、各事業の取組みは次のとおり着実に進展しました。

国内損保事業では、既存事業の成長と新たな価値創造に向けて、デジタル技術の活用や、業界の垣根を超えた先進的なプレイヤーとの協業等によるイノベーションに取り組んでいます。

海外保険事業では、30の国・地域に展開しており、統括会社として設立したSOMPOインターナショナルを中心として真に統合されたプラットフォームの構築を進めています。

国内生保事業では、保険とお客さまの健康を応援するサービスを統合した「Insurhealth：インシュアヘルス」を展開するなど、「健康応援企業」への変革を進めています。また、介護・ヘルスケア事業では、2018年7月に当社グループの介護事業会社4社が合併してSOMPOケア株式会社が誕生し、認知機能の低下予防を起点とした産官学の連携基盤の確立など、「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現に向け着実に取り組んでいます。

さらに、既存事業のデジタルトランスフォーメーションの具現化だけでなく、デジタル戦略が要諦となり、各事業が相互に連鎖し、グループ横断で新しい価値のある商品サービスを展開することによって、SOMPOホールディングスグループにしかできない強みを発揮していきます。

国内損保事業

価値創造イノベーション
～最もお客さまに支持される損害保険会社へ～

2019年度修正利益（予想）：865億円以上

- ビジネスプロセスとシステム基盤の刷新
- デジタルとヒトを融合したお客さま接点の構築
- 質を伴った成長

損保ジャパン日本興亜

SAISON INSURANCE

損保ジャパン日本興亜DC証券

SOMPOリスクマネジメント

海外保険事業

着実なオーガニック成長、
規律あるM&Aによる成長加速

2019年度修正利益（予想）：590億円以上

- 真に統合されたグローバル保険事業プラットフォームの構築
- グループリソース・知見の最適活用

SOMPO INTERNATIONAL

SOMPO SİGORTA

Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.

SOMPO SEGUROS

国内生保事業

「健康応援企業」への変革
～第二の創業期～

2019年度修正利益（予想）：340億円以上

- 健康応援企業への変革
- 商品・サービス・チャネル三位一体のビジネスモデル

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

介護・ヘルスケア事業等

「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の
実現に貢献

2019年度修正利益（予想）：55億円以上

- 高齢者の尊厳を確保した、より安心・安全なサービスを提供
- 社会的課題の解決による持続可能な事業モデルの構築

SOMPOケア

戦略事業

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント　プライムアシスタンス

FRESH HOUSE　SOMPOワランティ　SOMPOヘルスサポート

MEMO

経営について

◆中期経営計画（2016－2020年度） …… 13

◆お客さま本位の業務運営 …… 15

◆財務の健全性

格付け …… 21

ソルベンシー・マージン比率 …… 21

実質資産負債差額 …… 21

基礎利益 …… 22

逆ざやの状況 …… 22

責任準備金の積立状況 …… 22

MCEV …… 23

◆主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況 …… 25

損益の状況 …… 25

主要業績の推移 …… 25

収支の状況 …… 27

資産・負債の状況 …… 29

2018年度の一般勘定資産の運用状況 …… 31

◆業務品質向上に向けた取組み

業務品質向上推進態勢 …… 33

カスタマーセンターのご案内 …… 36

◆お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢 …… 37

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて …… 37

保険金等のお支払い状況 …… 38

内部統制の整備 …… 39

利益相反取引の管理 …… 43

コンプライアンス態勢 …… 44

反社会的勢力への対応 …… 47

お客さま情報の保護 …… 48

◆戦略的リスク経営（ERM）

戦略的リスク経営（ERM）に関する体制 …… 55

戦略的リスク経営（ERM）の運営 …… 56

◆生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは …… 58

中期経営計画（2016-2020年度）

中期経営計画（2016年度～2020年度）において、当社は保険本来の機能（Insurance）に、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた、従来にない新たな価値「保険＋健康（Insurhealth®：インシュアヘルス）」を提供することにより、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」を目指します。

中期経営計画で目指す姿

- 「今までにない新たな価値を提供することにより、日本一イノベーティブな生命保険会社として、IFRSベース500億円水準の利益を生む会社」を目指す。
- 「安心、安全、健康のフロントランナー」としての確固たるひまわり生命ブランドを確立し、高い業務品質を実現しながら、生命保険のその先、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」へ変革を遂げる。

お客さまに提供する新たな価値

1. 業界常識の打破
2. お客さま起点
3. 身近で頼りになる存在

「目指す姿」の実現に向けた大方針

新たな成長エンジンの確立

新成長戦略の実行

競争力を加速するための抜本改革

非連続な生産性の向上

国民が健康になることを応援する「健康応援企業」になる。

目指す姿の実現に向けて

新成長戦略の実行

最先端のICTを活用し、「健康を軸にした新たなサービス」と「そのサービスが一体となった商品」を「新たな価値を提供する募集人」を通じてお届けする「三位一体のビジネスモデル」を全社員で作り上げ、お客さまの近いところで改善を繰り返すことにより、お客さまに新たな価値を提供していきます。

非連続な生産性の向上

事務ルールとそれを貫くICT、商品・サービスのあり方、販売・営業体制のあり方、人財力の向上、基盤となる部分を抜本的に見直します。新たな発想で生産性を非連続に高め、圧倒的なスピードの向上により、目指す姿を実現します。

三位一体のビジネスモデル

当社は、サービス、商品、チャネルが一体となった「三位一体のビジネスモデル」によって、より多くのお客さまとつながり、新たな価値を提供しています。2016年9月に当社は健康サービスブランドである「リンククロス」を立ち上げました。「リンククロス」は、お客さまと一生涯のつながりを持つことを目指し、お客さまに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとしています。サービス、チャネル、商品による「三位一体のビジネスモデル」では、リンククロスを健康サービスプラットフォームとし、健康増進型保険を、HLアドバイザー※を中心とする募集人やダイレクトチャネルでお客さまに提供しています。

※HLアドバイザーとは、最適な保険提案に加え、お客さまが健康になることを応援し続けられる募集人を指します。

三位一体のビジネスモデル

Insurhealth®:インシュアヘルスの提供

三位一体のビジネスモデルにおいては、保険機能(Insurance)に健康応援機能(Healthcare)を組み合わせた従来にない新たな価値(Insurhealth®:インシュアヘルス)をお客さまに提供します。具体的には、保険機能では金銭的にサポートし、健康応援機能では予測、予防、寄添いによるお客さまの健康の維持・増進を図ります。

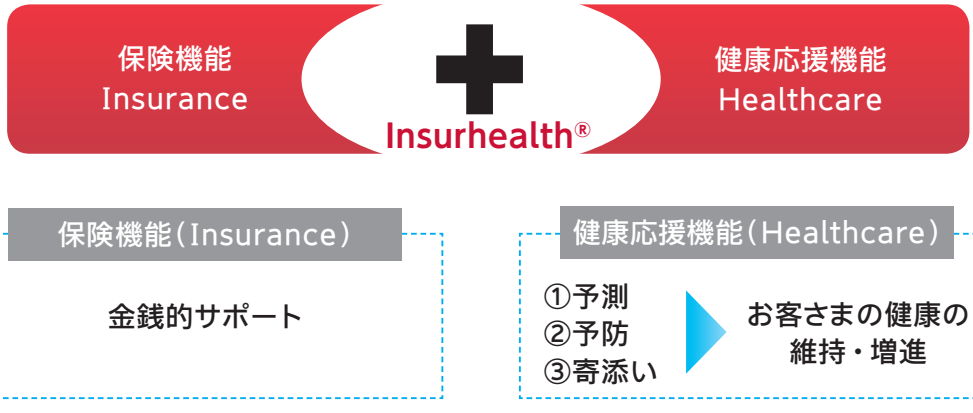

Insurhealth®:インシュアヘルスの具体的な商品として2018年度は4つの商品を発売しました。

①リンククロス じぶんと家族のお守り(健康を応援する収入保障保険)
②リンククロス ピンク(女性用がん診断保険)
③リンククロス 笑顔をまもる認知症保険
④リンククロス ナインガード(経営者と従業員の健康を応援する総合生活障害保障保険)

お客さま本位の業務運営

お客さま本位の業務運営方針

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（以下、「当社」）は、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」という経営理念を掲げています。
当社はこの実現に向け、「お客さま本位の業務運営方針（以下、「本方針」）」を定め、生命保険を基盤にお客さまが健康になることを応援する「健康応援企業」への変革を目指してまいります。
本方針の主な取組みおよび成果指標の結果を公表し、定期的に取組みの検証・見直しを行うことにより、今後も本方針のさらなる推進に取り組んでまいります。

1 お客さまの最善の利益の追求

・当社は、コンプライアンス（法令等遵守）を事業の大前提としたうえで、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、最高品質の安心とサービスを提供することによって、お客さまの最善の利益を追求します。
・当社は、お客さまからのご意見・ご要望等の「お客さまの声」を真摯に受け止め、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

お客さまの声ブックレット

お客さまの声を経営に活かす取組み

お客さまからお寄せいただいた「お客さまの声」は商品・サービスを改善していくうえでの貴重な財産です。
当社の「お客さまの声」に向き合う姿勢やお客さまからお寄せいただいた声に対する取組みをまとめた「お客さまの声ブックレット」を発行しています。

保全手続きの簡素化・迅速化の取組み

・改姓・受取人変更時には請求書と保険証券の提出が必要でしたが、電話のみでお手続きが完了するよう制度を改定しました。
・2018年10月に業界初※となる、ご契約が失効してしまった場合に、一定期間内であれば未払込保険料のご入金で保障を継続できる失効取消制度を導入しました。

※当社調べ 2018年8月27日時点

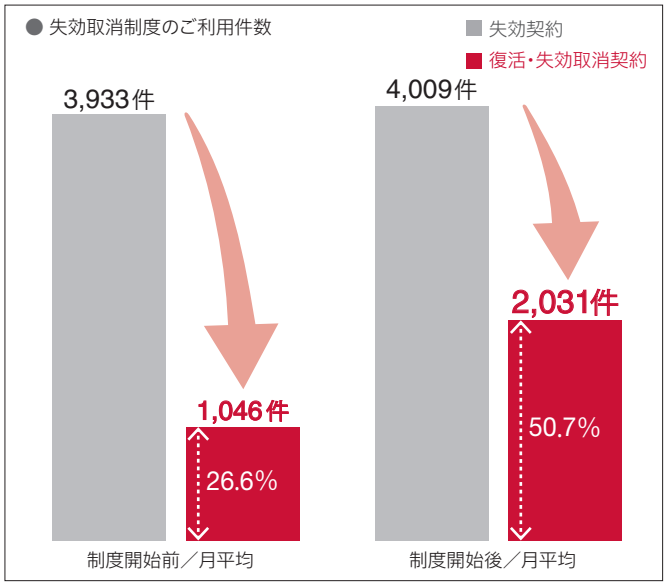

モバイル端末活用によるご契約時の利便性向上

当社は、募集品質の均一化、ご契約の早期成立および保険証券の早期お届けを目指し、
タブレット端末等で保険のお申込みができるペーパーレスでのお申込み手続きに取り組んでいます。
2016年よりペーパーレスを開始して以降、機能改善およびご利用いただけるご契約や対象年齢等
を拡大し、より多くのお客さまにご利用いただけるよう取り組んでいます。

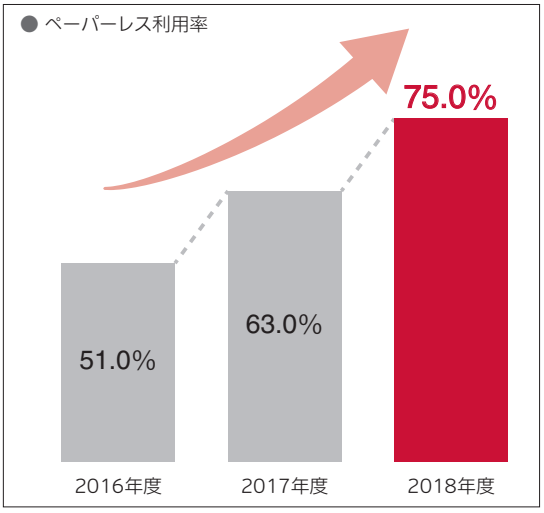

ペーパーレスによるお申込み手続きの
利用率は順調に上がってきています。

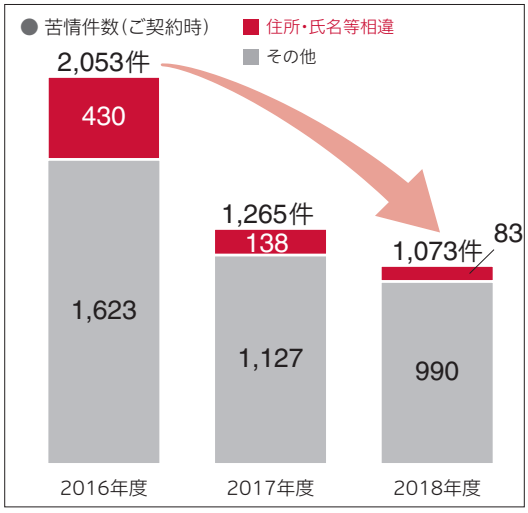

住所・氏名等相違 約80%減少

苦情全体で 約50%減少

ペーパーレス申込手続き開始以降、ご契約時の苦情は約
50%減り、そのうち住所・氏名等の相違に関する苦情は
約 80%減少しました。

「ひまわりクレド～保険金･給付金～」の策定

保険金･給付金支払業務における考え方を示した「ひまわりクレド～保険金･給付金～」(以下、ひまわりクレド)を策定しました。クレド(Credo)とはラテン語で、「信条」「約束」等を意味します。「ひまわりクレド」は、保険金･給付金支払業務に携わる社員一人ひとりが抱いている、お客さま、仕事、仲間への想いを集約し、導き出された5つの要素を「一(いち)」のキーワードを中心に明文化したものです。

「ひまわりクレド」を活用し、保険金等の受付からお支払いまでの一連のプロセスにおける「心構え」「思考」「スピリット」といった社員の認識を一致させることで、さらなる業務品質の向上を図り、お客さまに保険金･給付金を迅速かつ適切にお届けしてまいります。

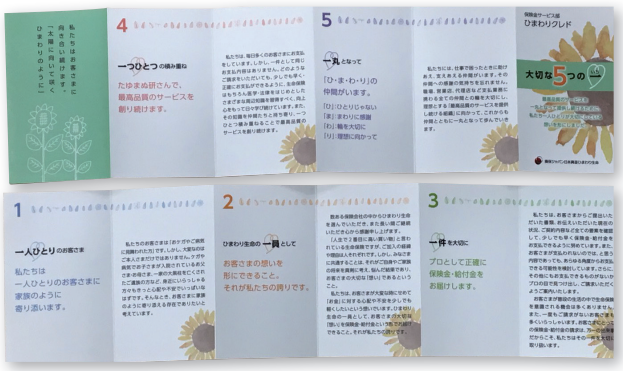

2 お客さまへの分かりやすい情報提供

当社は、お客さまにとって重要な情報を十分にご理解いただけるよう、提供する商品、サービスの特性に応じ、重要な情報をお客さまに適した方法で分かりやすく提供します。

お客さまに適した分かりやすい情報提供

耳や言葉の不自由なお客さまへはビデオ通話を活用した手話・筆談による電話受付サービスをご用意しています。

3 お客さまにふさわしい商品、サービスの提供

・当社は、お客さまの状況、知識や経験、加入目的および加入内容等を勘案し、お客さまのご意向に沿った適切な商品・サービスを提供します。
・当社は、お客さまに万が一の際の保障に加え、健康の維持、増進という価値を提供します。契約前後においてもお客さまと「健康」を軸につながり続けることによって、お客さま一人ひとりに最適な商品・サービスを最適なタイミングで提供します。

「保険」と「健康」を統合した新たな価値(Insurhealth®)の提供

保険本来の機能(Insurance)に、健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせた従来にない新たな価値(Insurhealth:インシュアヘルス)の提供を通じてお客さまの健康維持・増進のお手伝いをさせていただいています。2018年度、法人向けInsurhealth商品「リンククロス ナインガード」を含めた4つのInsurhealth商品を発売しました。

【Insurhealth商品 第1弾】
リンククロス じぶんと家族のお守り

お客さまの健康を応援する収入保障保険「リンククロス じぶんと家族のお守り」では、「健康☆チャレンジ!」制度を創設しました。「リンククロス じぶんと家族のお守り」は多くのお客さまにご評価いただき、申込件数10万件を突破しました。
(ご契約時の健康状態により「健康☆チャレンジ!」制度の対象とならない場合があります。)

お客さまの健康を応援します
健康☆チャレンジ!

ご契約後、所定の期間内に喫煙状態または健康状態などが改善され、当社の定める基準に適合した場合、加入時にさかのぼって保険料を引き下げ、保険料差額相当額をお支払いします。

【Insurhealth商品 第2弾】
リンククロス ピンク

「リンククロス ピンク」では、万が一がんに罹患した際の経済的負担をサポートする商品とともに、複数の企業とパートナーシップ契約を締結し、罹患時や罹患後も自分らしい生活を続けていくための各種サービスをシームレスに提供しています。
また、乳がんの早期発見を応援する取組みとしてサービスサイトをリリースし、乳がん早期発見のための必要なケア(セルフチェック)を行う新しいライフスタイルを提唱するとともに乳がんに関する啓蒙活動を行っています。

【Insurhealth商品 第3弾】
リンククロス 笑顔をまもる認知症保険

「リンククロス 笑顔をまもる認知症保険」では、MCI※1を保障するとともに、MCI・認知症の早期発見や認知機能低下を予防するため「SOMPO笑顔倶楽部」※2を通じた情報提供やサービス紹介等を行っています。
また、当保険の販売を通じて社員・取扱代理店が認知症を正しく理解しお客さまに伝えていくことで、認知症に対する誤解や偏見をなくしていくことを目指しています。
「認知症サポーター養成講座」の受講を全社員に推進し、認知症に関する社員の知識向上を図っています。

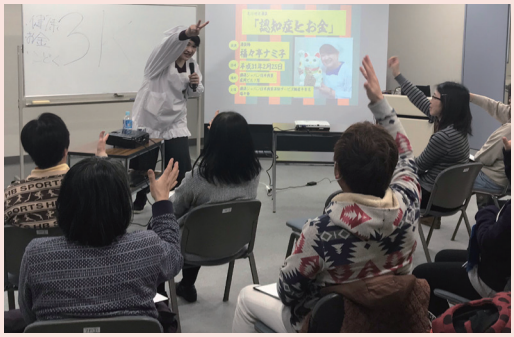
地域と密着した認知症に関するセミナー

※1 MCI(Mild Cognitive Impairmentの略):本人および第三者(家族)から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないが認知症の診断基準を満たさない状態。基本的な日常生活は保たれているが、複雑な日常生活機能の障害は軽度にとどまる。
(出典:医学書院「認知症疾患診療ガイドライン2016」)
※2「認知症にならない、なってもその人らしく生きられる社会」を実現するため、SOMPOホールディングスグループが提供する認知症の最新情報のWebサービスです。

4 利益相反取引の適切な管理

当社は、お客さまの利益を害する恐れのある取引を適切に把握する態勢を整備し、管理します。

5 方針の定着に向けた取組み

・当社は、社員に対し、本方針の定着に向けた動機づけの枠組みを構築し、
健康経営、ダイバーシティ推進、働き方改革に取り組みます。
・当社は、商品・サービスの提供を委託する代理店、募集人に対し、
本方針の定着に向けた指導、教育を行うとともに動機づけの枠組みを構築します。

働き方改革

当社では社員一人ひとりの生産性向上・価値創造と社員一人ひとりのライフスタイルに合致した働き方を実現させること（働き方改革）で、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供できる社員の育成を図ります。
「時間」をベースとした働き方から、「質、工夫」をベースにした働き方への変革を目指し、テレワークやプレミアムフライデーズ※1、座席のフリーアドレス※2等を導入しています。
フリーアドレス導入は、職場のコミュニケーションを円滑化し、業務に合わせた座席を用意するなど、各職場が自ら考え、働き方改革の推進を目指しています。

※1 金曜日を「プレミアムフライデーズ」と定め、社員は自身や業務都合に合わせ月に1度15時退社とする制度
※2 社員が個々に机を持たないオフィススタイル

本方針定着に向けた社員への取組み

全社員が、本方針に基づいた行動ができるよう、職場・個人の観点で目標を設定し、その取組み状況や理解推進を図る勉強会を実施しています。また、本方針の定着を図るため、経営陣自ら本社・営業統括部を回り、業務内容に合わせたメッセージを発信し、本方針が日々の行動指針となり企業文化となるよう取り組んでいます。

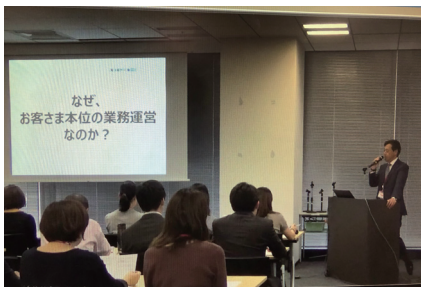

お客さま満足度

（満足層のお客さま（満足＋やや満足）の割合）

ご契約後

81.4%

ご契約時

91.6%

ご請求時

86.0%

※ お客さまアンケートは当社に対する満足度について10点を最高点とし、0点までの11段階でお客さまにご回答いただき、10点9点を満足、8点7点をやや満足、6点5点4点を普通、3点2点をやや不満、1点0点を不満と定義しています。

成果

調査期間

2018年4月～2019年3月

お客さま満足度は、当社のお客さま向けに実施しているアンケート結果によるものです。アンケート結果から、お客さまが当社の品質に概ねご満足いただいていることが読み取れます。今後もより一層の品質向上に取り組んでまいります。

お客さまの数

（保有契約件数）

4,146,250件

（2019年3月末時点）

財務の健全性

格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるS＆Pグローバル・レーティングおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。(2019年7月1日現在)

A+	S&Pグローバル・レーティング 保険財務力格付け
AA	格付投資情報センター 保険金支払能力

○保険財務力格付けは、保険契約の諸条件にしたがって支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。
○保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定どおりに履行される確実性についての意見を表したものです。

ソルベンシー・マージン比率

2018年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,507.5%となり、引き続き高水準を維持しています。

1,507.5%
2018年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

(単位:百万円)

項　目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	340,108	383,002
リスクの合計額（B）	44,952	50,809
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)} \times 100$	1,513.1%	1,507.5%

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政監督上の指標のひとつです。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令などの対象となることがあります。

当社の2018年度末の実質資産負債差額は7,422億円となりました。

＜ご参考＞2017年度末実質資産負債差額　6,572億円

7,422億円
2018年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入（戻入）などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2018年度の基礎利益は、2017年度実績175億円に対して102億円増加し、278億円となりました。

278億円
2018年度

逆ざやの状況

2018年度の逆ざや額は、2017年度実績9億円に対して11億円増加し、20億円となりました。当社では、この逆ざや額を全体の収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しています。

〈逆ざや額の算出方法〉

逆ざや額	＝	基礎利益上の運用収支等の利回り※1	－	平均予定利率※2	×	一般勘定責任準備金※3
［20億円］		［1.73%］		［1.81%］		［2兆5,720億円］

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
（期始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息）×1/2

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、責任準備金の積立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金などの支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられています。

なお、2018年度末はストレス・テストにもとづく危険準備金として458百万円、負債十分性テストにもとづく保険料積立金の追加積立てとして364百万円を積み立てています。

MCEV(Market Consistent Embedded Value)

MCEVとは

MCEVとは、市場整合的エンベディッド・バリューの略称であり、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生命保険事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したものです。

MCEVは、企業の「純資産価値」と、保有契約からもたらされる将来利益の現在価値である「保有契約価値」との合計額です。

一般に生命保険契約は、新契約が成立してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書などの法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

欧州では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後、計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©※(以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。

当社においても、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

※Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

2018年度末MCEV

2018年度末MCEVは下表のとおりです。

(単位:億円)

	2017年度末	2018年度末	増減額
年度末MCEV	8,736	8,144	△ 592
純資産価値	3,815	4,390	＋ 575
保有契約価値	4,921	3,753	△1,167
新契約価値	283	368	＋ 84

・純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。
具体的には貸借対照表の純資産の部の額に、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、契約者配当準備金中の未割当額、満期保有目的の債券の含み損益、責任準備金対応債券の含み損益および金融派生商品の含み損益を加え、無形固定資産を控除した後、これら前8項目に係る税効果相当額を差し引いたものです。
・保有契約価値は、保有契約から将来生じる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したものであり、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を差し引いた額です。
・新契約価値は、当年度に成立した新契約の評価日における価値を示したものであり、年度末MCEVの内数です。
・金額については億円未満を切り捨てて表示しています。

〈MCEV推移〉

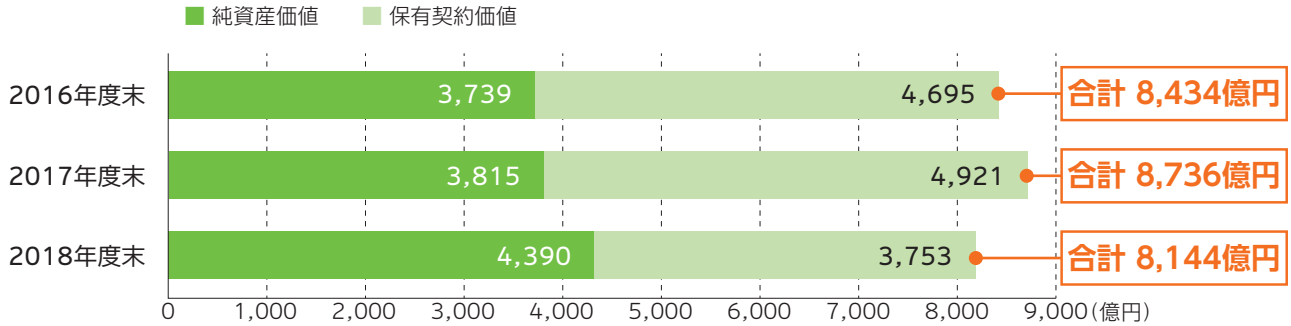

2017年度末から2018年度末への変動要因

2017年度末から2018年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

2018年度新契約価値(A)、2017年度末保有契約価値の割り戻し(B、C)、保険事業に係るその他の要因に基づく差異(F)といった増加要因があった一方、保険関係の前提条件と実績の差異(D)、保険関係の前提条件の変更(E)および経済前提条件と実績の差異(H)といった減少要因がありました。

これらの要因によるMCEV増減総計は523億円の減少となり、さらに株主配当支払の実施により、結果として2018年度末のMCEVは592億円減少しました。

(単位:億円)

変動要因	MCEV
2017年度末MCEV	8,736
A.2018年度新契約価値	＋ 368
B.2017年度末保有契約価値の割り戻し(リスクフリーレート分)	＋ 219
C.2017年度末保有契約価値の割り戻し(期待超過収益分)	＋ 351
D.保険関係の前提条件と実績の差異	△ 280
E.保険関係の前提条件の変更	△ 435
F.保険事業に係るその他の要因に基づく差異	＋ 28
G.保険事業活動によるMCEV増減(A～F)	＋ 252
H.経済前提条件と実績の差異	△ 775
I.その他の要因に基づく差異	－
MCEV増減総計(G～I)	△ 523
株主配当支払	△ 68
2018年度末MCEV	8,144

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに、MCEV算出手法、前提条件および算出結果の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。
意見書およびMCEVに関する詳細については当社の公式ウェブサイトでご参照いただけます。

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値とは異なるものです。前提条件と将来の実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。
また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて行う判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。
これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではありませんので、ご注意ください。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2018年度の新契約高は前年度比286.0%の4兆2,443億円となりました。2018年度末の保有契約高は前年度末比105.4%の23兆3,110億円となりました。
(契約高は個人保険と個人年金保険の合計です。)

保険料等収入は、前年度比101.4%の4,444億円となりました。

総資産は当年度中に2,098億円増加し、当年度末には3兆60億円となりました。

〈主要業績の状況〉

	2017年度(末)	2018年度(末)	前年度(末)比
新契約高	1兆4,840億円	4兆2,443億円	286.0%
保有契約高	22兆1,258億円	23兆3,110億円	105.4%
保険料等収入	4,384億円	4,444億円	101.4%
総資産	2兆7,962億円	3兆60億円	107.5%

損益の状況

2018年度の経常利益は265億円となり、前年度実績167億円に比べ98億円増加しました。

当期純利益は153億円となり、前年度実績81億円に比べ72億円増加しました。

基礎利益は278億円となり、前年度実績175億円に比べ102億円増加しました。

主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2014年度(末)	2015年度(末)	2016年度(末)	2017年度(末)	2018年度(末)
総資産	2,278,147	2,438,055	2,589,026	2,796,230	3,006,090
有価証券残高	2,157,819	2,305,223	2,434,670	2,594,537	2,805,201
責任準備金残高	2,080,338	2,214,871	2,371,198	2,557,365	2,734,761
経常収益	426,197	441,799	469,837	490,791	495,111
保険料等収入	380,741	396,448	419,507	438,487	444,443
資産運用収益	43,373	43,490	48,759	49,490	48,621
保険金等支払金	184,849	180,817	181,079	182,504	186,185
うち解約返戻金	98,040	93,038	91,883	86,263	90,285
経常利益	22,594	22,565	16,880	16,721	26,586
当期純利益	9,727	11,616	8,319	8,117	15,394
ソルベンシー・マージン比率	1,676.3%	1,771.4%	1,573.0%	1,513.1%	1,507.5%
新契約高	2,388,695	2,240,312	2,434,139	1,484,076	4,244,311
保有契約高	21,043,103	21,642,193	22,325,529	22,125,821	23,311,012

(注)新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

〈総資産の推移〉

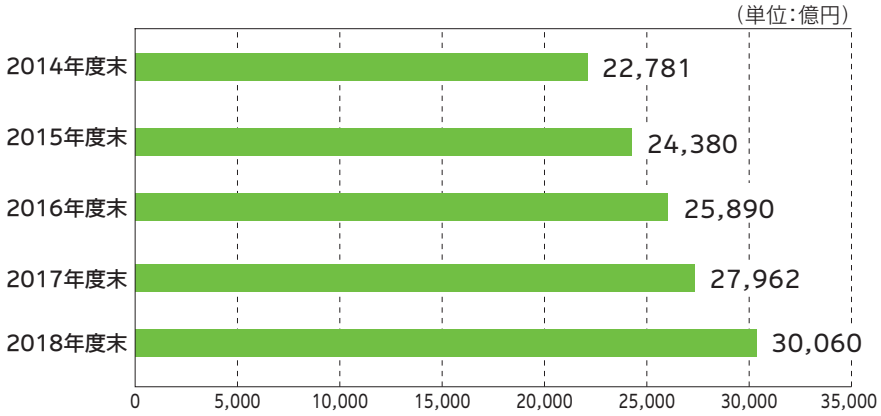

総資産は2,098億円増加し、3兆60億円になりました。

〈保険料等収入の推移〉

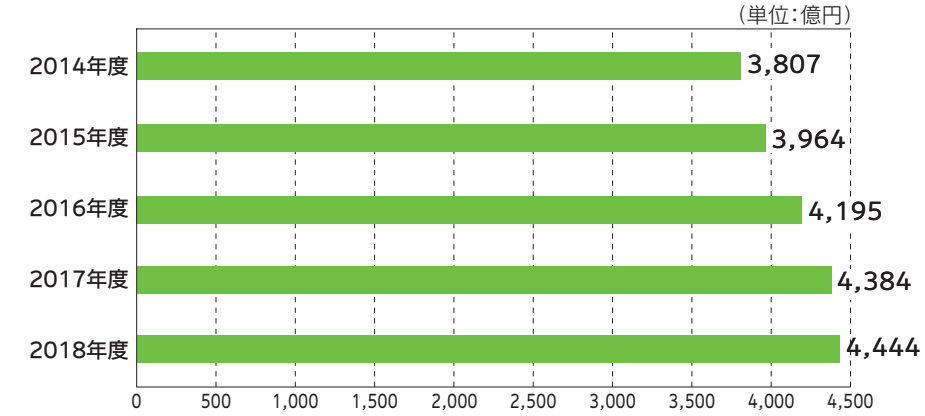

保険料等収入は一般事業会社の売上高に相当します。2018年度は前年度比1.4%の増加となりました。

〈保有契約高の推移（個人保険と個人年金保険の合計）〉

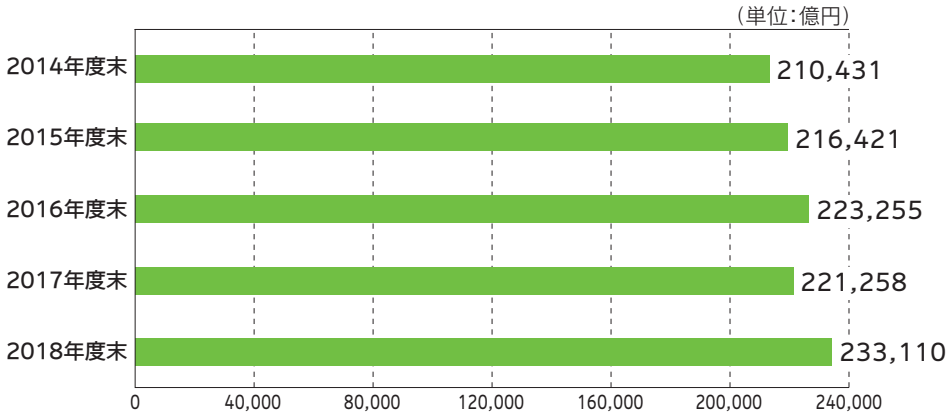

保有契約高は個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。

2018年度末は前年度末比5.4%の増加となりました。

収支の状況

〈損益計算書（抜粋）〉

（単位：百万円）

科　目		2017年度	2018年度
		金　額	金　額
経常収益	①	490,791	495,111
保険料等収入	②	438,487	444,443
保険料		434,803	441,582
再保険収入		3,684	2,861
資産運用収益	③	49,490	48,621
利息及び配当金等収入		43,880	44,583
有価証券売却益		4,132	3,635
特別勘定資産運用益		1,478	391
その他経常収益		2,812	2,045
経常費用	④	474,069	468,524
保険金等支払金	⑤	182,504	186,185
保険金		34,636	32,214
年金		12,362	11,621
給付金		42,700	45,853
解約返戻金		86,263	90,285
その他返戻金		2,904	2,640
再保険料		3,635	3,569
責任準備金等繰入額	⑥	187,276	180,683
資産運用費用	⑦	4,449	3,508
支払利息		96	80
有価証券売却損		2,855	2,394
金融派生商品費用		1,384	926
事業費	⑧	95,576	93,273
その他経常費用		4,263	4,873
経常利益	⑨	16,721	26,586
特別利益		0	－
特別損失	⑩	1,438	1,694
契約者配当準備金繰入額	⑪	3,981	3,292
税引前当期純利益		11,301	21,599
法人税及び住民税		5,392	6,930
法人税等調整額	⑫	△ 2,208	△ 725
法人税等合計		3,184	6,204
当期純利益	⑬	8,117	15,394

①経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
②保険料等収入	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。再保険収入（再保険契約による受取保険金等）もこちらに計上します。
③資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。
④経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。
⑤保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険料（再保険契約による支払保険料）もこちらに計上します。
⑥責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。 損益計算書上は（繰入額－戻入額）の差額で表示されます。
⑦資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。
⑨経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、毎年継続的に発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。
⑩特別損失	特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。
⑪契約者配当準備金繰入額	ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。

＊当社では、ほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。

⑫法人税等調整額	税効果会計を適用したことによる法人税及び住民税の当期調整額を計上します。
⑬当期純利益	税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

資産・負債の状況

〈貸借対照表（抜粋）〉

（単位：百万円、％）

科　目		2017年度末	2018年度末	
		金　額	金　額	構成比
（資産の部）				
現金及び預貯金		90,465	92,843	3.1
有価証券	①	2,594,537	2,805,201	93.3
国債		1,773,257	1,845,412	61.4
地方債		61,410	65,809	2.2
社債		354,833	425,036	14.1
株式		9,233	8,648	0.3
外国証券		395,802	460,294	15.3
貸付金	②	39,865	41,734	1.4
有形固定資産		1,455	1,297	0.0
代理店貸		120	133	0.0
再保険貸		1,925	1,435	0.0
その他資産		53,984	54,814	1.8
未収金		35,828	37,028	1.2
未収収益		7,600	8,045	0.3
繰延税金資産	③	13,923	8,680	0.3
貸倒引当金		△ 48	△ 51	△ 0.0
資産の部合計		2,796,230	3,006,090	100.0
（負債の部）				
保険契約準備金		2,604,810	2,784,798	92.6
支払備金	④	41,979	45,266	1.5
責任準備金	⑤	2,557,365	2,734,761	91.0
契約者配当準備金		5,465	4,770	0.2
代理店借		4,506	4,097	0.1
再保険借		963	821	0.0
その他負債		41,408	46,592	1.5
役員賞与引当金		47	37	0.0
退職給付引当金		3,698	3,802	0.1
時効保険金等払戻引当金		—	601	0.0
特別法上の準備金		6,838	7,490	0.2
価格変動準備金		6,838	7,490	0.2
負債の部合計		2,662,271	2,848,241	94.7
（純資産の部）				
資本金		17,250	17,250	0.6
資本剰余金		13,333	13,333	0.4
利益剰余金		65,624	74,169	2.5
株主資本合計		96,207	104,752	3.5
その他有価証券評価差額金	⑥	37,750	53,096	1.8
純資産の部合計		133,958	157,848	5.3
負債及び純資産の部合計		2,796,230	3,006,090	100.0

①有価証券	有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業などが発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業などが発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式など、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。
②貸付金	生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

＊当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

③繰延税金資産	税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。
④支払備金	支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金などのうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。
⑤責任準備金	将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立てが義務づけられている準備金です。 責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

＊当社は平準純保険料式による積立てを行っています。

⑥その他有価証券評価差額金	生命保険会社では保有する有価証券をその保有目的に応じて、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」、「子会社・関連会社株式」、「その他有価証券」の5つに区分し評価します。このうち、「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

＊当社の一般勘定で保有している有価証券の保有目的別の構成比は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が43.9%、責任準備金対応債券が13.7%、その他有価証券が42.5%です。

2018年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2018年度のわが国経済は、良好な企業業績のもと、設備投資が活発化するなど内需が底堅く推移した一方で、米中通商問題等による先行き不透明感を受け、先進国・新興国とも製造業を中心に企業活動が慎重化され外需が減少したため、景気は緩やかな回復に留まりました。

企業部門は、オリンピック需要による建設投資や人手不足に対応した効率化・省人化投資を積極化した一方、輸出の減少を受けて生産活動は弱めの動きとなりました。個人消費は、自然災害の影響から振れを伴ったものの、人手不足を背景とした賃金上昇から年度を通してみると緩やかに増加しました。また、物価は、人件費の増加を背景に緩やかに上昇しましたが、秋以降の原油安の影響を受けて伸びが鈍化しました。

金融市場では、堅調な米国経済が牽引役となり世界経済の回復が続いたことから、世界的に株価が上昇しました。年度後半には、世界景気の減速を契機に投資家のリスク回避姿勢が高まりリスク性資産が急落する局面がありましたが、各国中銀が景気に配慮した姿勢を示したことで、金融市場は次第に落ち着きを取り戻しました。為替市場では、景気の過熱を防ぐために米国中銀が段階的に政策金利の利上げを行ったことから1ドル114円台までドル高が進行しました。投資家のリスク回避姿勢が高まった局面では、安全資産とされる円に買い需要が集まりましたが、各国中銀による景気への配慮から過度な景気悲観論が後退し、年度末のドル円は110円台後半となりました。株式市場では、年度前半、好調な企業業績や米国経済に支えられ、日経平均は9月に24,000円台まで上昇しました。その後、投資家のリスク回避姿勢の高まりを受け年末にかけて19,500円を割るまで続落しましたが、年度末にかけては、海外株価の上昇に追随し21,205円まで戻しました。債券市場では、7月に日銀が低金利環境の長期化による副作用に配慮して長期金利の変動幅を拡大したことを契機に、10年国債利回りは米国金利につられて上昇しました。しかし、その後は、各国中銀が景気に配慮し政策金利の引き上げ等に慎重な姿勢を示したことから金利は低下基調となり、年度末は小幅ながらマイナス水準で終えました。

当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案し、ALM（資産と負債の総合管理）を重視した資産運用を行っています。

上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は、高格付けの円貨建債券を中心とした資産運用ポートフォリオを構築することにより、長期的に安定した収益の確保を図っています。また、一部を外貨建債券に投資することにより、利回りの向上や資産の分散を図っています。

運用実績の概況

資産配分

2018年度末の一般勘定資産は、前年度末から2,098億円増加し2兆9,830億円となりました。主な資産構成は、有価証券2兆7,839億円（一般勘定占率93.3%）、現預金913億円（同3.1%）となっています。

〈一般勘定資産の構成　2018年度末〉

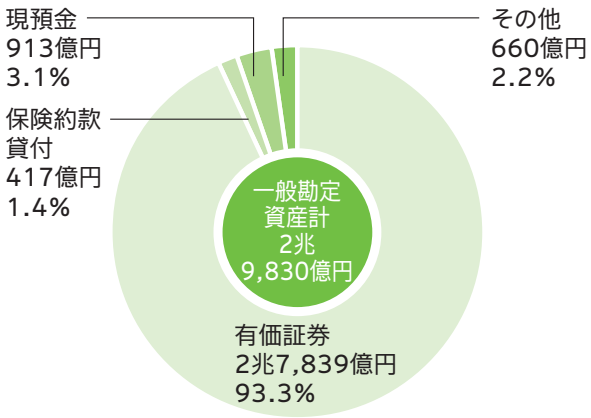

〈有価証券の構成　2018年度末〉

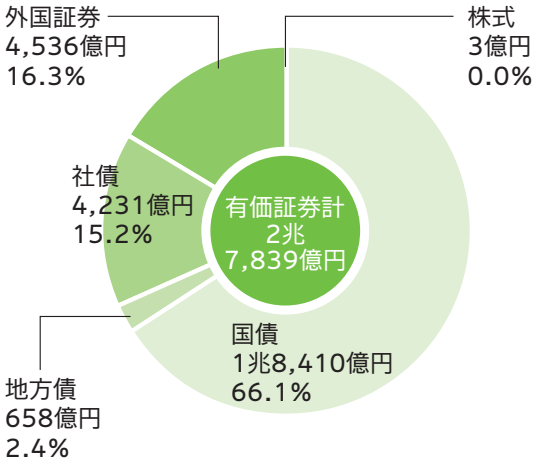

資産運用収支

資産運用収益は、国債等からの利息収入や有価証券売却益等により482億円となる一方、資産運用費用は、有価証券売却損等により35億円となりました。この結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は447億円となりました。

〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

●資産運用収益

（単位：億円）

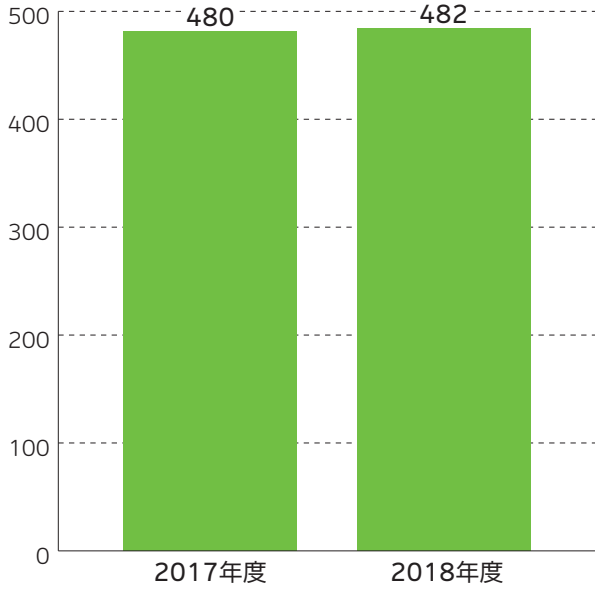

●資産運用費用

（単位：億円）

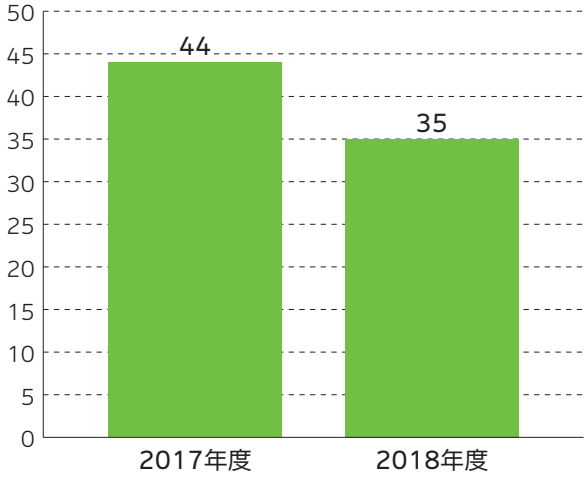

財務の健全性

当社が2018年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の96.4%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格3.6%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成　2018年度末〉

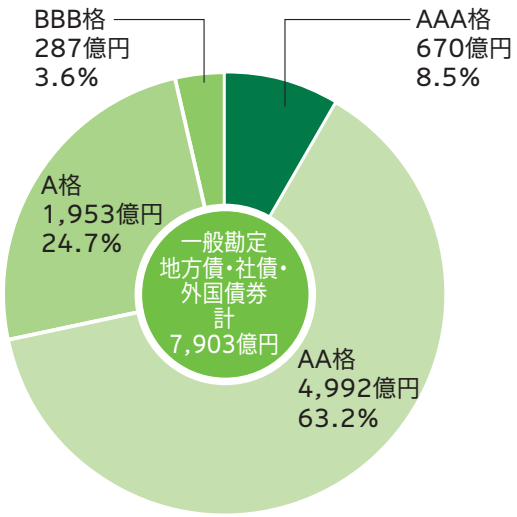

格付は当社社内格付の規程に基づき分類しています。社内格付の規程はムーディーズ、S&Pグローバル・レーティング、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債は含めていません。

証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資の状況

証券化商品等への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS（貸付債権担保住宅金融支援機構債券）およびクレジットリンクノート（クレジットデフォルトスワップを組み込んだ仕組債）のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

業務品質向上に向けた取組み

業務品質向上推進態勢

当社は、お客さま視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し、社会に貢献することを掲げる「グループ経営理念」を共有しています。

この理念の実践をより徹底したものとするため、お客さまからの苦情、ご相談、お問い合わせやさまざまなご意見・ご要望を真摯に受けとめ、ご加入時から保険金・給付金のご請求時まですべての業務プロセスにおける品質の向上に活かしています。

お客さまの声や社会情勢など、多様な視点から業務品質向上課題を発見し、業務品質向上策の検討、着実な実行とその結果の検証を行っており、お客さま本位の業務運営方針を定めたうえで、業務品質向上のPDCAサイクルを実践しています。

また、お客さまの声に対応する仕組みを構築し、2012年4月2日には、苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002」への適合を宣言しました。

今後も、これまで以上に「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、全社員一丸となって、お客さま満足度の向上を実現してまいります。

業務品質向上推進態勢図

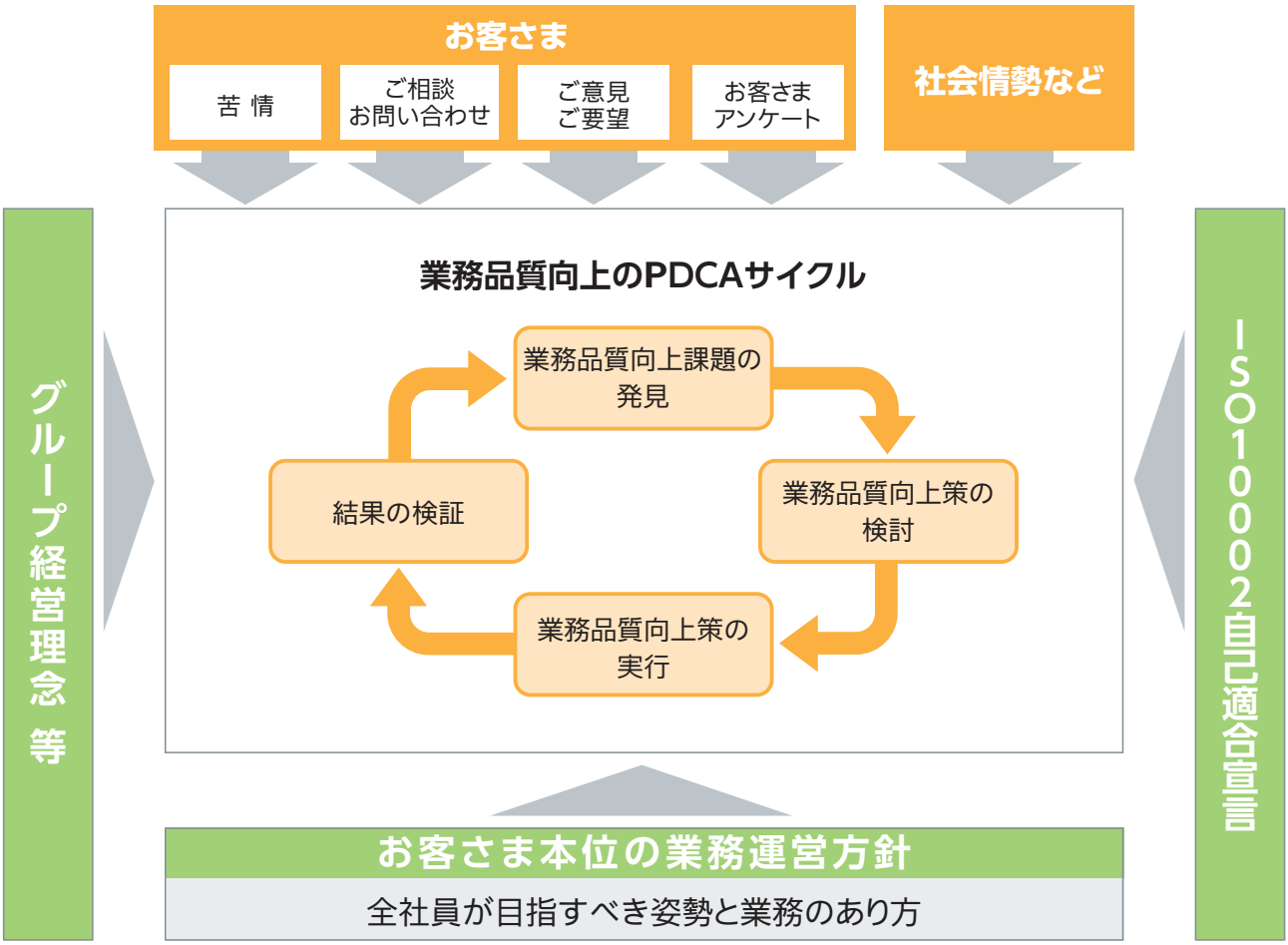

＜苦情対応マネジメントシステムISO10002※への自己適合宣言＞

2012年4月2日付けで、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002（JISQ10002）への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順の国際規格です。2004年7月に「国際標準化機構（ISO）」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会」（JISC）により制定されています。

＜お客さまの声対応態勢＞

1.お客さまへの適切な対応と情報管理

カスタマーセンター、各営業店、取扱代理店、公式ウェブサイト、外部機関、各種アンケートなどに寄せられたお客さまの声は、お客さまの声データベースなどへ集約しています。

2.お客さまの声を活かした経営

お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情を含めたお客さまの声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。

3.お客さまへの情報開示

お客さまの声の受付状況や概要を定期的に当社公式ウェブサイト上の「お客さまの声」にて開示し、お客さまの信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

＜当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置＞

当社に対しご意見・ご要望をお持ちのお客さまのご相談窓口として専用フリーダイヤルを開設しています。また、当社公式ウェブサイト上の「お客さまの声」のご意見・ご要望フォームから、お客さまのご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

●フリーダイヤル

当社に対するご意見・ご要望をお持ちのお客さまの窓口

0120−273−211

受付時間：月～金 9:00～18:00
（土、日、祝日および12/31～1/3を除く）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●公式ウェブサイト

https://www.himawari-life.co.jp/

受付時間：24時間 365日

＜外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）＞

ADRとは、身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は一般社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。

また、一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXでは受け付けておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けし、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

一般社団法人生命保険協会
生命保険相談所〔生命保険相談室：東京〕
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間：9:00～17:00
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
※詳しくは生命保険協会のホームページ
（https://www.seiho.or.jp/）をご覧ください。

お客さまの声（苦情）の受付状況

2018年度にお客さまから寄せられた「お客さまの声（苦情）」の受付状況は下表のとおりです。

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合
ご加入手続き	・契約時の重要事項や商品内容の説明不足に関するもの ・契約時の承諾・同意や約款・保険証券等の受領に関するもの	1,256	18.9%
保険料関係	・保険料の口座振替・送金の手続きや案内に関するもの ・保険料のクレジットカード払いの取扱いに関するもの	1,000	15.0%
契約後手続き	・契約の解約手続きにおける遅延や説明不足に関するもの ・契約の名義や住所の変更における表記誤りに関するもの	1,582	23.8%
支払手続き	・入院等の給付金支払い手続きに関するもの ・入院等の給付金支払時における確認業務に関するもの	1,551	23.3%
その他・サービス	・募集人・担当者のアフターサービス不足に関するもの ・募集人・担当者の態度、マナーに関するもの	1,272	19.1%
2018年度合計		6,661	100.0%

お客さまの声を反映した商品・サービスなどの改善・開発の取組み

当社では、さまざまな形で「お客さま視点」に基づく業務改善の仕組みを構築しています。いただいた「お客さまの声」を活かして、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客さまの利便性向上につながる業務改善に取り組んでいます。

2018年度に実施した改善取組みの事例は次のとおりです。

お客さまの声	改善内容
「健康診断結果通知書のコピーを再提出するよう言われました。もっと簡単にならないのですか。」 「提出した健康診断結果通知書を返送してほしいのですが…」	**「簡易定健扱」を開始しました** 保険申込時の診査方法において、被保険者ご自身で健康診断結果通知書等を見ながら当社指定の項目のみ所定の書式に転記する方法（簡易定健扱）を導入しました。これにより健康診断結果通知書等の提出が不要になりました。
「契約者が認知症のため、本人から問い合わせができません。どうしたらよいでしょうか。」 「家族の連絡先に死亡保険金受取人である長男・次男の2人を登録したいのですが…」	**「ご家族連絡先登録制度」を改定（拡充）しました** あらかじめ契約者より指定されたご家族の方から契約内容等の照会があり、契約者の権利行使を補助する必要がある場合、指定されたご家族の方であれば、契約者以外の方でも契約内容等のお問い合わせにお応えすることができるようになりました。また、当社から登録家族あて各種請求書類を発送することが可能になりました。 「ご家族連絡先登録」の範囲を拡大し、2名まで指定できるようになりました。また、指定できる登録家族の範囲を契約者の4親等以内の親族（いとこなど）・血族に拡大しました。
「入院は短期化しているので、入院保障に加え、通院の保障もほしい。」 「入院費や薬代で出費が多くて大変です。」	**「限定告知医療用入院一時金特約」「限定告知医療用通院特約」を発売しました** 短期化する入院と退院後の通院・在宅療養の保障の充実を図れるよう、医療保険（2014）に引き続き、「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」に付加できる入院一時金特約と通院特約を開発しました。
「保険料引落口座を変更したら失効してしまいました。失効を取り消すことはできませんか。」 「契約が失効したことに納得いきません。」	**「失効取消制度」の取扱いを開始しました** 契約が失効した場合でも、払込猶予期間の翌月末までに未払込保険料のお払込みがあれば、告知不要で失効日にさかのぼって保障を継続する「失効取消制度」の取扱いを開始しました（業界初。2018年8月27日時点当社調べ）。
「改姓手続きは電話で完了したと思っていました。もっと簡単にならないのですか。」	**カスタマーセンターへの電話で手続きが完結できるようになりました** 一定条件を満たす改姓・受取人変更で、請求書の記入・返送の必要なく、契約者からカスタマーセンターへの電話のみで手続きが完結できるようになりました。
「カスタマーセンターへの電話がなかなかつながりません。」	**電話による控除証明書の再発行依頼をSMS経由でWEBから行えるようになりました** 控除証明書発行時期は、契約者からカスタマーセンターへの入電が一時的に集中し、電話がつながりにくくなることがあります。控除証明書再発行については、カスタマーセンターに入電いただいた契約者が自動音声による案内で「控除証明書に関する問い合わせ」を選択し、ガイダンスに従って操作すると、SMS（ショートメッセージ）が契約者のスマートフォンに届き、WEB上で手続きが完了できるようになりました。

カスタマーセンターのご案内

カスタマーセンターでは、ご契約いただいているお客さまからの各種お手続きやお問い合わせ、資料のご請求などを承っています。また、公式ウェブサイトの「ご契約者さま」ページで、各種お手続きのご案内や、書類のご請求ができるサービスなども行っています。ぜひ、ご利用ください。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客さまからのお問い合わせに親切・丁寧に誠意をもって対応させていただいています。

ご契約者さま向けウェブページ

お客さまのお役に立つ情報を、次の各ウェブページで、わかりやすくご案内しています。ぜひ、ご活用ください。

■「よくあるご質問」ページ

お問い合わせの多いご質問と回答を掲載しています。

https://faq.himawari-life.dga.jp/

■「お手続きのご案内」ページ

お手続きの流れや必要書類のご案内などを確認することができます。

■マイ リンククロス（Webサービス）

会員登録をしていただくと、いつでもご契約内容を確認することができます。また、各種お手続きも受け付けいたします。

■お手続きフォーム

以下のお手続きは事前登録なく、インターネットで完了します。

- ●住所・電話番号の変更
- ●生命保険料控除証明書の再発行

また、以下についてはお手続き書類のご請求ができます。

- ●給付金のご請求
- ●受取人さまの変更
- ●ご契約者さまの改姓
- ●保険証券の再発行
- ●保険料振替口座の変更

24時間自動音声による対応

住所変更・保険料振替口座の変更・保険証券の再発行・解約などのお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下のお手続き、お問い合わせを承ります。

- ●保険金・給付金のご請求
- ●住所変更
- ●名義変更、受取人変更、改姓
- ●保険証券の再発行
- ●保険料振替口座の変更
- ●保険料払込み方法の変更
- ●クレジットカードの変更
- ●生命保険料控除証明書の再発行
- ●ご契約内容の変更、解約
- ●契約者貸付のお手続き
- ●ご契約内容のお問い合わせ
- ●その他お手続き

カスタマーセンター（通話料無料）

- **オペレーターによるお問い合わせ窓口** ※携帯電話からもご利用いただけます。

お手続き、お問い合わせ全般　**0120-563-506**　※契約者ご本人さまからお電話ください。

保険金・給付金請求のお手続き、お問い合わせ　**0120-528-170**　※契約者・受取人（請求権者）ご本人さまからお電話ください。

受付時間：月～金 9:00～18:00　土 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- **自動音声によるお手続き書類の送付受付** ※携帯電話からもご利用いただけます。

住所変更、保険料振替口座の変更、保険証券の再発行、解約、生命保険料控除証明書の再発行　**0120-088-312**

受付時間：24時間 365日

※生命保険料控除証明書の再発行は、10月中旬から翌年3月まで承ります。

- **公式ウェブサイトからのお手続き書類の送付受付**

住所変更、保険証券の再発行、生命保険料控除証明書の再発行、給付金請求書類の郵送請求など

受付時間：24時間 365日

https://www.himawari-life.co.jp/

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等を迅速かつ適時・適切にお支払いするとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などさまざまな場面において、お客さまへ適切かつ丁寧なご案内、ご説明を実施しています。

また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性の確保に全社をあげて取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の適切性確保の観点から、社内および社外からの管理監督や検証・牽制する体制の整備など、これまで取り組んできた業務改善策を永続的に推進していきます。

さらに、お客さまのご期待を上回るサービスの提供に向けて、お客さまの声をもれなく把握するとともに、支払業務工程を継続的に見直し、分析と検証を繰り返すことで、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図っていきます。

〈保険金等支払管理態勢図〉

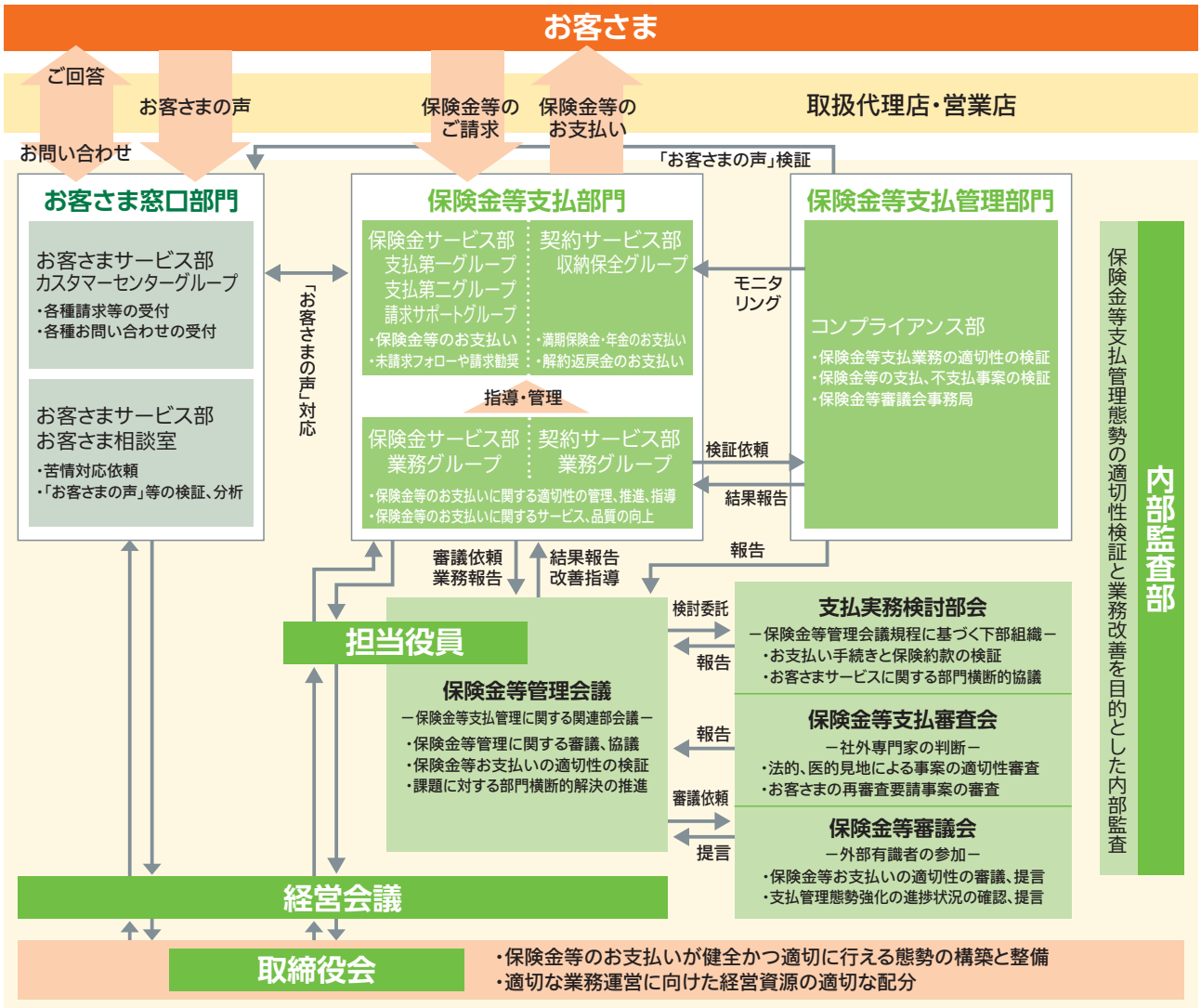

保険金等のお支払い状況

2018年度に保険金等をお支払いした件数は407,313件(うち保険金26,669件、給付金380,644件)です。一方、お支払い対象とならなかった件数は11,995件(うち保険金187件、給付金11,808件)でした。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご契約の保険約款に基づき、医学的・法律的判断などをふまえて適切性を確保していきます。

〈保険金等をお支払いした件数・金額(2018年度)〉

(単位:件、百万円)

	保険金	給付金	合計
件　数	26,669	380,644	407,313
金　額	32,214	45,853	78,068

〈保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2018年度)〉

(単位:件)

お支払いできない理由	保険金	給付金	合計
詐欺による取消し	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	16	873	889
重大事由による解除	0	10	10
免責事由に該当	35	43	78
支払事由に非該当	135	10,759	10,894
その他	1	123	124
合計	187	11,808	11,995

■「お支払いできない理由」の説明

○詐欺による取消し
　お申込み時に、契約者または被保険者等による詐欺行為があった場合
○不法取得目的による無効
　保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合
○告知義務違反による解除
　お申込み時に、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知しなかった場合
　または告知した内容が事実と相違していた場合
○重大事由による解除
　保険金等をだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など
○免責事由に該当
　ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合
○支払事由に非該当
　ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合

内部統制の整備

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築しています。

内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOホールディングス株式会社（以下「HD」といいます。）の定めるSOMPOホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの一員として業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に示します。

（2）HDとの間で経営管理契約を締結し、同社に対して適切に承認を求め、報告を行うとともに、グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を遵守します。

（3）グループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。また、当社の取締役等の職務の執行に係る事項をHDに報告する体制を整備します。

（4）経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会およびHDへの的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

（5）「SOMPOホールディングスグループ　グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

（2）「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

（3）コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンスの推進体制・方法等について検討するとともに、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

（4）不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

（5）「SOMPOホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」および「お客さま対応基本方針」に従い、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

（6）「SOMPOホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」に従い、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。

（7）「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。

（8）「SOMPOホールディングスグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

（9）「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客さまの利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

（10）「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ　ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1)HDが定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定するとともに、これらを社内で共有します。

(2)重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3)取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。

(4)規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(5)「SOMPOホールディングスグループ　IT戦略基本方針」に従い、ITマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。

(6)「SOMPOホールディングスグループ　外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。

(7)「SOMPOホールディングスグループ　資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。

(8)「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

(1)当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」に従い、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

(2)当社は、「SOMPOホールディングスグループ　財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」に従い、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9−1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会事務局を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1)監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2)監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3)監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9−2. 監査役への報告に関する体制

(1)当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む)および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役(HD監査役を含む)の要請する報告を確実に行います。

(2)当社は、役職員が監査役(HD監査役を含む)に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(3)監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9−3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

（2）監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

（3）重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

（4）監査役の求めに応じて、HD監査役が当社監査役と連携する機会および当社の役職員から情報収集する機会を確保します。

（5）内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。

（6）監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

(1)内部統制システム(全般)

・当社は、内部統制を有効に機能させるためにグループ共通の基本方針のもと、取締役会においてそれらの運用状況を定期的に確認しながら関連する内部統制の改善を継続的に行っています。

(2)コンプライアンス

・当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針等を踏まえ、コンプライアンス・プログラムを策定し、そのプログラムに基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
・当社は、内部通報・内部監査等の制度を整備して、法令違反その他不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
・内部通報においては、社内に内部通報窓口を設けているほか、グループ全体の内部通報窓口として「総合ほっとライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
・当社は、不適切事象を把握したときは、適切に対応しています。
・当社は、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、コンプライアンスプログラムへの対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組みの妥当性の検証を行っています。

(3)戦略的リスク経営に関する体制

・当社は、「SOMPOホールディングスグループERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
・当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、リスクコントローラー(担当役員)を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
・当社は、経営会議において、戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議を行っています。

(4)取締役職務執行体制

・当社は、経営方針、経営計画の策定等、会社の経営に重大な影響を与える事項については経営会議で十分に協議を行い、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。
・当社は、取締役会の監督機能強化を図るため、各取締役の年度目標について取締役会に報告し、取締役間での進捗の相互確認や意見交換を行っています。

(5)監査役の監査体制

・当社は、監査役監査の実効性を確保するため監査役会事務局を設けることとし、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを配置しています。
・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。
・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等の情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、課題認識等について意見交換を実施しています。

利益相反取引の管理

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に基づき、当社または当社グループ金融機関が行う利益相反の恐れのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築します。

1. 管理対象取引の特定

(1)当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害される恐れが認められる場合、管理対象会社(SOMPOホールディングスおよび「別表」の当社グループ金融機関)は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

・お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
・お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為

(2)管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

2. 管理対象取引の管理

(1)管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。

ア　管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
イ　管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
ウ　管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
エ　管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

(2)管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から5年間、これを保存します。

3. 管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

(1)管理対象取引を管理する部署(管理部署)および管理統括者を設置します。
(2)管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはSOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。
(3)上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分に沿って講じるべき措置の内容を決定します。
(4)利益相反管理方針の概要を公表します。
(5)役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。
(6)利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

別表

①　損害保険ジャパン日本興亜株式会社
②　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
③　セゾン自動車火災保険株式会社
④　日立キャピタル損害保険株式会社
⑤　損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社

コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備に関する「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」ならびに「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、適正な保険募集の確保および保険募集人の業務品質向上に向けた「保険募集管理基本方針」を定めています。

上記方針のもと、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてSOMPOホールディングスグループの当該年度グループコンプライアンス推進方針を踏まえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部門の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、本社においては、コンプライアンス推進会議を設置して、部門横断での協議によるコンプライアンス推進状況の実態把握と分析を行うとともに、コンプライアンス統括部署（保険募集に関するコンプライアンス統括を含む）であるコンプライアンス部とコンプライアンス担当部門である本社各部が、連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業店におけるコンプライアンス推進および適正な内部管理態勢の構築・強化に向けて、統括部・営業部ごとに内部統制スタッフを配置するとともに、コンプライアンスに関して集中的に議論する場として、営業部門コンプライアンス推進会議を設置しています。

これらのコンプライアンス推進の取組みは、定期的に取締役会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。

コンプライアンス推進の具体的取組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部室などから時宜に応じたコンプライアンスメッセージを継続的に発信するとともに、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を公開して研修などで活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のためにコンプライアンスミーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する取扱代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店コンプライアンスマニュアル」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.46)を制定し、その周知・徹底を図っています。

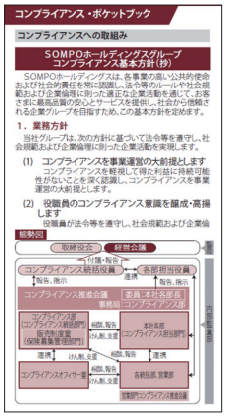

内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告自体ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口(ホットライン)」を設置し、運営しています。

このホットラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。

2018年度は、上記の窓口で26件の通報・相談を受け付け、関連部門間で連携し事実確認・調査など適切に対応しています。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」（2000年法律第101号）に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実に行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
  未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。
- ご高齢者に対する販売等にあたっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。
- 変額保険等の投資性商品の勧誘にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。
- 保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
- お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
- 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
- 保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
- 勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。
- お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の〔お問い合わせ窓口〕までご連絡ください。
  [お問い合わせ窓口] お客さま相談室
  [電話番号] 0120－273－211（通話料無料）
  [受付時間] 月～金9:00～18:00
  ※土日祝日および12/31～1/3を除く

取引時確認に関するお客さまへのお願い

生命保険会社では、犯罪収益移転防止法に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力対応基本方針

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体など、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社およびグループ会社は従来からこの問題には敢然と立ち向かっており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」(P.159)を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断の取組みの一環として、2012年４月から、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。(団体保険については2012年10月から導入)

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項に次の内容を規定しています。

- ●保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- ●保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- ●保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

お客さま情報の保護

当社は、「SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取扱いを実践するために、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。「個人情報保護宣言」は、当社公式ウェブサイト上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、SOMPOホールディングスグループの一員として、「SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドライン等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、SOMPOホールディングスグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば、次に掲げる方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
・一般社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の〈1〉から〈4〉まで、および4. に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

〈1〉生命保険業
（1）各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
（2）再保険契約の締結、再保険金の請求
（3）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
（4）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（5）代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
（6）各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
（7）当社が有する債権の回収
（8）市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
（9）問い合わせ・依頼等への対応
（10）その他保険に関連・付随する業務
〈2〉CSR活動
CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供
〈3〉電話応対―通話録音
（1）お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
（2）ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
（3）電話応対を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用
〈4〉その他
その他、上記〈1〉から〈3〉までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得
当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
〈1〉法令に基づく場合等、個人情報保護法第23条第1項に掲げる場合
〈2〉当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
〈3〉グループ会社・提携企業との間で共同利用を行う場合
〈4〉生保協会および生命保険会社等の間で共同利用を行う場合
〈5〉個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合
〈再保険契約について〉
当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを国内外の再保険取引会社に提供することがあります。

4. 個人データの共同利用
〈1〉一般社団法人生命保険協会および生命保険会社等
当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。
※詳細につきましては当社のホームページをご覧ください。
〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉
・契約内容登録制度
・契約内容照会制度
・医療保障保険契約内容登録制度
・支払査定時照会制度
〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉
・募集人登録情報照会制度
・合格情報照会制度
・廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度
・変額保険販売資格者制度

〈2〉グループ会社との間の共同利用

（1）SOMPOホールディングス株式会社によるグループとしての経営管理業務の遂行のために、SOMPOホールディングス株式会社とSOMPOホールディングスグループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

〈A〉SOMPOホールディングスグループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報

〈B〉SOMPOホールディングスグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

（2）－1 SOMPOホールディングスグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOホールディングスグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とSOMPOホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

SOMPOホールディングスグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

（2）－2 SOMPOホールディングスグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOホールディングスグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断、データ分析等、お客さまへの付加価値向上に資する各種業務のために、当社とSOMPOホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

SOMPOホールディングスグループ各社が保有する個人データ：

・氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容、アプリ等サービスの利用内容、位置情報、名刺情報（会社名、部署名、肩書き等を含む名刺から読み取れる情報）など、お取引に関する情報以外でSOMPOホールディングスグループにご提供いただいた情報、その他対面・電話・WEB・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含みSOMPOホールディングスグループ各社が取得した情報

・お取引に関わらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容など、お客さまがHPでの見積り試算や、コールセンターへのお問合せなどによってSOMPOホールディングスグループ各社にご提供いただいた情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

(3)当社は、生命保険代理店等およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、当社とSOMPOホールディングス株式会社およびSOMPOホールディングスグループ各社との間で、次のとおり、生命保険代理店等およびその従業者に係る個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目
氏名、住所、生年月日、生命保険代理店等またはその従業者の登録申請および届出に係る事項、その他生命保険代理店等またはその従業者の管理のための情報

B.共同利用するグループ会社の範囲
SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社
グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(注)センシティブ情報とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条」に定める機微情報(個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含みます)をいいます。

〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈4〉法令に基づく場合
〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報を作成する場合は、法令で定める基準に従い適正に加工します。作成したときは、加工方法等の安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を自ら利用するときは、作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為はしません。

(注)匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、個人情報保護法第2条第9項に定める匿名加工情報をいいます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等 の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、〈お問い合わせ窓口〉にお願いいたします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

8. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データの漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

9. 個人情報の取扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを国内外の他の事業者に委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

・保険証券等の発送に関する事務
・各種送付物の発送に関する事務
・情報システムの運用・保守に関する業務

10. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

（一社）生命保険協会　生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005　千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

11. 日本以外の在住者の個人情報の取り扱い

日本以外の在住者の個人情報について、当社から第三者提供先（上記3.）、委託先（上記9.）、共同利用先（上記4.）へ転送され、日本国または日本国外のサーバーに保存される場合があります。当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

顧客情報統括管理責任者
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
コンプライアンス部担当役員

〈お問い合わせ窓口〉

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。
ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。
その他の当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。
また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。
ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
〒163-8626　東京都新宿区西新宿6-13-1　新宿セントラルパークビル
0120－100－127（お客さま相談室）
受付時間　9:00～18:00（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス　https://www.himawari-life.co.jp/

特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることはありません。

（取得方法の例）
・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用・第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

〈1〉法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

（1）保険取引等に関する支払調書等の作成事務
（2）報酬・料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
（3）不動産等取引に関する支払調書の作成事務
（4）その他法令に定められた個人番号関係事務

〈2〉法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

（1）激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
（2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「7. お問い合わせ窓口」にお願いいたします。

6. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

（一社）生命保険協会　生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

7. お問い合わせ窓口

当社は、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。
当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
〒163-8626　東京都新宿区西新宿6-13-1　新宿セントラルパークビル
0120－100－127（お客さま相談室）
受付時間　9:00～18:00（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス　https://www.himawari-life.co.jp/

サイバーセキュリティに関する取組み

近年のインターネットの利用拡大やサイバー攻撃の高度化（手口の巧妙化）によって、サイバーテロの脅威が高まっています。当社では、サイバーセキュリティ対策を重要な経営課題と認識して、次のような取組みを通じてサイバーセキュリティ強化に取り組んでいます。

1.システム対策

外部からの不正アクセスによる情報漏えい等を防止するため、不正侵入防御システムやウィルス対策ソフト等を導入しています。また、お客さまの情報にアクセスできる者を必要最小限の範囲に限定し、漏えい等防止に努めています。

2.緊急時のための態勢整備

緊急時の対応態勢を整備し、社内にサイバーインシデント対応の専門班を設置するとともに、サイバー攻撃を受けた場合の報告ルートや対応手順を明確にしています。

3.社員への教育・訓練

情報セキュリティに関する意識向上と適切な管理を促進するため、従業者に対し、マニュアルや訓練による教育を定期的に実施しています。

戦略的リスク経営（ERM）

SOMPOホールディングスグループの「戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としています。

当社は、グループの中核生命保険会社として、グループの利益目標の達成に貢献すべく、戦略的リスク経営を推進しています。

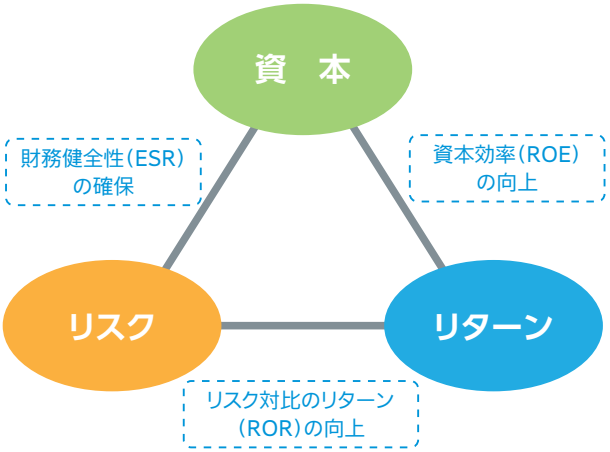

戦略的リスク経営（ERM）に関する体制

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「グループ ERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定めています。

当社は、「グループ ERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営の枠組みや体制などを整備するとともに、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「グループ リスク選好」と整合的な事業計画およびリスクテイク計画を策定します。

社長は、経営会議の協議を経て、リスク許容度に関する対応方針を決定します。また、経営会議では、経営陣が当社のリスク状況を把握したうえで、リスク管理に関する重要な事項を審議し、適切な意思決定を行います。

リスク管理部は、リスク管理態勢を整備・推進する役割を担い、また、商品開発部門・資産運用部門などとは独立した組織として、業務執行を牽制する態勢を確保しています。各リスク管理担当部門は、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。

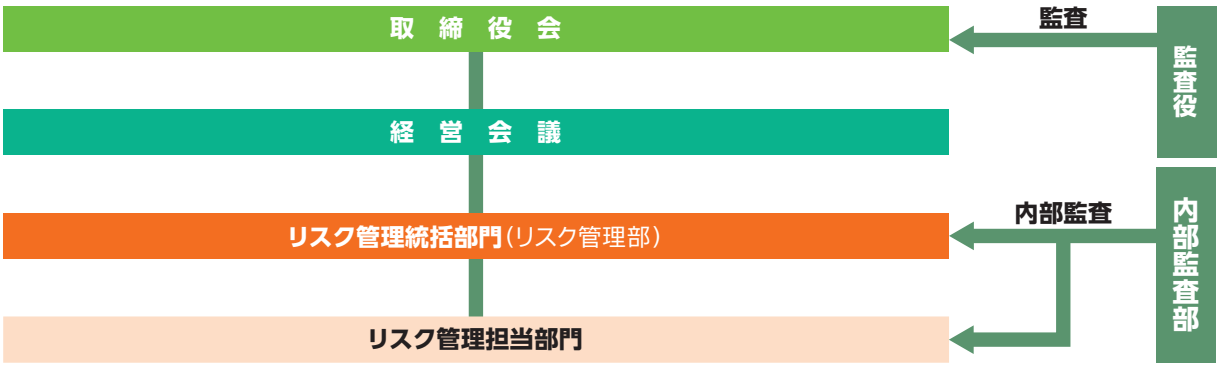

戦略的リスク経営(ERM)の運営

戦略的リスク経営のPDCAサイクル

SOMPOホールディングスは、資本を有効活用するために、グループ全体を4つの事業単位(国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業)に区分し、各事業の成長性や収益性などをふまえて資本配賦を行っています。

当社は、「グループ リスク選好」に基づき事業計画を策定し(Plan)、配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行い(Do)、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ(Check)、必要に応じて事業計画の見直しなどを行う(Action)PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営することで、利益目標の達成を目指しています。戦略的リスク経営の運営では、グループ全体最適の観点から、資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールしており、商品開発、資産運用計画などの個別施策においても、経営の意思決定に活用しています。

リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

(1)トップリスク管理

「事業に重大な影響を及ぼす可能性があるリスク」をトップリスクと定義し、リスクコントローラー(担当役員)を定め、対応策の実施、進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

トップリスクの選定にあたっては、リスクアセスメントによるボトムアップでの洗い出しに加えて、経営陣による環境認識をふまえたトップダウンの観点も考慮して決定しています。

(2)エマージングリスク管理

「環境変化等により新たに発現または変化し、将来、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定義し、トップリスクへの変化の予兆をとらえて適切に管理しています。

エマージングリスクは、損失軽減の観点だけでなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要であり、グループ横断でモニタリング、調査研究を進めています。

(3)自己資本管理

当社は、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを統一的な尺度(VaR:Value at Risk)で定量化したうえで、リスクと資本の状況を定期的にモニタリングし、リスク許容度に抵触する恐れが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

リスクの種類	内容
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。 当社は、保険商品の開発または改定などを行う場合、商品企画部から独立した組織であるリスク管理部が保険事故発生率などに照らした保険料水準の適切性や会社業績・財務状況に及ぼし得る影響などを検証しています。また、保険事故発生率などの実績の把握・分析を行い、必要に応じて保険料率や販売方針の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。
資産運用リスク	金利、為替等の変動や信用供与先の財務状況の悪化などにより、保有する資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 当社は、資産運用リスクモデルにより、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理しています。市場の変化に対し適時に対応できるよう、週次で資産情報を把握し、資産運用リスク量を計測しています。
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理担当部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。 オペレーショナル・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客さまの信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理をしています。
流動性リスク	流動性リスクとは、新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、および巨大災害での多額の保険金支払いにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などで取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 当社は、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

(4)ストレステスト

当社の経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して、必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

シナリオ・ストレステスト	大規模な自然災害や金融市場の混乱など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。
リバース・ストレステスト	リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめアクションに備えることを目的として実施しています。
感応度分析	主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握することを目的として実施しています。

(5)リミット管理

当社は与信リスク、出再リスクについてSOMPOホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度と整合的に設定したリミットをそれぞれ超過しないように管理しています。

再保険に係る方針

当社は、リスク分散または収益安定の観点から、再保険を活用しています。

再保険取引においては、格付けをもとに信用力を重視して出再先を選定するとともに、特定の再保険会社に過度に取引が集中しないように、格付けに応じたリミットを設定して管理しています。

大規模災害等への対応

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、大規模自然災害などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として「業務継続体制構築基本規程」を定めています。

この規程に従い、災害などの危機発生から終息に至る有事に適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応を計画などに定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 ＝ 90% － {（過去5年間における各年の予定利率 － 基準利率）の総和 ÷ 2}
（注1）基準利率は、保護機構のホームページで確認できます。
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合

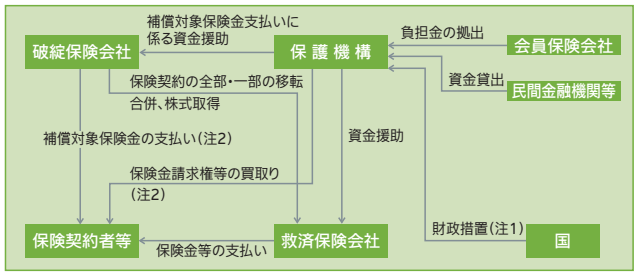

○救済保険会社が現れない場合

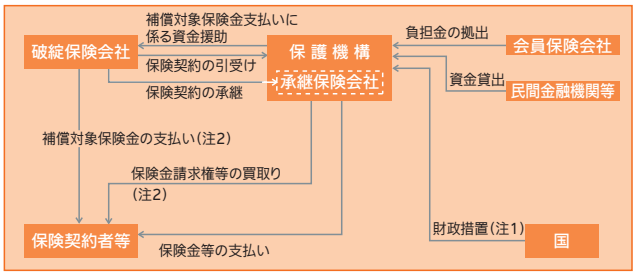

（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　TEL.03-3286-2820　　ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

〈月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時〉

MEMO

CSRの取組み

企業の社会的責任（CSR） …… 61
グループCSR重点課題 …… 61
「SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標」達成へ向けた取組み …… 62
SDGs達成へ寄与する取組み事例 …… 62
CSRの取組み …… 63

CSRの取組み

企業の社会的責任（CSR）

当社では、環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

SOMPOホールディングスグループでは、「グループCSRビジョン」に基づき、デジタル技術の活用や新たな事業・サービスの展開によって、既存のビジネスモデルやグループ全体の事業ポートフォリオの変革を進めます。「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを通じて新たな価値を創造することで、レジリエントでサステナブルな社会の実現を目指します。

グループCSRビジョン

SOMPOホールディングスグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。また、常に一歩先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエントで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

グループCSR重点課題

SOMPOホールディングスグループでは、2015年に国連が定めた「持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」などの国際社会の動向などをふまえて、グループCSR重点課題を見直しました。「安心・安全・健康に資する最高品質のサービスの提供を通じてレジリエントで持続可能な社会に貢献する」というCSRビジョンに基づき、グループが取り組むべき5つの重点課題を特定しました。また、重点課題に取り組むにあたって、グループの強みを活かした取組みを推進するために、３つの重点アプローチを定めました。

5つの重点課題

	目指す姿
1 防災・減災への取組み	防災・減災に資する商品・サービスなどの提供やさまざまな組織との協働プロジェクトを展開し、人々が安心・安全に暮らせる社会の実現に貢献している。
2 健康・福祉への貢献	質の高い介護・ヘルスケアサービスなどの提供や健康・福祉の増進に資するプロジェクトを展開し、あらゆる人々がよりよく生活できる社会の実現に貢献している。
3 地球環境問題への対応	気候変動への適応と緩和、生物多様性の保全などにバリューチェーンで対処し、新しいソリューションを提供することで、持続可能な社会の実現に貢献している。
4 よりよいコミュニティ・社会づくり	社会貢献活動や地域の文化振興に資する活動などを通じ、ステークホルダーからもっとも信頼される企業グループとして、よりよいコミュニティ・社会の実現に貢献している。
5 ダイバーシティの推進・啓発	基本的人権を尊重し、多様な個性を認め、ダイバーシティを推進することで、社員を含めたステークホルダーが活躍できる社会の実現に貢献している。

3つの重点アプローチ

1. 金融機能やデジタル技術などを活かした革新的な商品・サービスの提供
2. 人材育成を意識したNPO／NGOなどをはじめとするさまざまなステークホルダーとの連携
3. 継続的に支援し、培ってきた文化・芸術を通じた取組み

「SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標」達成へ向けた取組み

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月、国連サミットにおいて採択された、2030年までに世界で達成すべき17の社会的課題に対する目標です。公式合意文書の第67段落では、「創造性とイノベーションを持つ企業の参画を要請する」と明記されるなど、SDGs 達成において企業の役割が期待されています。

SDGs達成へ寄与する取組み事例

SOMPOホールディングスグループでは、SDGs 達成に向けてさまざまな取組みを実施しています。
次ページより当社の取組みを紹介します。

5つの重点課題	SDGsへの主な貢献	
①防災・減災への取組み	3 すべての人に健康と福祉を / 11 住み続けられるまちづくりを / 13 気候変動に具体的な対策を	
②健康・福祉への貢献	1 貧困をなくそう / 3 すべての人に健康と福祉を	
③地球環境問題への対応	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに / 13 気候変動に具体的な対策を / 15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
④よりよいコミュニティ・社会づくり	4 質の高い教育をみんなに / 9 産業と技術革新の基盤をつくろう / 12 つくる責任つかう責任 / 16 平和と公正をすべての人に	
⑤ダイバーシティの推進・啓発	5 ジェンダー平等を実現しよう / 8 働きがいも経済成長も / 10 人や国の不平等をなくそう	

CSRの取組み

重点課題1　防災・減災への取組み

交通事故の削減

当社ではISO39001（道路交通安全マネジメントシステム※）を取得した経験を活かし、交通事故の削減に向けた取組みを行っています。

実施項目は、当社社員を対象とした安全運転講習をより充実させるべく、入社後3年間毎年行われる社内研修等において交通事故について取り上げる、交通事故多発者に自動車教習所での講習受講を義務付ける、運転経験の浅い社員が安全運転講習を受講するための支援を行うなど、社員の交通事故削減に向けた意識向上を図っています。

※ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）とは、交通事故の死者や重大な負傷者を減らすことを目的に、道路交通安全のためにさまざまな組織が取り組むべきマネジメントシステムの要求事項を定めたものです。

つながる SDGs

重点課題2　健康・福祉への貢献

わたしらしい「健康」をサポートする「リンククロス」ブランド

「リンククロス」とは、2016年9月に立ち上げた健康サービスブランドです。健康に関するアプリや商品を提供し、“いざというときに保険金をお支払いする”だけでなく、“病気にならないように支援する”などお客さまと一生涯つながり、お客さまの健康維持・増進を後押しすることを目指しています。

Linkx siru リンククロス
私の健康を支える情報アプリ
リンククロス シル

Linkx reco リンククロス
ふたりだから続けられるダイエットアプリ
リンククロス レコ

Linkx aruku リンククロス
いつもの道が楽しくなるお散歩アプリ
リンククロス アルク

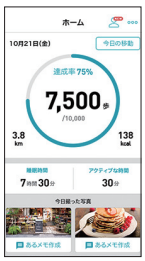

つながる SDGs

Insurhealth®:インシュアヘルスの提供

当社は、保険本来の機能（Insurance）に、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせ、お客さまが健康になることを応援する、従来にない新たな価値「保険＋健康（Insurhealth®）」を提供しています。

つながる SDGs

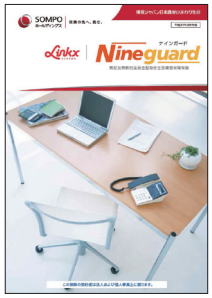

「ひまわりラウンジ～サンテリエ～」の開設

当社は、生命保険のその先、お客さまに一生涯寄り添う「健康応援企業」への変革を目指しており、そのためにはまず社員自らが健康になることが大切であると考え、健康経営を重要な会社戦略と位置づけて取り組んでいます。「ひまわりラウンジ～サンテリエ～」は健康経営の一環として、「健康的な食事の提供」「休養スペースの快適性向上」「運動の促進」など社員の健康応援を具現化した空間としています。

また、グループ会社であるSOMPOチャレンジド株式会社※が清掃などでひまわりラウンジの運営に参加し、障がいのある人とともに、いきいきと働く空間を目指します。

※障がい者が強みを活かしながら働くことができる環境を実現するため、2018年4月2日に創設されたグループ会社です。

つながる SDGs

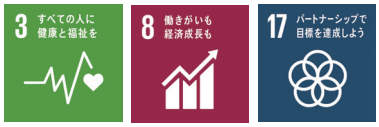

RUN伴（ラントモ）への参加

RUN伴とは、認知症当事者の方と一緒にタスキをつないで全国を縦断するイベントです。グループ会社のSOMPOケア株式会社と当社が中心となって2018年の9月から11月の2か月間開催し、300名の社員が参加することで認知症当事者の方と交流するとともに、認知症の商品、サービスをお客さまにお届けするうえでの理解を深めました。

つながる SDGs

「認知症サポーター養成講座」の開催

高齢化が進むなか、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族へ適切な対応を行うことは、お客さまへのサービスの品質向上およびよりよい社会の実現につながると考えています。また当社は、2018年10月に『リンククロス 笑顔をまもる認知症保険』を発売しており、社員に向けての認知症への理解を促進しています。

2018年度は1,472名の社員が「認知症サポーター養成講座」に参加し、また、117名の社員がキャラバンメイトを取得することで、認知症サポーターの数を増やし、より安心・安全・健康な社会の実現を目指します。

※認知症サポーターとは厚生労働省が推奨する事業で、講座を通じて、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく支援することを目的としています。

つながる SDGs

ピンクリボンフェスティバル2018への特別協賛

当社は、乳がんをはじめとする女性特定がんを重点保障する「リンククロス ピンク（無解約返戻金型女性用がん診断保険）」と乳がんの早期発見から罹患後までトータルでサポートするサービスの提供を行っています。当社は、乳がん啓発活動である「ピンクリボン運動」の取組みの一つである「ピンクリボンフェスティバル2018」への特別協賛を行いました。今後も当社は万が一の際も早期発見による重症化を防ぎ、自分らしく社会復帰できるための支援に向けて取り組んでまいります。

つながるSDGs

日本赤十字社「献血」への協力

日本赤十字社を通して輸血を必要としている方々に血液を届けるため、2014年から本社ビルで毎年、献血イベントを開催しています。

2018年度は80名の社員が献血に参加しました。献血された血液は、けがの治療で使用される輸血用血液製剤や、がんや白血病、再生不良性貧血などの治療のために使用されます。

つながるSDGs

新宿福祉作業所によるパンの販売

本社ビルにて、月に一度、近隣にある新宿福祉作業所が製造したパンの販売を行っています。

新宿福祉作業所は障がい者の就労支援施設で、主に知的障がいを持つ方々が日々いろいろな作業を行いながら、地域社会に参加しています。障がい者の方が、自分たちで製造したパンを自分たちで販売することにより、外部の人と触れ合う有意義な経験となっています。毎月必ず3つは新作パンを出すなど、工夫を凝らした焼きたてパンが10種類ほど並ぶほか、当社のキャラクター“ポンポン”の焼印が入った蒸しパンも販売しています。毎回販売開始前から社員が列を作り、短時間で完売するほどの人気です。

つながるSDGs

2018グリーンリボン ランニング フェスティバルへの協賛

当社は、臓器移植・先進医療といった経済的に負担の大きい保障に特化した保険「リンククロス コインズ（臓器移植医療給付金付先進医療保険）」を販売しています。また、移植医療の啓蒙活動の支援と、スポーツを通じて健康について考えるきっかけとなることを目指す「グリーンリボン ランニング フェスティバル」に2017年より協賛しています。10月8日、駒沢オリンピック公園陸上競技場で行われた本イベントには、当社社員68名がリレーに参加したほか、健康サービスブランド「リンククロス」のPRのためにブースを出展、会場内を盛り上げました。今後も当社は移植医療の啓蒙活動を支援してまいります。

つながるSDGs

骨髄・末梢血幹細胞のドナーへのサポート

当社は骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）に対して手術給付金をお支払いしています。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髄・末梢血幹細胞移植があります。しかしながら、同移植を受けるには、骨髄・末梢血幹細胞のドナーと白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄・末梢血幹細胞を提供するには、「精神的な負担」（家族の説得・手術への不安等）・「経済的な負担」（入院にともなう休業損失）・「身体的な負担」（手術のリスク）などがあり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われています。例えば「経済的負担」に関しては、ドナーの方の入院費用は受容者側（移植を受ける人）の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髄・末梢血幹細胞の採取には入院が必要で、この入院のために仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代などの間接費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者が骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払い※することで、ドナーの方の「経済的負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようにしました。この手術給付金は、新規のお客さまだけではなく、すでにご契約いただいているお客さまにも保険料の変更なく適用されます。

当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客さまの思いをサポートしていきたいと考えています。

※骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術による手術給付金のお支払いの対象となるのは、責任開始日（または復活日）から起算して1年経過後の採取術です。また、手術給付金のお支払いは骨髄幹細胞の採取術と末梢血幹細胞の採取術を通算して1回を限度とします。

つながるSDGs

重点課題3　地球環境問題への対応

CD−ROM版「ご契約のしおり・約款」の提供

当社では、CD－ROM版の「ご契約のしおり・約款」を導入し、紙使用量の削減、環境への配慮に加えて、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。

CD－ROM版の「ご契約のしおり・約款」は、①全文検索機能、②付箋貼り付け機能、③メモ機能、④拡大・縮小表示機能などがあるデジタルブックの形式で収録しました。また、お客さまの視点に立ち、わかりやすさ、使いやすさを考慮した結果、実際にはご契約していない複数の商品を収録するのではなく、商品ごとにCD－ROMを分けてご提供しています。

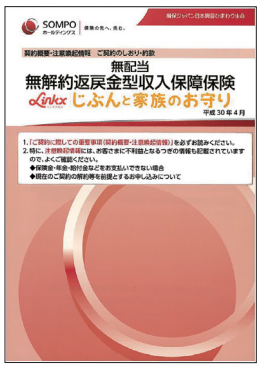

つながるSDGs

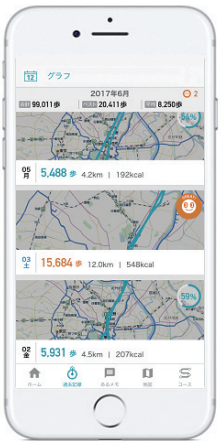

つながるSDGs

重点課題4　よりよいコミュニティ・社会づくり

「リンククロス」と地域の繋がり

当社と全国の複数の自治体が提携し、お散歩アプリ「リンククロス アルク」を活用した市民の健康づくりの推進にむけて取り組んでいます。また、東京都が作成しているウォーキングマップやウォーキングのコツなどを掲載しているポータブルサイト「TOKYO WALKING MAP」とリンククロスが連携し、「リンククロスアルク」上でも「TOKYO WALKING MAP」に掲載している50コースが閲覧可能となっています。

＜全国の自治体との連携例＞

・大阪府との「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結
・山口県周南市「リンククロス アルク」を活用した市民の健康づくりの推進連携
・堺市との市民の健康づくりの推進に向けた連携

「親守詩」の普及支援

親守詩（おやもりうた）とは、「親への感謝の気持ち」と「子どもへの親心」を親子が共同で一つのうた（短歌など）にしたものです。親守詩の活動は、子から親へ「感謝の気持ち」や「愛情」をことばで表すことを通して子どもと親が自らを振り返り、「親子の絆」を深め、より良い親子関係を構築するとともに、子どもがこれからの生き方を考える絶好の機会になればと考え始まったものです。当社は「親守詩全国大会」へ協賛するとともに、「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命賞」の授賞を行い、親守詩の普及支援を行っています。

OYAMORIUTA
親守詩

つながるSDGs

子ども向けに「お金の大切さを教える授業」を実施

当社では、「子どもたちへの金融教育」をテーマに全国から立候補した社員17名でプロジェクトを立ち上げ、全国の小学校4校で「保険とお金」の授業を行いました。お金の便利さ、生命保険の役割を中心に子どもたちに伝えることで、持続可能な社会の実現に向けた人づくり、教育に貢献しています。

つながるSDGs

重点課題5　ダイバーシティの推進・啓発

ダイバーシティ人事

当社では、2016年度からスタートした中期経営計画において、『健康応援企業』への変革を目指し、『健康経営』『働き方改革』とならび、『ダイバーシティ』を重要な経営戦略として位置づけています。若手社員がチャレンジできる環境を整え、2019年4月には、31歳の最年少支社長が誕生しました。また、当社の人財戦略の骨子である「年齢・性別・経歴にとらわれない人事運営」を具現化し50歳の新任管理職4名に女性支社長を抜擢するなどこれまで進めてきたダイバーシティ人事を加速させています。

つながるSDGs

手話・筆談サービス導入

当社では、耳や言葉の不自由なお客さま向けの手話、筆談による電話受付サービスを実施しています。

つながるSDGs

MEMO

商品・サービス体制について

ご契約の流れ …… 71
保険金・給付金のお支払いまでの流れ …… 72
お申込みに際してのお客さまへの情報提供 …… 73
情報開示 …… 75
販売チャネルのご案内 …… 76
商品ラインアップ …… 77
SOMPO健康・生活サポートサービス …… 80
介護サポートサービス …… 80
教育・研修の概略 …… 81

商品・サービス体制について

ご契約の流れ（お申込手順～ご契約の成立についてご案内します）

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

ご契約の流れ	標準的な「ご契約の流れ」と「お渡しする書類等」を記載しています。	お渡しする書類等
権限明示・個人情報の取扱い	生命保険募集人の権限、お客さまの個人情報の取扱いについてご説明いたします。	■ご契約のしおり・約款
ご意向の確認	お客さまのご意向や保険提案に必要な情報をお聞かせください。	■パンフレット ■ご意向を確認する書類
プランの提案	お客さまのご意向に沿ったプランをご提案し、わかりやすくご説明いたします。	■パンフレット ■保険設計書
最終のご意向の確認とプランの確定	プラン確定に際し、お客さまの当初のご意向を振り返るとともに、最終のご意向に沿ったプラン内容であることをご確認いただきます。	■ご意向を確認する書類
重要事項の説明	確定したプランの細やかな内容と特にご注意いただきたいことを、わかりやすくご説明いたします。	■契約概要 ■注意喚起情報 ■ご契約のしおり・約款
意向確認書・申込書などのご記入	お申込みいただくご契約内容とお客さまのご意向が一致していることをご確認のうえ、必要書類にご署名ください。	■意向確認書 ■申込書 ■口座振替依頼書　など
告知書のご記入	告知に関する重要事項をご確認のうえ、お客さまの健康状態などをご記入ください。 ※医師による診査が必要な場合もあります。	■告知サポート資料 ■告知書
保険料のお払込み	当社では、「責任開始期に関する特約」を取り扱っています。同特約を付加する契約の場合、お申込み時に「第1回保険料充当金」をお払込みいただく必要がなく、原則として契約成立後に口座振替等により「第1回保険料」をいただきます。	※「責任開始期に関する特約」を付加された場合は、「保険料等領収証」は発行いたしません。 ※保険料の領収が必要な場合は、お客さまに当社所定の口座へ振込みをご案内いたします。
お申込書類の受付 お申込内容のチェック	当社でお申込書類の内容確認などを行います。	※「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」は合本されています。 ※「ご契約のしおり・約款」等は、お客さまのご要望によりCD－ROMでのご提供も可能です。
お引受けまたはお引受条件の決定	お引受けの可否を決定いたします。 告知いただきました内容などによりお引受けに条件を設定させていただく場合は、別途お客さまのご承諾をいただきます。	
ご契約の成立 保険証券のご確認	ご契約の成立後に「保険証券」をお送りいたします。 ※後日、当社が委託した者が、お申込内容や告知内容などについて、ご登録いただいた電話番号あてにご確認の電話を入れさせていただく場合があります。	■保険証券

≪クーリング・オフ制度について≫

「責任開始期に関する特約」を付加している契約の場合、保険契約の申込日※から、15日以内に、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができ、書面の発信時（15日以内の消印有効）に、お申込みの撤回等の効力を生じます。この場合には、お払込みいただいた保険料は全額お返しいたします。

※「責任開始期に関する特約」を付加していない契約の場合は、次のとおりです。

- クレジットカード扱のご契約
  申込日、またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
- クレジットカード扱以外のご契約
  申込日、または、第1回保険料充当金の領収日（契約者直接振込の場合は着金日）のいずれか遅い日
  ただし、次の場合にはお申込みの撤回等をすることができません。
- 当社が指定した医師の診査を受診された場合
- 債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合
- ご契約者が事業のために事業契約としてお申込みをされた場合

保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

1 お客さま

カスタマーセンター（0120-528-170）までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求にあたり、被保険者さまについて以下の内容をお伺いいたします。速やかに正確なお手続きができるよう、ご連絡いただく前にご確認ください。

■被保険者さまが亡くなられたとき
1.お電話いただいた方のお名前・亡くなられた方（被保険者さま）とのご関係
2.保険証券番号
3.被保険者さまのお名前
4.亡くなられた日
5.亡くなられた原因（病名または事故の内容など）
6.亡くなられる前の入院・手術の有無と、ある場合はその詳細
7.受取人さまのご連絡先（必要書類のお送り先住所）

■被保険者さまが入院・手術・通院などをされたとき
1.お電話いただいた方のお名前・被保険者さまとのご関係
2.保険証券番号
3.被保険者さまのお名前
4.病名または事故の内容
5.入院・手術・通院などについての詳しい内容
・入退院日や入院予定日
・正式な手術名と手術日（正式な手術名は主治医にご確認ください）
・通院日や通院日数など
6.受取人さまのご連絡先（必要書類のお送り先住所）

お電話での受付のほか、公式ウェブサイトでの受付も行っています。（https://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyu/internet/）

2 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

○ご請求に必要な書類とともに「保険金・給付金 お手続きガイド」をお届けします。
○当ガイドには保険金等をお受け取りいただける事例といただけない事例などを具体的に記載しています。
公式ウェブサイトにも掲載しています。（https://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyu/guide/）

3 お客さま

ご請求に必要な書類をご提出ください。

○必要書類（請求書、診断書など）をお取り揃えいただき、当社あてにご提出ください。
○ご請求の内容によって必要書類は異なります。

4 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

ご請求内容を確認します。

○書類が到着しましたら、請求書や診断書の内容などを確認させていただきます。
○治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。（確認する場合は、あらかじめご連絡いたします。）

5 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

保険金・給付金をお支払いします。

○ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金をお支払いします。
○支払手続後にお支払い内容の明細をお送りします。

6 お客さま

お支払い内容をご確認ください。

○お支払い内容の明細が届きましたら、内容をご確認ください。

ご留意いただきたい事項

○受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求（人）特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です。（同特約が付加されていない場合は別途ご相談ください。）
○ご提出いただいた書類に記入もれや、必要書類の不足があった場合には、お支払いまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先
カスタマーセンター保険金・給付金請求ダイヤル
フリーダイヤル 0120-528-170
○受付時間／月～金　9:00～18:00
土　9:00～17:00
（日、祝日および12月31日～1月3日は除く）

お申込みに際してのお客さまへの情報提供

保険商品の内容を正しくご理解いただくための取組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は商品を幅広くご用意しています。

ご契約のお申込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性を十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、お客さまにとって重要な情報や詳細な情報を、次の方法でご提供、ご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申込みいただけるよう取り組んでいます。

(1)契約概要

ご契約のお申込みを行おうとする保険商品の内容について、お客さまにご理解いただくために必要な情報(保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(2)注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、お客さまに特にご注意いただきたい情報(お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)について、健康状態などの告知について、保険金・給付金などをお支払いできない場合など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(3)ご契約のしおり・約款

ご契約のお申込みに際して、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

当社では「契約概要」と「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。

(4)パンフレット

お客さまがご契約のお申込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※お客さまにとって不利益となる情報のご提供

当社では生命保険のお申込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について十分にご理解いただけなかったために、不利益をこうむることのないよう、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益となる情報のご提供やご説明を徹底しています。

「告知義務違反」や「保険金・給付金などをお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。

(5)保険種類のご案内

お客さまのご要望にもっとも適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内(特約のご案内)」をご用意しています。

お客さまのご意向（ニーズ）とご提案内容の一致をご確認いただくための取組み

お客さまのご要望・ご意向（ニーズ）とご提案内容（保険種類、保険期間、保険金額、保険料など）が一致していることをご確認いただくため、当社では、以下の取組みを行っています。

①取扱者が、お客さまのさまざまなご意向を都度正確に把握して商品プランをご提案し、最終的なご意向を把握します。

②その最終的なご意向に基づき、「意向確認書面」を作成します。

③最終的にご提案内容がお客さまのご意向（ニーズ）に一致していることを、お客さまと募集人がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等をいただきます。

④その手続きの結果を「お客さま控」として、お客さまに交付することにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、「意向確認書面」の内容をご確認いただけるようにしています。

告知の大切さをご理解いただくための取組み

ご契約のお申込みに際し、お客さまからいただく「告知」は、ご契約のお引受けやその後の保険金・給付金などをお支払いする際の大切な情報となります。

そのため、正しく告知いただけなかった場合には、ご契約が解除となったり、保険金・給付金などがお支払いできなくなるなど、お客さまにとって不利益が生じてしまうことがあります。

当社では、この大切な「告知」について、お客さまに不利益が生じないようにするため、ありのままを正確にもれなく告知いただけるよう、次の（1）から（3）の取組みを行っています。

（1）告知サポート資料

「告知書」の表紙に、告知書をご記入いただく前に必ずご確認いただきたい「告知書ご記入前の重要事項」、「告知忘れが多い事例」や「告知書の記入例」などをまとめた「告知サポート資料」を記載しています。

この「告知サポート資料」を使用して、お客さまに告知忘れが生じないようにするため、「告知書」のご記入にあたってのポイントを具体的にご説明するなど、お客さまから正確な「告知」をいただけるよう取り組んでいます。

（2）お客さま控

お客さまからいただいた告知の内容を「お客さま控」として交付することにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、お客さまに告知いただいた内容をご確認いただけるようにしています。

（3）【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

「告知書」の記入等に関するご不明な点は、お客さまから直接ご照会いただける以下のフリーダイヤルをご用意しています。

【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口
0120−526−805
○受付時間／月～金　9:00～18:00
（土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く）

お申込内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取組み

ご契約のお申込みをいただいた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取組みを行っています。

（1）意向確認書、申込書、告知書などの「お客さま控」

ご契約のお申込みをいただいたお客さまには、ご意向（ニーズ）やお申込内容などを、ご契約後にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類の「お客さま控」を交付しています。

（2）「保険証券」とその同封書類（ご契約内容確認のお願い）

ご加入いただいたお客さまには、「保険証券」とともに「ご契約内容確認のお願い」を同封させていただき、保険証券に記載された内容に誤りがないか、お客さまご自身にもご確認いただいています。

情報開示

お客さまをはじめとして数多くの皆さまに当社をご理解いただくため、積極的な情報の開示に努めています。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状 2019（ディスクロージャー誌）

当社の事業内容や決算内容などを取りまとめた冊子です。公式ウェブサイトにも掲載しています。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命からのお知らせ

ご契約者さま向けの保険金等のご請求や各種お手続きについてまとめた冊子です。年1回、「保障内容のお知らせ」とともにすべてのご契約者さまにお届けしています。

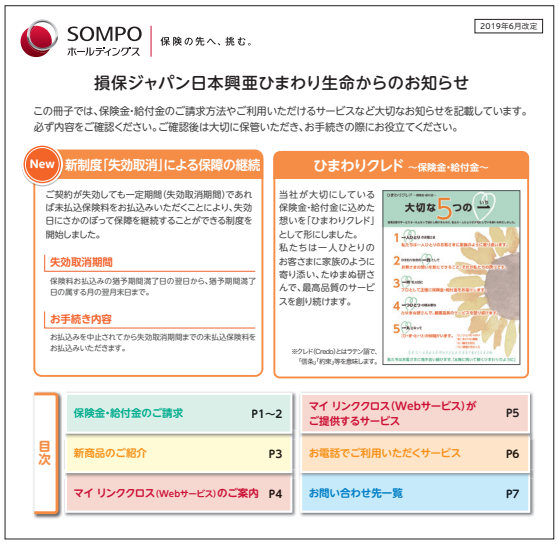

公式ウェブサイト

当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などを公式ウェブサイト上で提供しています。

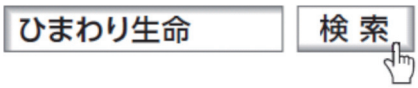

販売チャネルのご案内

販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客さまの保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客さま一人ひとりに最適な保障をご提案する「コンサルティングセールス」を推進しています。一方で保険本来の機能（Insurance）だけでなく、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた新たな価値「Insurhealth®（インシュアヘルス）」を提供する、「健康応援企業」への変革を目指しています。「保険商品」や「コンサルティングセールス」という既存のサービスに加え、「健康」をテーマにした新たな価値の提供を、次の3つの販売チャネルからお客さまへお届けしています。

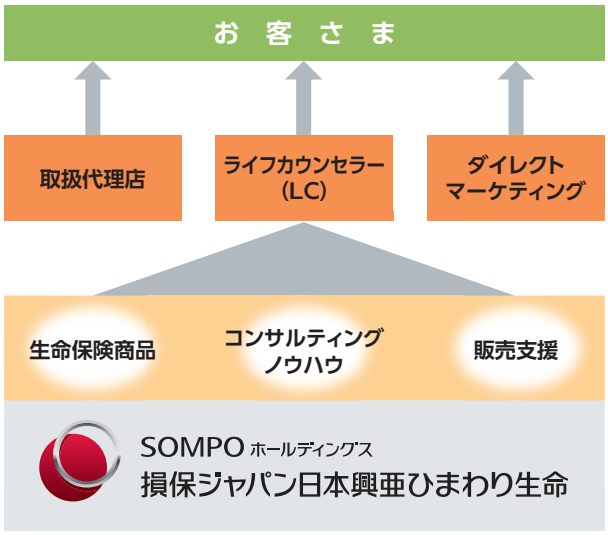

(1)取扱代理店

多様化するお客さまニーズや各種リスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。生命保険・損害保険の販売を主な業務とし、お客さまへ最適な保険商品をご提案する保険代理店、さまざまな金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社取扱代理店としてお客さまに大きな安心をお届けしています。

また、お客さまのニーズを捉えたうえで、常に最適な保険提案やアフターフォローを行い、お客さまの健康に資する有益な情報・サービスを提供できる募集人をHLアドバイザー※と認定し、お客さまに安心と満足を実感いただける体制を拡充してまいります。このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を取扱代理店として登録、育成することにより、本来の専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛まで、幅広くお客さまニーズにお応えしています。

※当社の認定要件を満たした高品質な募集人です。

(2)ライフカウンセラー(LC)

ライフカウンセラーは、「ライフカウンセラーシップ※」に基づき活動する精鋭の営業社員です。生命保険を軸として、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識をもつライフカウンセラーが、お客さまと直接お会いし、お客さまをとりまく環境、家族構成、将来設計などさまざまな観点からコンサルティングを行い、お客さま一人ひとりに適した生命保険を提案しています。

また、お客さまに適切なサポートやアドバイスを提供しつづけるために、絶えず知識の習得に努めています。

ライフカウンセラーは生命保険のプロフェッショナルとして、生涯にわたってお客さまとそのご家族の人生をサポートし、安心と感動をお届けしつづけることを目指しています。

※ライフカウンセラーの行動理念を示したもの

(3)ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客さまにお届けしています。通信販売には、クレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式と、インターネットなどへの広告出稿による募集代理店を介さない直販方式があります。いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送でお手続きできます。また、一部商品ではインターネット上でお申込手続きが可能です。

募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを遵守し、さらなる高品質の安心をより便利にお届けすることを目指しています。

当社は、保険相談サイト「ポンポンほけん室」（https://ponpon.himawari-life.co.jp/）をご用意しています。保険料の負担を軽くしたい、保険の見直しを考えている、自分や家族にあったプランを設計してほしいなど、お客さまの保険に関するお悩みごとの相談を、無料で承ります。その際は、当社の品質基準をクリアした取扱代理店やライフカウンセラーが丁寧にご説明いたします。

ほけんの悩みをポンポン解決！
ポンポンほけん室

商品ラインアップ

《Insurhealth®商品の開発》

当社は商品・サービスを通じてお客さまが健康になることを応援する健康応援企業として、保険本来の機能（Insurance）に健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた、従来にない新たな価値「Insurhealth®」を提供しております。当社が販売しているInsurhealth®商品には次のものがあります。

『リンククロス じぶんと家族のお守り』（無解約返戻金型収入保障保険）

当社は、2018年4月にInsurhealth®第一弾として、『リンククロス じぶんと家族のお守り』を発売しました。収入保障保険は、万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができ、残された家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入いただけます。

さらにご契約時の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合した場合、「健康体料率特約」を付加することができ、通常の保険料に比べて割安になります。またご契約時に「健康体料率特約」を適用されなかった方でも、加入時から一定期間内に当社の定める基準に適合した場合、以降の保険料が割安になるとともに加入時からの保険料差額相当額をお受け取りいただくことができる「健康☆チャレンジ！」制度を導入しました。

仕組図

ご契約例
40歳男性
年金支払保証期間：2年
保険期間：60歳満了
保険料払込期間：60歳払済
基準年金月額：30万円

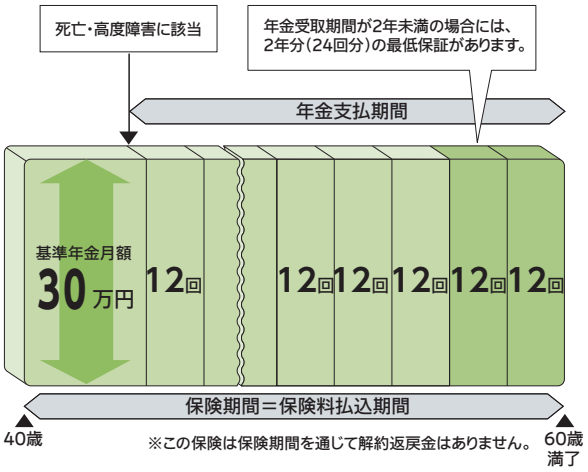

『リンククロス ピンク』（無解約返戻金型女性用がん診断保険）

当社は、2018年8月にInsurhealth®の第二弾として、『リンククロス ピンク』を発売しました。

『リンククロス ピンク』は女性特定がんを重点保障するインターネット販売専用商品です。

がんと診断確定された場合にがん診断給付金を受け取れます。また、がんに罹患されていない場合は、2年ごとにがん無事故給付金を受け取れます。お客さまにはがん無事故給付金を活用した乳がん検診サポートサービスを受けていただくことができます。

仕組図

ご契約例
30歳 女性
保険料払込方法：クレジットカード扱・月払
保険期間：終身
保険料払込期間：終身払
基準診断給付金額：100万円

契約日（※1）以後に到来する2年ごとの契約応当日の前日末までに、がん診断給付金のお支払い事由に該当していないとき、がん無事故給付金をお支払いします。

※1 契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日です。

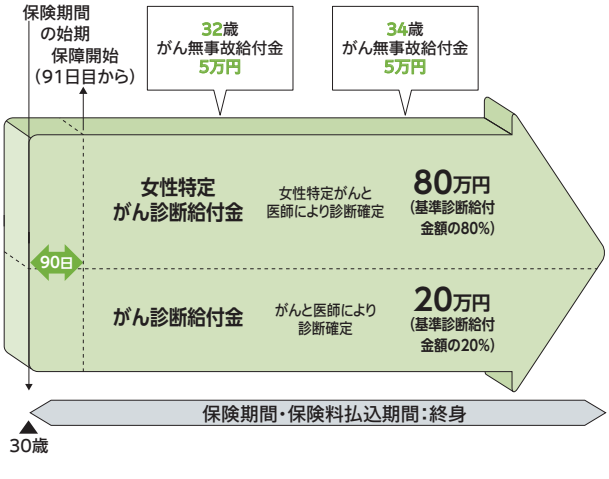

『リンククロス 笑顔をまもる認知症保険』（限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険）

当社は、2018年10月にInsurhealth®の第三弾として、『リンククロス 笑顔をまもる認知症保険』を発売しました。『笑顔をまもる認知症保険』は業界初※となる軽度認知障害を保障する認知症保険です。

この保険は認知症・軽度認知障害への備えや骨折やケガ・所定の感染症による万一の保障を確保できる保険です。初めて軽度認知障害と診断確定された場合は「軽度認知障害一時金」を、初めて認知症と診断確定された場合は「認知症一時金」を受け取れます。

「限定告知介護一時金特約」を付加すれば、公的介護保険制度の要介護１以上と認定された場合などに介護一時金を受け取れます。

「限定告知介護年金特約」を付加すれば、公的介護保険制度の要介護３以上と認定された場合などに介護年金を終身にわたり受け取れます。

また、軽度認知障害・認知症の予兆把握や認知機能低下を予防するための情報提供・サービス紹介等を行う認知症サポート「SOMPO 笑顔倶楽部」などのサービスを通じて、認知症の予防から介護までを一貫してサポートします。

※2018年10月発売時当社調べ

仕組図

ご契約例
50歳 男性
保険期間：終身
保険料払込期間：終身払
主契約の基準給付金額：10万円
限定告知認知症一時金特約の基準一時金額：200万円

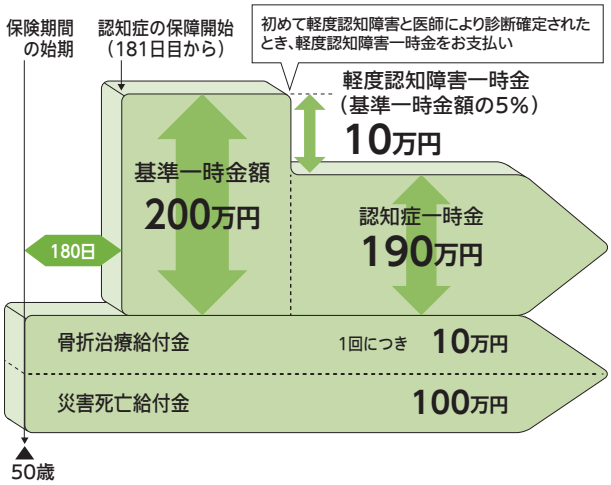

『リンククロス ナインガード』（無解約返戻金型総合生活障害保障保険）

当社は、2019年3月にInsurhealth®商品の第四弾として経営者向けの保険『リンククロス ナインガード』を発売しました。

この商品は、企業が事業を維持していくうえで、経営者に起こりうる働けなくなるリスクを、今までにない広い範囲でカバーすることで、企業の永続的発展を支えます。

七大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）による所定の事由・所定の就労不能状態・所定の要介護状態・所定の高度障害状態に該当した場合、総合生活障害保険金を受け取れます。

また「郵送血液検査キット」を最大３回、無償で提供するサービスも行っており、経営者の健康増進・疾病予防への取組みをサービスを通じてサポートすることで、お客さまが健康であり続けることを応援します。

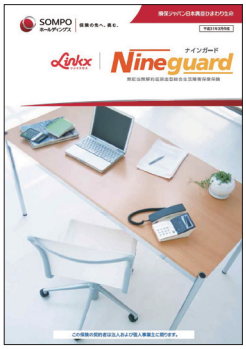

仕組図

ご契約例
45歳 男性
保険期間：75歳満了
保険料払込期間：全期払
保険金額：1億円

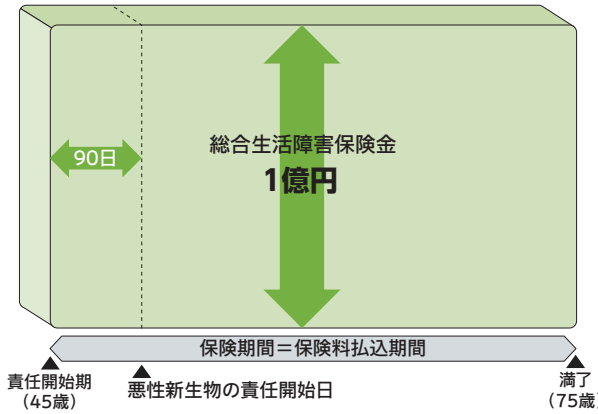

《当社おすすめの医療保険》

終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

『リンククロス 新・健康のお守り』(医療保険(2014)終身タイプ)

当社は、1993年に終身保障の医療保険を発売し、その後もお客さまの立場に立った商品改定を重ねてきました。2014年5月には、従来の医療保険をリニューアルし、『リンククロス 新・健康のお守り』を発売しました。『新・健康のお守り』は付加できる特約が多岐にわたるため、お客さまの様々なニーズに合わせて設計できる保険です。

「医療用入院一時金特約」を付加すれば、病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金を受け取れます。「医療用三大疾病入院一時金特約」を付加すれば、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により入院されたとき、一時金を受け取れます。また「介護一時金特約」を付加すれば、公的介護保険制度の要介護１以上と認定された場合などに介護一時金を受け取れます。

仕組図

ご契約例

40歳男性
保険期間:終身・死亡保険金不担保特則付加
B型・手術Ⅰ型・60日型
保険料払込期間:60歳払済
入院給付金日額:10,000円

疾病入院給付金	病気で1日以上入院されたとき	1日につき	10,000円	一生涯保障
災害入院給付金	ケガで1日以上入院されたとき	1日につき	10,000円	
手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられたとき	内容により1回につき	5・10・20・40万円(入院給付金日額の5・10・20・40倍)	

保険料払込期間
40歳 60歳

『Linkx coins(リンククロス コインズ)』(臓器移植医療給付金付先進医療保険)(白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付)

当社は、2016年9月20日に月々500円の保険料で加入できるインターネット販売専用商品「臓器移植医療給付金付先進医療保険」(ペットネーム『Linkx coins(リンククロス コインズ)』)を発売しました。

この保険は、経済的負担の大きい治療に対する保障に特化した商品です。被保険者が先進医療による療養(白内障を原因とする療養は除きます)を受けたときの先進医療給付金(更新前後の保険期間を通じて2,000万円まで保障)と先進医療一時金、および所定の臓器移植を受けたときの臓器移植医療給付金(1,000万円)をお支払いします。

保険期間は1年です。保険期間の満了後、健康状態にかかわらず年齢の上限なく自動的にご契約を更新します。

また、医療技術の発展や普及への貢献を目的として、販売件数に連動した金額を、先進医療や臓器移植に関連する機関や団体に寄付しています。

仕組図

ご契約例

40歳男性
保険期間・保険料払込期間:1年
保険料払込方法:クレジットカード扱・月払
保険料:500円

先進医療給付金	先進医療による療養(白内障を原因とする療養は除く)	先進医療にかかわる技術料相当額	(上限年齢なし)自動更新
先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養	がんを原因とする療養1回につき 10万円 がん以外を原因とする療養1回につき 5万円	
臓器移植医療給付金	所定の移植術	1,000万円	

保険期間・保険料払込期間
ご契約(40歳) 自動更新(41歳)

SOMPO 健康・生活サポートサービス

■健康・医療や介護に関することから、法律や税務に関するご相談まで皆さまの健康と生活をサポートするサービスです。
■当社の保険契約にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族（2親等以内）の方がご利用いただけます。
■SOMPO 健康・生活サポートサービスは、SOMPOホールディングスグループで共同運営するサービスです。

SOMPO 健康生活サポートサービス

▶健康・医療相談などのサービス

▶健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、さまざまなご相談に経験豊富な看護師など専門医療スタッフが電話でお応えします。

▶医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

▶専門医相談サービス（予約制）

「健康・医療相談サービス」でお応えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。また、ご希望があれば、セカンドオピニオンを受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

▶人間ドック・検診などのサービス

●人間ドックなど検診・検査紹介・予約サービス

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送をします。

●PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問の受付や、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送をします。

●郵送検査 紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスを優待料金でご紹介します。

▶日常生活に関するサービス

▶介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。また、介護サービス事業所や有料老人ホームのご紹介も行います。

▶法律・税務・年金相談サービス（予約制）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

▶家事代行紹介サービス

ご家族の急な入院やケガなどでお困りのときや、出産や単身赴任で手が回らないときに、家事代行サービス事業者をご紹介します。
※当社独自のサービスです。

▶セキュリティサポート紹介サービス

ホームセキュリティ、空き家等の管理、ご高齢者向けサービスなど、セキュリティ関連商品をご紹介します。
※当社独自のサービスです。

介護サポートサービス

■有料老人ホーム等をはじめリフォーム、配食サービスをご紹介します。介護を必要とするご本人とご家族をサポートするサービスです。
■当社の介護一時金特約にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族（2親等以内）の方がご利用いただけます。

介護サポートサービス

▶有料老人ホーム等紹介サービス

全国のSOMPOホールディングスグループの介護施設から、ご予算や地域等のニーズに合った有料老人ホーム等を一部を除き優待にてご紹介します。

▶リフォームサービス

介護が必要な方でも安心して生活いただけるように、広くて段差の少ない浴室や段差をなくした間取り等へのリフォームをサポートします。

▶配食サービス

管理栄養士が塩分やカロリーに配慮して設計したお弁当・お惣菜を、お客さまの担当スタッフがご自宅までお届けします。

※2019年7月現在の内容です。サービス名称等が変更になる可能性があります。

教育・研修の概略

当社は、お客さまからの幅広いご相談・ご要望に対して、最適な保障・サービスをご提案できるよう、取扱代理店・社員の教育・研修に取り組んでいます。

2017年2月にお客さまに安心と満足を実感いただくために、お客さまのニーズを捉えたうえで、常に最適な保険提案やアフターフォローを行い、お客さまの健康に資する有益な情報・サービスを提供できる募集人「ＨＬアドバイザー」を輩出する社員育成や、営業社員の代理店対応力と専門性の強化を行うための専門組織としての「トレーニングセンター室」を設置しました。

2017年度から始まったトレーニングセンター室による営業社員研修には、営業社員1,000名のほとんどが参加しました。2019年度はさらに営業社員の営業力を強化するために個々の業務・特性に則した様々な教育を行い、お客さま本位の行動が実践出来る社員の育成を推進しています。

そして、HLアドバイザーやビジネスパートナーである取扱代理店を通じてお客さまへ最高品質の安心をお届けします。

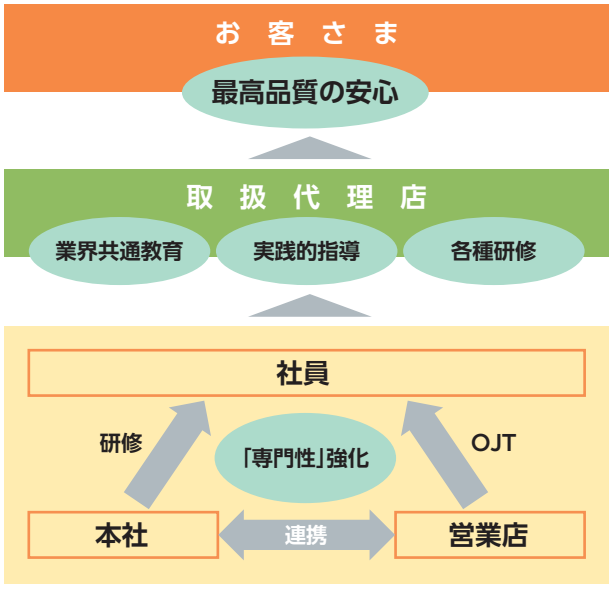

代理店教育・研修

業界共通教育に加え、当社独自の実践的指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス教育などを各種研修、e-ラーニング、ツール類の提供により実施しています。

◎業界共通教育の流れ

◎当社独自の教育

◆お客さま本位の業務運営を実現する実践的指導

当社営業店の社員による日常指導の中で、お客さまの課題発見から、その解決策の提案にいたるまでのロールプレイングをはじめとした実践的指導を実施しています。

◆各種ツール・テキスト類の提供

生命保険に限らず、お客さまの課題解決を目的としてさまざまな周辺知識までを含んだ各種ツール・テキストを提供し、取扱代理店指導や社員自らの自己研鑽を促進しています。

社員教育・研修

多様な職種・経歴の社員一人ひとりの成長を引き出すことを目的に、さまざまな教育プログラムを実施しています。

◎各種研修

キャリアアップに応じてその役職に求められる知識や能力を身につけるために階層別の研修を実施しています。また、営業部門においては、最高品質の募集人を育成できる社員を目指し、実践的なアウトプット型の研修を全育成プログラムに組み込み、今までにないひまわり生命のスタンダードとなる人財育成体制を早期に構築していきます。

◎OJT

職場内での教育を支援することを目的にOJTサポーター制度を導入しています。職場全員が教育担当者（OJTサポーター）になることで、職場内で教え学び合い、組織で社員の能力を高める環境を構築しています。

◎自己啓発

資格取得支援、通信教育、e-ラーニング、教育ツールの提供により、社員一人ひとりの専門性を高める教育に取り組んでいます。

e-ラーニング

当社は、取扱代理店・社員・ライフカウンセラーの教育にe-ラーニングを活用しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習（教育）システムです。

e-ラーニングの導入により、インターネット環境があればパソコンのほかスマートフォン、タブレットでいつでも、どこでも、何度でも必要な研修を自主的に受けることができ、きめ細やかな教育を実現しています。

たとえば、取扱代理店向けには生命保険募集人のさらなる品質向上を目指し、継続・反復的に学習ができるようさまざまなコンテンツを提供しています。また、社員・ライフカウンセラー向けとして自学自習用のコンテンツ提供やお客さま対応力を強化するためのトレーニング、コンプライアンステストの実施などに活用しています。

MEMO

MEMO

データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

Ⅰ.保険会社の概況および組織

1.沿革 ……87～88
2.経営の組織 ……89～90
3.店舗網一覧 ……91～92
4.資本金の推移 …… 93
5.株式の総数 …… 93
6.株式の状況 …… 93
(1)発行済株式の種類等 …… 93
(2)大株主 …… 93
7.主要株主の状況 …… 93
8.役員一覧(取締役、執行役員、監査役) ……94～96
9.会計監査人の名称 …… 97
10.従業員の在籍・採用状況 …… 97
11.平均給与(内勤社員) …… 97
12.平均給与(営業職員) …… 97

Ⅱ.保険会社の主要な業務の内容

1.主要な業務の内容 …… 98
2.経営方針 …… 98

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

1.直近事業年度における事業の概況…… 99
2.契約者懇談会開催の概況 …… 99
3.相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、
および苦情からの改善事例 …… 99
4.契約者に対する情報提供の実態…… 100
5.商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法 …… 100
6.社員・代理店教育・研修の概略 …… 100
7.新規開発商品の状況 …… 100
8.保険商品一覧 …… 100～103
9.情報システムに関する状況 …… 103
10.公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 103

Ⅳ.直近5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標…… 104

Ⅴ.財産の状況

1.貸借対照表 …… 105～115
2.損益計算書 …… 116～117
3.キャッシュ・フロー計算書 …… 118～119
4.株主資本等変動計算書 …… 120～121
5.債務者区分による債権の状況…… 122
6.リスク管理債権の状況 …… 122
7.元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 122
8.保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) …… 123
9.有価証券等の時価情報(会社計) …… 124～128
10.経常利益等の明細(基礎利益) …… 129
11.会社法による会計監査人の監査 …… 130
12.金融商品取引法に基づく監査証明 …… 130
13.財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る
内部監査の有効性 …… 130
14.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって
事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる
ような事象または状況その他保険会社の経営に
重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、
その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析
および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、
または改善するための対応策の具体的内容…… 130

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

1.主要な業務の状況を示す指標等
(1)決算業績の概況 …… 131
(2)保有契約高および新契約高 …… 131
(3)年換算保険料 …… 131
(4)保障機能別保有契約高 …… 132～133
(5)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高‥ 133
(6)個人保険および個人年金保険契約種類別
保有契約年換算保険料 …… 134
(7)契約者配当の状況 …… 134～135
2.保険契約に関する指標等
(1)保有契約増加率 …… 136
(2)新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)・136
(3)新契約率(対年度始) …… 136
(4)解約失効率(対年度始) …… 136
(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約) …… 136
(6)死亡率(個人保険主契約) …… 136
(7)特約発生率(個人保険) …… 137
(8)事業費率(対収入保険料) …… 137
(9)保険契約を再保険に付した場合における、
再保険を引き受けた主要な保険会社等の数…… 137
(10)保険契約を再保険に付した場合における、
再保険を引き受けた保険会社等のうち、
支払再保険料の額が大きい上位5社に対する
支払再保険料の割合 …… 137
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた主要な保険会社等の格付機関による
格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 138
(12)未収受再保険金の額 …… 138
(13)第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、
発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 138

3. 経理に関する指標等
(1)支払備金明細表 …… 139
(2)責任準備金明細表 …… 139
(3)責任準備金残高の内訳 …… 140
(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) …… 140
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 …… 140
(6)契約者配当準備金明細表 …… 141
(7)引当金明細表 …… 141
(8)特定海外債権引当勘定の状況 …… 141
(9)資本金等明細表 …… 142
(10)保険料明細表 …… 142
(11)保険金明細表 …… 142
(12)年金明細表 …… 142
(13)給付金明細表 …… 143
(14)解約返戻金明細表 …… 143
(15)減価償却費明細表 …… 143
(16)事業費明細表 …… 143
(17)税金明細表 …… 144
(18)リース取引 …… 144
(19)借入金残存期間別残高 …… 144
4. 資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況 …… 145～146
(2)運用利回り …… 146
(3)主要資産の平均残高 …… 147
(4)資産運用収益明細表 …… 147
(5)資産運用費用明細表 …… 148
(6)利息および配当金等収入明細表 …… 148
(7)有価証券売却益明細表 …… 148
(8)有価証券売却損明細表 …… 149
(9)有価証券評価損明細表 …… 149
(10)商品有価証券明細表 …… 149
(11)商品有価証券売買高 …… 149
(12)有価証券明細表 …… 149
(13)有価証券残存期間別残高 …… 150
(14)保有公社債の期末残高利回り …… 150
(15)業種別株式保有明細表 …… 151
(16)貸付金明細表 …… 152
(17)貸付金残存期間別残高 …… 152
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳 …… 152
(19)貸付金業種別内訳 …… 152
(20)貸付金使途別内訳 …… 152
(21)貸付金地域別内訳 …… 152
(22)貸付金担保別内訳 …… 152
(23)有形固定資産明細表 …… 153
(24)固定資産等処分益明細表 …… 153
(25)固定資産等処分損明細表 …… 154
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 …… 154
(27)海外投融資の状況 …… 154～155
(28)海外投融資利回り …… 155
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) …… 155
(30)各種ローン金利 …… 155
(31)その他の資産明細表 …… 155
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) …… 156～157

Ⅶ. 保険会社の運営
1. リスク管理の体制 …… 158
2. 法令遵守の体制 …… 158
3. 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性 …… 158～159
4. 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度) … 159
5. 個人データ保護について …… 159
6. 反社会的勢力対応基本方針 …… 159

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等
1. 特別勘定資産残高の状況 …… 160
2. 個人変額保険および個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 … 160～161
3. 個人変額保険および個人変額年金保険の状況
(1)保有契約高 …… 161
(2)年度末資産の内訳 …… 161
(3)運用収支状況 …… 162
(4)有価証券等の時価情報 …… 162

Ⅸ. 保険会社およびその子会社等の状況 …… 162

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❶ 沿革

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革

2011年(平成23年)	10月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社が合併し NKSJひまわり生命保険株式会社が誕生 NKSJホールディングス株式会社(現SOMPOホールディングス株式会社)の直接子会社となる 「ご契約のしおり・約款」にCD-ROM版を導入 「医療保険(08)用手術追加給付特約」を新設
2012年(平成24年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言
	7月	「みんなのひまわりプロジェクト」をスタート
	10月	保有契約件数300万件達成
	12月	「介護前払特約」と「年金移行特約」を発売 「ネット口座振替受付サービス」を開始
2013年(平成25年)	2月	「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)の販売件数が100万件を突破
	6月	タブレット端末用の必要保障額シミュレーション「Sアプリ」を金融機関向けに提供開始
2014年(平成26年)	5月	商品付帯サービス「健康・生活応援サービス」に「セキュリティサポート紹介サービス」を追加 「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)を発売
	9月	社名を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社に変更 タブレット端末用経営者向け必要保障額シミュレーション「法人Sアプリ」を提供開始
	12月	タブレット端末用の保険料計算ツール「保険設計アプリ」を取扱代理店向けに提供開始
2015年(平成27年)	4月	「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)を発売
	9月	「電話による契約者貸付サービス」の開始
	10月	「低解約返戻金型定期保険」を発売
2016年(平成28年)	1月	本社ビルを適用範囲とした「ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)」の認証を取得
	9月	健康サービスブランド「リンククロス」を立ち上げ 「臓器移植医療給付金付先進医療保険」(ペットネーム『リンククロス コインズ』)を発売
2017年(平成29年)	4月	「介護一時金特約」を発売
	11月	「医療用入院一時金特約」「医療用通院特約」発売
	12月	保有契約件数400万件達成 「新・健康のお守り」シリーズ※は申込件数100万件を突破 ※「新・健康のお守り」シリーズ:「新・健康のお守り」(医療保険(2014))、「新・健康のお守り ハート」(払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険)
2018年(平成30年)	4月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『リンククロス じぶんと家族のお守り』)を発売
	8月	「無解約返戻金型女性用がん診断保険」(ペットネーム『リンククロス ピンク』)を発売
	10月	「限定告知医療用入院一時金特約」「限定告知医療用通院特約」の発売 「払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険」(ペットネーム『リンククロス 笑顔をまもる認知症保険』)を発売 未払込保険料入金で保障を継続する「失効取消制度」を開始
	12月	お客さまへ最高品質のサービスを提供するために「ひまわりクレド～保険金・給付金～」策定
2019年(平成31年)	3月	「無解約返戻金型総合生活障害保障保険」(ペットネーム『リンククロス ナインガード』)を発売

旧損保ジャパンひまわり生命の沿革

1981年(昭和56年)	7月	Life Insurance Company of North Americaが、全額出資でアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社を設立
1982年(昭和57年)	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生
1983年(昭和58年)	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
1993年(平成5年)	7月	安田火災が株式の10%を取得
1996年(平成8年)	10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託を開始
1997年(平成9年)	1月	社名をアイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に変更
1999年(平成11年)	4月	安田火災が株式の29%を追加取得(出資割合39%)
2001年(平成13年)	1月	筆頭株主の交代(安田火災の株式保有割合60%に) 社名を安田火災ひまわり生命保険株式会社に変更
	12月	安田火災が株式の40%を追加取得(出資割合100%)
2002年(平成14年)	7月	株式会社損害保険ジャパン(安田火災と日産火災海上保険株式会社が合併)の発足に伴い 社名を損保ジャパンひまわり生命保険株式会社に変更
2008年(平成20年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言
	8月	「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)を発売
2009年(平成21年)	5月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『家族のお守り』)をリニューアル
2010年(平成22年)	1月	「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞　日経ヴェリタス賞」を受賞(受賞対象『健康のお守り』)
	3月	日本興亜生命保険株式会社との合併合意を発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	11月	「がん保険(2010)」(ペットネーム『勇気のお守り』)を発売
2011年(平成23年)	4月	日本興亜生命との合併契約を締結
	9月	日本興亜生命との合併認可を取得

旧日本興亜生命の沿革

1996年(平成8年)	8月	日本火災海上保険株式会社および興亜火災海上保険株式会社が、それぞれ全額出資で 日本火災パートナー生命保険株式会社および興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立
	10月	営業開始
2001年(平成13年)	4月	日本興亜損害保険株式会社(日本火災と興亜火災が合併)の発足に伴い 日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し日本興亜生命保険株式会社となる
2008年(平成20年)	8月	「医療保険(08)」(ペットネーム『ホッとメディカル』)を発売
2010年(平成22年)	3月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との合併合意を発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	6月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『新収入保障保険』)をリニューアル
2011年(平成23年)	4月	損保ジャパンひまわり生命との合併契約を締結
	9月	損保ジャパンひまわり生命との合併認可を取得

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❷ 経営の組織

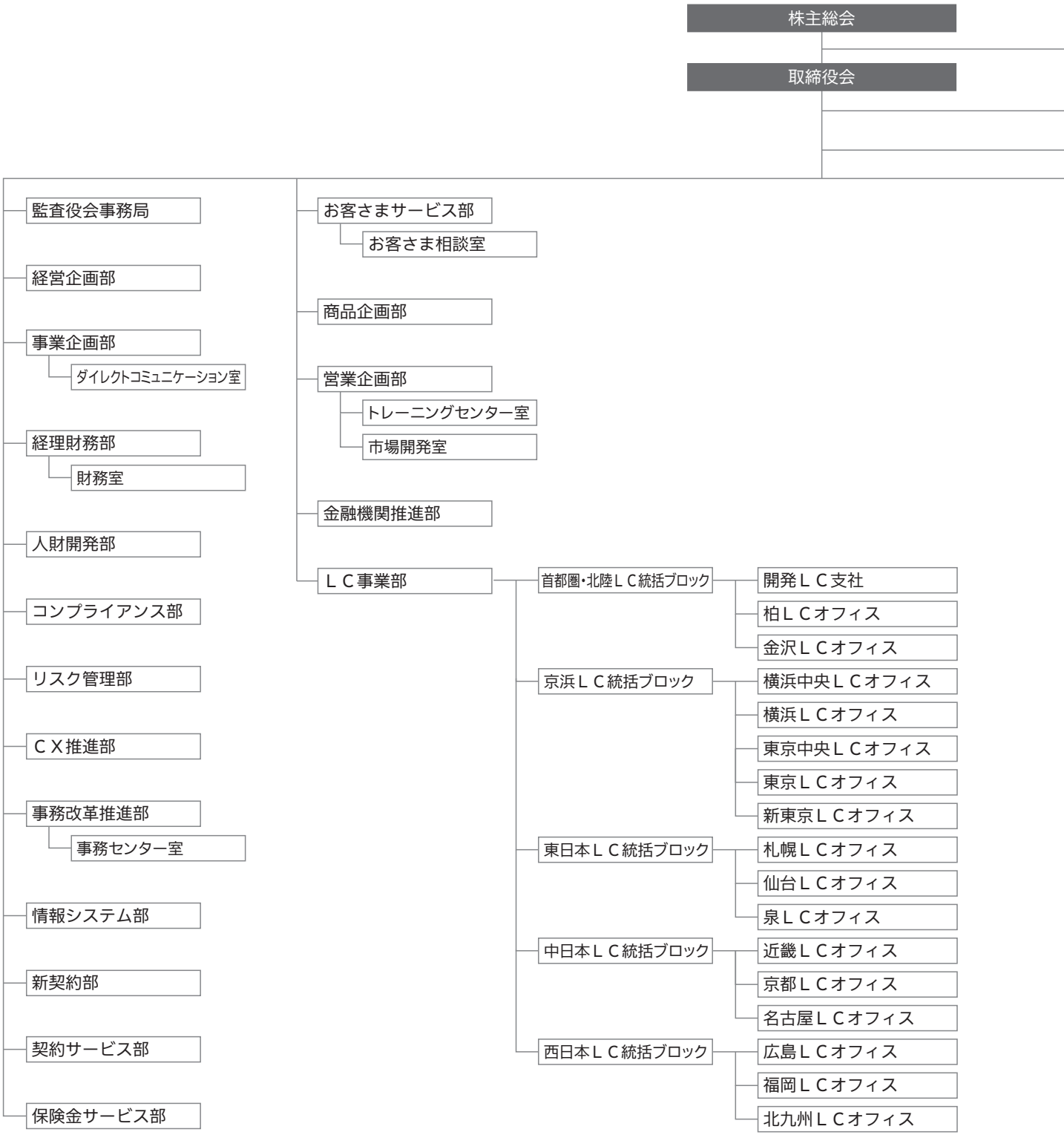

（2019年4月1日現在）

- 監査役会
- 保険計理人
- 内部監査部

- 法人統括部
  - 法人マーケット開発支社
  - 法人第一支社
  - 法人第二支社
  - 金融法人支社
- 首都圏開発営業部
  - 東京開発第一支社
  - 東京開発第二支社
  - 東京開発第三支社
  - 立川開発支社
  - 横浜開発支社
  - 埼玉開発支社
- 東京統括部
  - 東京マーケット開発支社
  - 東東京支社
  - 北東京支社
  - 南東京支社
  - 西東京支社
- 神奈川統括部
  - 横浜支社
  - 神奈川支社
- 埼玉統括部
  - 埼玉支社
    - 埼玉西営業支社
- 千葉統括部
  - 千葉支社
  - 千葉西支社
- 北海道統括部
  - 北海道開発支社
  - 札幌支社
  - 北海道支社
  - 東北海道支社
- 東北統括部
  - 青森支社
  - 岩手支社
  - 秋田支社
  - 仙台開発支社
  - 仙台支社
  - 山形支社
  - 福島支社
- 関東統括部
  - 茨城支社
    - 茨城南営業支社
  - 栃木支社
  - 群馬支社
- 静岡統括部
  - 静岡支社
  - 浜松支社
- 中部統括部
  - 中部マーケット開発支社
  - 名古屋開発支社
  - 名古屋法人支社
  - 名古屋支社
  - 愛知東支社
  - 岐阜支社
  - 三重支社
- 甲信越統括部
  - 新潟支社
  - 長野支社
  - 松本支社
  - 山梨支社
- 北陸統括部
  - 金沢支社
  - 富山支社
  - 福井支社
- 関西開発営業部
  - 大阪開発第一支社
  - 大阪開発第二支社
  - 神戸開発支社
- 関西第一統括部
  - 関西マーケット開発支社
  - 大阪法人支社
  - 大阪北支社
  - 大阪南支社
  - 神戸支社
  - 兵庫支社
- 関西第二統括部
  - 京都支社
  - 滋賀支社
  - 奈良支社
  - 和歌山支社
- 中国統括部
  - 広島開発支社
  - 広島支社
  - 山陰支社
  - 山口支社
  - 岡山支社
- 四国統括部
  - 高松支社
  - 徳島支社
  - 愛媛支社
  - 高知支社
- 九州統括部
  - 福岡開発支社
  - 福岡支社
  - 北九州支社
  - 久留米支社
    - 佐賀営業支社
  - 長崎支社
  - 熊本支社
  - 大分支社
  - 宮崎支社
  - 鹿児島支社
  - 沖縄支社

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❸ 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本　　社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3111
法人統括部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5138
法人マーケット開発支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5138
法人第一支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5139
法人第二支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5140
金融法人支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5142
首都圏開発営業部	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5077
東京開発第一支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-7832
東京開発第二支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-6221
東京開発第三支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5510
立川開発支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-529-4550
横浜開発支社	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階	045-681-2217
埼玉開発支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル6階	048-643-1781
東京統括部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2122
東京マーケット開発支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2122
東東京支社	110-0015	東京都台東区東上野3-3-3 プラチナビル3階	03-3835-6051
北東京支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2123
南東京支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル5階	03-3409-9017
西東京支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-526-5211
神奈川統括部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5205
横浜支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-212-3851
神奈川支社	243-0014	神奈川県厚木市旭町1-8-6 パストラルビル2階	046-230-2260
埼玉統括部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5205
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル4階	048-645-3591
埼玉西営業支社	350-0043	埼玉県川越市新富町2-24-4 早川ＴＫＢビル3階	049-226-9050
千葉統括部	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン日本興亜千葉ビル3階	043-243-5761
千葉支社	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン日本興亜千葉ビル3階	043-243-5621
千葉西支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア２１ 10階	047-435-0710
北海道統括部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-261-4611
北海道開発支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-261-3460
札幌支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-241-6378
北海道支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-241-7002
東北海道支社	080-0801	北海道帯広市東1条南10-2-1 損保ジャパン日本興亜帯広ビル5階	0155-25-4780
東北統括部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-1921
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン日本興亜青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン日本興亜盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
仙台開発支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-295-8601
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-2761
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン日本興亜山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8877	福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階	024-925-6701
関東統括部	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5083
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン日本興亜水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南営業支社	305-0033	茨城県つくば市東新井13-2 関友ウェストビル4階	029-859-3060
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン日本興亜宇都宮ビル7階	028-643-3621
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン日本興亜前橋ビル7階	027-223-5126
静岡統括部	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-14 呉服町圭田ビル8階	054-272-6100
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階	054-252-2373
浜松支社	430-0927	静岡県浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館 事務所フロア11階	053-451-1160
中部統括部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階	052-972-6401
中部マーケット開発支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階	052-972-6401
名古屋開発支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階	052-972-6430
名古屋法人支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階	052-972-1951
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階	052-972-6364
愛知東支社	440-0888	愛知県豊橋市駅前大通1-55 ココラフロント・サーラタワー6階	0532-52-3136
岐阜支社	500-8856	岐阜県岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル2階	058-253-6100
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル2階	059-223-1401
甲信越統括部	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5083
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長野支社	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン日本興亜長野ビル5階	026-235-8015
松本支社	390-0814	長野県松本市本庄1-13-5 損保ジャパン日本興亜松本ビル4階	0263-36-0822
山梨支社	400-0858	山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン日本興亜鮎川ビル2階	055-232-8072

（2019年7月1日現在）

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
北陸統括部	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン日本興亜金沢ビル3階	076-261-6177
金沢支社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン日本興亜金沢ビル3階	076-261-6071
富山支社	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜富山ビル6階	076-444-7740
福井支社	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン日本興亜福井ビル1階	0776-21-1482
関西開発営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-7151
大阪開発第一支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6521
大阪開発第二支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6831
神戸開発支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル7階	078-321-0631
関西第一統括部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6550
関西マーケット開発支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6506
大阪法人支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6445-7621
大阪北支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル8階	06-6223-5178
大阪南支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル8階	06-6205-3811
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル7階	078-321-0481
兵庫支社	670-0927	兵庫県姫路市駅前町60 マルイト姫路ビル1階	079-284-5757
関西第二統括部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6580
京都支社	604-8152	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671 損保ジャパン日本興亜ユニバース京都ビル7階	075-211-6713
滋賀支社	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン日本興亜大津ビル1階	077-527-1233
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービルディング2階	0742-36-8751
和歌山支社	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国統括部	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3051
広島開発支社	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階	082-211-5281
広島支社	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3041
山陰支社	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン日本興亜松江ビル4階	0852-27-8211
山口支社	753-0076	山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン日本興亜山口ビル6階	083-922-1033
岡山支社	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン日本興亜岡山ビル6階	086-222-0911
四国統括部	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン日本興亜高松ビル7階	087-822-6510
高松支社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン日本興亜高松ビル7階	087-851-4678
徳島支社	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛媛支社	790-0011	愛媛県松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟7階	089-931-6282
高知支社	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン日本興亜高知ビル2階	088-825-0321
九州統括部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
福岡開発支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階	092-471-7575
福岡支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
北九州支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン日本興亜北九州ビル7階	093-521-2622
久留米支社	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 ＭＥＤＩＡ７ビル2階	0942-39-5801
佐賀営業支社	840-0815	佐賀県佐賀市天神2-2-37 損保ジャパン日本興亜佐賀天神ビル1階	0952-28-4300
長崎支社	850-0033	長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン日本興亜長崎ビル2階	095-823-3481
熊本支社	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町1-7 ＭＹ熊本ビル3階	096-356-1003
大分支社	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン日本興亜大分ビル4階	097-536-6411
宮崎支社	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン日本興亜宮崎ビル1階	0985-27-4688
鹿児島支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル5階	099-250-7701
沖縄支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング中2階	098-863-3386
首都圏・北陸ＬＣ統括ブロック	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル9階	03-5565-2571
開発ＬＣ支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル9階	03-5565-2571
柏ＬＣオフィス	277-0005	千葉県柏市柏1-2-37 柏ちば興銀ビル6階	04-7163-4301
金沢ＬＣオフィス	920-0869	石川県金沢市上堤町1-15 金沢上堤町ビル10階	076-235-2301
京浜ＬＣ統括ブロック	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-682-5321
横浜中央LCオフィス	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-670-7700
横浜ＬＣオフィス	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-682-5321
東京中央ＬＣオフィス	108-0022	東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー12階	03-5446-8553
東京ＬＣオフィス	108-0022	東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー12階	03-5443-8210
新東京ＬＣオフィス	108-0022	東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー12階	03-5446-8560
東日本ＬＣ統括ブロック	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
札幌ＬＣオフィス	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザ4階	011-222-3813
仙台ＬＣオフィス	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
泉ＬＣオフィス	981-3133	宮城県仙台市泉区泉中央1-28-22 プレジデントシティビル4階	022-374-5226
中日本ＬＣ統括ブロック	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル4階	06-6441-1781
近畿ＬＣオフィス	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル4階	06-6441-1781
京都ＬＣオフィス	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 ＫＤＸ烏丸ビル3階	075-213-2958
名古屋ＬＣオフィス	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階	052-972-6361
西日本ＬＣ統括ブロック	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
広島ＬＣオフィス	730-0016	広島県広島市中区幟町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福岡ＬＣオフィス	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北九州ＬＣオフィス	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産１６号館12階	093-522-5488

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❹ 資本金の推移

（単位：百万円）

年　月　日	増　資　額	増資後資本金	摘　　要
1981年 7月 7日	－	400	会社設立
1981年 9月18日	1,200	1,600	
1981年 9月30日	1,900	3,500	
1987年 3月31日	1,150	4,650	
1988年 3月26日	600	5,250	
1990年 6月28日	2,000	7,250	
2007年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

❺ 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1　名

❻ 株式の状況

（1）発行済株式の種類等

	種　　類	発　行　数	内　　容
発行済株式	普通株式	27,250千株	－

（2）大株主

（単位：千株、％）

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
SOMPOホールディングス株式会社	27,250	100.0	－	－

当社の株主は上記1名のみです。

❼ 主要株主の状況

名　称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,000億円	損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務	2010年4月1日	100.0%

⑧ 役員一覧＜取締役＞

（2019年7月1日現在）

役　職　名	氏　　名 （生年月日）	略歴	
代表取締役社長 社長執行役員	オオバ　ヤスヒロ 大場　康弘 （1965年9月30日）	1988年 4月 2014年 7月 2016年 4月 2018年 4月 2018年 6月 2019年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 当社取締役執行役員経営企画部長 当社取締役常務執行役員 当社代表取締役社長社長執行役員（現職） SOMPOホールディングス株式会社執行役員 SOMPOホールディングス株式会社国内生命保険事業オーナー取締役 同社国内生命保険事業オーナー執行役（現職）
取締役 専務執行役員	ヨシカワ　コウイチ 吉川　浩一 （1963年2月23日）	1985年 4月 2014年 4月 2016年 4月 2016年 6月 2017年 4月 2018年 4月	興亜火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 同社執行役員企業営業第七部長 同社取締役常務執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）常務執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役常務執行役員 同社グループCACO取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員（現職）
取締役 常務執行役員	コバヤシ　ケンイチ 小林　健一 （1959年7月19日）	1997年 8月 2014年 4月 2016年 4月 2017年 4月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員保険金サービス部長 当社執行役員人財開発部長 当社取締役常務執行役員（現職）
取締役 常務執行役員	コンドウ　ミツヒロ 近藤　充弘 （1961年1月23日）	1984年 4月 2016年 4月 2018年 4月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 当社執行役員関東営業部長 当社取締役常務執行役員（現職）
取締役 執行役員	タムラ　カズヒサ 田村　和久 （1965年7月18日）	1990年 4月 2018年 4月 2019年 4月	日本火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 当社執行役員経理財務部長 当社取締役執行役員（現職）
取締役 （非常勤）	ツジ　シンジ 辻　伸治 （1956年12月10日）	1979年 4月 2008年 4月 2009年 4月 2011年 6月 2012年 4月 2014年 4月 2016年 4月 2017年 4月 2019年 1月 2019年 4月 2019年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 同社執行役員カスタマーサービス部長 同社常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 当社取締役（現職） SOMPOホールディングス株式会社グループCFO代表取締役副社長執行役員 同社グループCOO兼グループCFO代表取締役副社長執行役員 同社グループCOO兼グループCBO代表取締役副社長執行役員 同社グループCOO兼グループCBO取締役代表執行役副社長（現職）

Ⅰ.保険会社の概況および組織

＜執行役員＞

（2019年7月1日現在）

役　職　名	氏　　名 （生年月日）	略歴	
代表取締役社長 社長執行役員	オオバ　ヤスヒロ 大場　康弘 （1965年9月30日）	取締役の欄をご参照ください。	
取締役 専務執行役員	ヨシカワ　コウイチ 吉川　浩一 （1963年2月23日）	取締役の欄をご参照ください。	
取締役 常務執行役員	コバヤシ　ケンイチ 小林　健一 （1959年7月19日）	取締役の欄をご参照ください。	
取締役 常務執行役員	コンドウ　ミツヒロ 近藤　充弘 （1961年1月23日）	取締役の欄をご参照ください。	
常務執行役員	キヨミヤ　ヒトシ 清宮　均 （1961年9月2日）	1986年 4月 2016年 4月 2016年 7月 2017年 4月 2018年 4月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 当社執行役員事務企画部長 当社執行役員事務企画部長兼CX推進部長 当社執行役員事務企画部長 当社常務執行役員関西第一統括部長（現職）
常務執行役員	ノマ　カズコ 野間　和子 （1960年7月28日）	1979年 4月 2016年 4月 2019年 4月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 同社執行役員（兼）熊本支店長 当社常務執行役員東京統括部長（現職）
取締役 執行役員	タムラ　カズヒサ 田村　和久 （1965年7月18日）	取締役の欄をご参照ください。	
執行役員	モリタ　トモユキ 森田　智之 （1966年9月13日）	1995年 6月 2016年 4月 2017年 2月 2018年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員営業企画部長 当社執行役員営業企画部長兼トレーニングセンター室長 当社執行役員保険金サービス部長（現職）
執行役員	カンノ　フミオ 菅野　文雄 （1967年12月5日）	2002年 5月 2016年 4月 2017年 9月	安田火災ひまわり生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険）入社 当社執行役員経営企画部長 当社執行役員商品企画部長（現職）
執行役員	サイトウ　シュオリ 斎藤　朱織 （1961年10月27日）	1985年 4月 2017年 4月 2018年 4月	日本火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 当社執行役員契約サービス部長 当社執行役員千葉統括部長（現職）
執行役員	シマザキ　コウイチ 島﨑　浩一 （1963年5月18日）	1997年 9月 2017年 4月 2018年 4月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員中国営業部長 当社執行役員営業企画部長（現職）
執行役員	ナカハラ　トオル 中原　徹 （1967年6月15日）	2017年 5月 2017年 7月	当社入社　執行役員 当社執行役員情報システム部長（現職）
執行役員	サトウ　タカシ 佐藤　孝司 （1965年12月8日）	2000年 1月 2018年 4月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員中国統括部長（現職）
執行役員	イワキリ　ケンイチ 岩切　健一 （1967年1月26日）	1995年 1月 2018年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員首都圏開発営業部長（現職）
執行役員	ナカムラ　シゲシ 中村　成志 （1969年3月7日）	1991年 4月 2018年 4月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 当社執行役員経営企画部長（現職）
執行役員	シモカワ　リョウコ 下川　亮子 （1971年8月15日）	2016年 7月 2017年 4月 2019年 4月	当社入社経営企画部担当部長 当社人財開発部長 当社執行役員人財開発部長（現職）

＜監査役＞

（2019年7月1日現在）

役　職　名	氏　　名 （生年月日）	略歴	
監査役	モリウチ　テツオ 守内　哲男 （1952年4月10日）	1976年 4月 2005年 8月 2009年 7月 2016年 6月	建設省（現 国土交通省）入省 財団法人日本建設情報総合センター理事 社団法人不動産流通経営協会（現 一般社団法人不動産流通経営協会）専務理事 当社監査役（現職）
監査役	オオヤマ　ケイゾウ 大山　敬三 （1959年12月21日）	1983年 4月 2016年 4月 2018年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 同社執行役員関東本部長 当社監査役（現職）
監査役 （非常勤）	タケモト　ショウイチロウ 竹本　尚一朗 （1955年1月20日）	1978年 4月 2011年10月 2012年 6月 2013年 4月 2013年 6月 2014年 4月 2014年 9月 2016年 4月 2016年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 同社執行役員リスク管理部長 同社取締役執行役員リスク管理部長 同社取締役執行役員 NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）執行役員 日本興亜損害保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）執行役員 同社取締役常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役執行役員 日本興亜損害保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役 当社監査役（現職） 日本地震再保険株式会社常務取締役（現職）

Ⅰ.保険会社の概況および組織

⑨ 会計監査人の名称

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

⑩ 従業員の在籍・採用状況

区　分	在籍数		採用数		平均年齢		平均勤続年数	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
内勤社員	2,348	2,569	134	144	38.2	39.0	10.1	9.5
男性	1,242	1,140	64	42	41.1	41.4	11.8	12.3
女性	1,106	1,429	70	102	35.6	37.5	8.7	7.8
基幹職（転居転勤あり）	1,193	1,112	53	41	40.3	40.6	11.9	12.3
基幹職（転居転勤なし）	915	810	59	6	34.8	35.8	9.3	10.2
再雇用社員・専任職・契約社員	240	647	22	97	42.8	40.6	6.8	5.3
営業職員	340	347	36	61	42.4	42.1	7.3	8.3
男性	309	309	23	42	43.0	42.9	7.9	8.0
女性	31	38	13	19	36.7	35.7	1.7	1.7

（注1）営業職員は、ライフカウンセラー社員、グループマネージャー、トレーニングマネージャー、LCオフィス長、LC支社長、LC統括ブロック長の合計人数です。
（注2）2018年7月1日人事制度改定により、パートタイマーを専任職・契約社員に統合しています。

⑪ 平均給与（内勤社員）

（単位：千円）

区　分	2018年3月	2019年3月
内勤社員	380	353

（注）平均給与は2019年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

⑫ 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区　分	2018年3月	2019年3月
営業職員	631	627

（注）平均給与は2019年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

Ⅱ.保険会社の主要な業務の内容

❶ 主要な業務の内容

(1)保険の引受

生命保険の募集および引受業務を行っています。

(2)資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.31～32をご覧ください。

(3)国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4)業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

❷ 経営方針

表紙裏をご覧ください。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❶ 直近事業年度における事業の概況

P.25をご覧ください。

❷ 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

❸ 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および苦情からの改善事例

2018年度にカスタマーセンターなどで受け付けたご相談・お問い合わせ・苦情などの総受電（応答）件数

内　容	件　数	構　成　比
手続き全般	290,349	63.8%
相談・問い合わせ「保全」：解約、名義変更など	40,189	8.8%
相談・問い合わせ「収納」：保険料の払込など	39,683	8.7%
相談・問い合わせ「保険金」：保険金・給付金の支払いなど	56,164	12.3%
相談・問い合わせ「その他」：資料請求、新契約関連、ご相談など	28,606	6.3%
合計	454,991	100.0%

2018年度にカスタマーセンター、営業店、本社で受け付けた苦情件数と申出分類

≪苦情受付件数≫
6,661件

≪苦情申出分類≫

（生命保険協会報告ベース）

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適切な募集行為	215	3.2%
	不適切な告知取得	91	1.4%
	不適切な話法	1	0.0%
	説明不十分	476	7.1%
	事務取扱不注意	148	2.2%
	契約確認	1	0.0%
	契約引受関係	69	1.0%
	証券未着	19	0.3%
	その他新契約関係	236	3.5%
新契約関係 合計		1,256	18.9%
収納関係	集金	2	0.0%
	口座振替・送金	698	10.5%
	職域団体扱	14	0.2%
	保険料払込関係	43	0.6%
	保険料振替貸付	53	0.8%
	失効・復活	159	2.4%
	その他収納関係	31	0.5%
収納関係 合計		1,000	15.0%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	6	0.1%
	契約者貸付	180	2.7%
	更新	110	1.7%
	契約内容変更	104	1.6%
	名義変更・住所変更	318	4.8%
	特約中途付加	23	0.3%
	解約手続	592	8.9%
	解約返戻金	83	1.2%
	生保カード・ＡＴＭ関係	0	0.0%
	その他保全関係	166	2.5%
保全関係 合計		1,582	23.8%
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	106	1.6%
	死亡等保険金支払手続	69	1.0%
	死亡等保険金不支払決定	3	0.0%
	入院等給付金支払手続	961	14.4%
	入院等給付金不支払決定	130	2.0%
	その他保険金・給付金関係	282	4.2%
保険金・給付金関係 合計		1,551	23.3%
その他	職員の態度・マナー	213	3.2%
	保険料控除	72	1.1%
	個人情報取扱関係	117	1.8%
	アフターサービス関係	742	11.1%
	その他	128	1.9%
その他 合計		1,272	19.1%
2018年度合計		6,661	100.0%

お客さまの声からの改善事例についてはＰ.35をご覧ください。

「苦情」の定義　苦情とは、お客さまからの当社への申し出のうち、その事業活動全般に起因する不満足の表明を含むものをいいます。
（お客さまとは、当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」、「生活者」のことをいいます。）

❹ 契約者に対する情報提供の実態

P.73～75をご覧ください。

❺ 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

P.73～75、P.77～79をご覧ください。

❻ 社員・代理店教育・研修の概略

P.81をご覧ください。

❼ 新規開発商品の状況

P.77～78をご覧ください。

❽ 保険商品一覧

（1）個人保険

①主契約

商　品　名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
無配当低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金を、配当タイプが同じ終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらず、簡単な手続きだけでお申込みが可能な終身保険です。
無配当定期保険	一定期間中での万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
低解約返戻金型定期保険	低解約返戻金期間中の解約返戻金を無配当定期保険の70%に抑えることによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で100歳までの保障を提供します。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
逓増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。
初期災害保障 低解約返戻金型逓増定期保険	ご加入から3年間は災害保障に重点を置いており、低解約返戻金期間中（ご加入から4年間）の解約返戻金を抑えることによって、従来の逓増定期保険に比べて割安な保険料で一定期間の保障を提供します。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

商　品　名	保障内容の概要
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保険金と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に準備します。お子さまの教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
特定疾病前払式終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の事由に該当したとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険(自由設計型)	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとかたの保障は継続し、その場合の保険料の払込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
5年ごと利差配当付こども保険	お子さまの教育資金を計画的に準備できる保険です。お子さまの入学時や成人式および保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。 また、ご契約者さまが万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます(A型の場合)。お子さまの出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の事由に該当したときに、保険金を一括してお支払いしますので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。 また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険(2010)	がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院(外来治療)を保障します。診断給付金は2年に1回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院(外来治療)は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。
医療保険(2014)	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる定期タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
払込期間中無解約返戻金 限定告知医療保険	告知いただく項目を限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申込みいただきやすい保険です。
限定告知認知症一時金特約付 払込期間中無解約返戻金限定 告知骨折治療保険	認知症・軽度認知障害への備えや骨折やケガ・所定の感染症による万一の保障を確保できる保険です。初めて軽度認知障害と診断確定された場合は軽度認知障害一時金を、初めて認知症と診断確定された場合は認知症一時金をお支払いします。
無解約返戻金型総合生活障害 保障保険	七大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患)による所定の事由、所定の就労不能状態、所定の要介護状態、所定の高度障害状態に備えた保険です。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・所定の感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いし、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。
臓器移植医療給付金付 先進医療保険(白内障不担保および がん先進医療一時金変更の特則付)	先進医療・臓器移植の保障に特化したインターネット販売専用商品です。 被保険者が先進医療による療養(白内障を原因とする療養は除きます)を受けたときの先進医療給付金と先進医療一時金、および所定の臓器移植を受けたときの臓器移植医療給付金をお支払いします。
無解約返戻金型 女性用がん診断保険	女性特定がんを重点保障するインターネット販売専用商品です。 がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。また、がんに罹患されていない場合は、2年ごとにがん無事故給付金をお支払いします。

②保障をさらに充実させるための各種特約・特則

特約・特則名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
年金移行特約	将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
介護前払特約	所定の要介護状態となった場合に死亡保険金の全部または一部をご請求できます。
介護一時金特約	公的介護保険制度の要介護1以上と認定された場合などに介護一時金をお支払いします。
医療用入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。※1
医療用通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。※1
医療用がん入院特約	がんによる入院を保障します。※2
医療用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。※2
医療用退院給付特約	1回の入院日数が20日以上の入院後の退院を保障します。※2
医療用三大疾病入院一時金特約	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により入院されたとき、一時金をお支払いします。※2
医療用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みは、免除されます。※2
医療用新先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられたとき、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。※2
医療用がん診断給付特約	がんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。※2
医療用がん外来治療給付特約	がんによる通院（外来治療）を保障します。※2
無事故割引特則	5年ごとに入院給付金のお支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。※2
七大生活習慣病追加給付特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の七大生活習慣病による入院の場合、七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。※2
三大疾病支払日数無制限特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に入院給付金をお支払いします。※3
限定告知医療用入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。ただし、削減支払期間（契約日からその日を含めて1年以内の期間）中の入院に対するお支払額は、50%相当額に削減されます※4
限定告知医療用通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。ただし、削減支払期間（契約日からその日を含めて1年以内の期間）中の通院に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※4
限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みは、免除されます。※5
限定告知医療用先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられたとき、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。ただし、削減支払期間（契約日からその日を含めて1年以内の期間）中の先進医療による療養に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※4
がん先進医療特約	がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられたとき、その技術料を、お支払額を通算して1,000万円まで保障します。※6
がん死亡特約	がんによる死亡を保障します。※6
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院を保障します。※6
限定告知介護一時金特約	公的介護保険制度の要介護1以上と認定された場合などに介護一時金をお支払いします。※7
限定告知介護年金特約	公的介護保険制度の要介護3以上と認定された場合などに介護年金を終身にわたりお支払いします。※7
健康体料率特約	喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。※8
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みは、免除されます。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

特約・特則名	保障内容の概要
七大疾病・就労不能保険料免除特約	七大疾病や国民年金法にもとづく障害等級2級以上と認定された場合などに、以後の保険料の払込みは、免除されます。※9
無解約返戻金型就労不能保障特約	国民年金法にもとづく障害等級2級以上と認定された場合などに、特約の保険期間満了まで、毎月就労不能年金をお支払いします。※9
無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約	メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に、特約年金支払期間（2年間または5年間）満了まで毎月、生活サポート年金をお支払いします。※9

※1　医療保険（08）および医療保険（2014）に付加できる特約です。
※2　医療保険（2014）に付加できる特約・特則です。
※3　医療保険（2014）と払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険にそれぞれ付加できる特則です。
※4　払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険専用特約です。
※5　払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険と限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険にそれぞれ付加できる特約です。
※6　がん保険（2010）専用特約です。
※7　限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険専用特約です。
※8　長期傷害保険専用特約です。
※9　無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。

（2）団体保険

商品名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対してお手頃な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険（団体型）	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対してお手頃な保険料で保障します。

⑨ 情報システムに関する状況

◆2018年度の主な取組み

当社は最高品質のサービスを提供するためにBPM※1、OpenID Connect※2等の新技術を積極的に活用しています。

・インターネットにてお手続きできる最新の商品をご提供するため、BPMを活用したインターネット商品管理システムを導入しました。
・お客さまへのご契約後のアフターフォローや迅速で丁寧なサポートを行うための、代理店とのコミュニケーションシステムを構築しました。
・マイ リンククロス（Webサービス）のユーザアカウント一つでさまざまなサービスをご利用いただけるようOpenID Connectを導入しました。

※1 Business Process Management：業務手順をデータとして可視化するためのモデリング機能や既存の業務システムと接続してプロセスを自動化したりする機能が提供されている開発ツール。
※2 ユーザ認証の仕組み。1つのユーザアカウントで複数のサービスが利用できる。

◆今後の取組みの方向性

最先端のICT（情報通信技術）を活用してお客さま接点のあり方を根本から変えるビジネスモデルを構築し、お客さまへ「新たな価値」と「最高品質のサービス」を提供していきます。

⑩ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2014年度(末)	2015年度(末)	2016年度(末)	2017年度(末)	2018年度(末)
経常収益	426,197	441,799	469,837	490,791	495,111
経常利益	22,594	22,565	16,880	16,721	26,586
基礎利益	22,141	21,914	16,521	17,585	27,834
当期純利益	9,727	11,616	8,319	8,117	15,394
資本金	17,250	17,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	2,278,147	2,438,055	2,589,026	2,796,230	3,006,090
うち特別勘定資産	21,952	20,642	22,143	23,013	23,001
責任準備金残高	2,080,338	2,214,871	2,371,198	2,557,365	2,734,761
貸付金残高	36,414	37,406	38,254	39,865	41,734
有価証券残高	2,157,819	2,305,223	2,434,670	2,594,537	2,805,201
ソルベンシー・マージン比率	1,676.3%	1,771.4%	1,573.0%	1,513.1%	1,507.5%
従業員数	2,738名	2,823名	2,795名	2,688名	2,916名
保有契約高	24,157,489	24,471,157	25,026,708	24,910,508	26,021,687
個人保険	20,768,556	21,374,862	22,066,920	21,877,872	23,073,457
個人年金保険	274,547	267,331	258,609	247,948	237,554
団体保険	3,114,385	2,828,963	2,701,178	2,784,686	2,710,674
団体年金保険保有契約高	－	－	－	－	－

（注）1.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2.従業員数は在籍者数を記載しています。

Ⅴ.財産の状況

❶ 貸借対照表

（単位：百万円、％）

科目＼年度	2017年度末（2018年3月31日現在）		2018年度末（2019年3月31日現在）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
（資産の部）				
現金及び預貯金	90,465	3.2	92,843	3.1
現金	0		－	
預貯金	90,465		92,843	
有価証券	2,594,537	92.8	2,805,201	93.3
国債	1,773,257		1,845,412	
地方債	61,410		65,809	
社債	354,833		425,036	
株式	9,233		8,648	
外国証券	395,802		460,294	
貸付金	39,865	1.4	41,734	1.4
保険約款貸付	39,865		41,734	
有形固定資産	1,455	0.1	1,297	0.0
建物	433		445	
リース資産	759		566	
その他の有形固定資産	262		286	
代理店貸	120	0.0	133	0.0
再保険貸	1,925	0.1	1,435	0.0
その他資産	53,984	1.9	54,814	1.8
未収金	35,828		37,028	
前払費用	1,865		2,041	
未収収益	7,600		8,045	
預託金	2,750		2,760	
金融派生商品	5,384		4,402	
金融商品等差入担保金	－		80	
仮払金	481		370	
その他の資産	73		86	
繰延税金資産	13,923	0.5	8,680	0.3
貸倒引当金	△ 48	△ 0.0	△ 51	△ 0.0
資産の部合計	2,796,230	100.0	3,006,090	100.0

（単位：百万円、％）

科目＼年度	2017年度末（2018年3月31日現在）		2018年度末（2019年3月31日現在）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
（負債の部）				
保険契約準備金	2,604,810	93.2	2,784,798	92.6
支払備金	41,979		45,266	
責任準備金	2,557,365		2,734,761	
契約者配当準備金	5,465		4,770	
代理店借	4,506	0.2	4,097	0.1
再保険借	963	0.0	821	0.0
その他負債	41,408	1.5	46,592	1.5
債券貸借取引受入担保金	22,921		24,887	
未払法人税等	2,544		4,174	
未払金	5,805		6,587	
未払費用	7,964		7,852	
預り金	225		1,637	
金融派生商品	203		198	
金融商品等受入担保金	100		－	
リース債務	900		686	
仮受金	742		567	
役員賞与引当金	47	0.0	37	0.0
退職給付引当金	3,698	0.1	3,802	0.1
時効保険金等払戻引当金	－	－	601	0.0
特別法上の準備金	6,838	0.2	7,490	0.2
価格変動準備金	6,838		7,490	
負債の部合計	2,662,271	95.2	2,848,241	94.7
（純資産の部）				
資本金	17,250	0.6	17,250	0.6
資本剰余金	13,333	0.5	13,333	0.4
資本準備金	13,333		13,333	
利益剰余金	65,624	2.3	74,169	2.5
利益準備金	200		1,570	
その他利益剰余金	65,424		72,599	
保険業法施行規則附則第10条積立金	325		325	
繰越利益剰余金	65,099		72,274	
株主資本合計	96,207	3.4	104,752	3.5
その他有価証券評価差額金	37,750	1.4	53,096	1.8
評価・換算差額等合計	37,750	1.4	53,096	1.8
純資産の部合計	133,958	4.8	157,848	5.3
負債及び純資産の部合計	2,796,230	100.0	3,006,090	100.0

Ⅴ.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2017年度末 (2018年３月31日現在)	2018年度末 (2019年３月31日現在)
1. 会計方針に関する事項 (1)有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、３月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 会計方針に関する事項 (1)有価証券の評価基準および評価方法 同左
(2)責任準備金対応債券 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 267,978百万円、時価は 290,029 百万円であります。	(2)責任準備金対応債券 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 370,080百万円、時価は 409,926 百万円であります。
(3)デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3)デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左
(4)有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産以外) 定額法を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(4)有形固定資産の減価償却の方法 同左
(5)無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。	(5)無形固定資産の減価償却の方法 同左
(6)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は３月末日の為替相場により円換算しております。	(6)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左
(7)引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が１次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が２次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(7)引当金の計上方法 ①貸倒引当金 同左
②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日企業会計基準委員会)に従い、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。	②退職給付引当金 同左

注記事項（貸借対照表関係）

2017年度末 （2018年３月31日現在）	2018年度末 （2019年３月31日現在）
退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　13年 過去勤務費用の処理年数　５年	
③役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日企業会計基準委員会）に基づき、内規に基づく支給見積額を計上しております。	③役員賞与引当金 同左
	④時効保険金等払戻引当金 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。 なお、従来、時効処理を行った保険金等の契約者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、時効処理を行う保険金等が増加傾向にあり重要性が高まったことを受け、払戻に関する過去実績データの分析を進める中で、将来の払戻による損失額を合理的に見積ることが可能となったため、当期から時効保険金等払戻引当金を計上しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、当期のその他の経常費用が 601百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。
(8)価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	(8)価格変動準備金の計上方法 同左
(9)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約および通貨オプション取引による時価ヘッジを行っております。	(9)ヘッジ会計の方法 同左
(10)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。	(10)消費税等の会計処理 同左
(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第５項の規定に基づき、一部の個人保険契約について、責任準備金172百万円を追加して積み立てております。	(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第５項の規定に基づき、一部の個人保険契約について、責任準備金364百万円を追加して積み立てております。
2．会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更 当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しておりましたが、当年度より定額法に変更しております。 これは、当社が属するSOMPOホールディングスグループの有形固定資産の減価償却方法に関する会計方針が変更されることを契機として、当社における有形固定資産の使用実態を改めて検討した結果、耐用年数にわたり安定的に使用されると見込まれ、耐用年数にわたって均等に費用配分することが実態をより適正に表すものと判断したことによるものであります。 この変更による当年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

2017年度末 （2018年３月31日現在）	2018年度末 （2019年３月31日現在）
3.　金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第１項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ＡＬＭ（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。	2.　金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 同左
(2)金融商品の内容およびそのリスク 当社の保有する金融資産の内容およびそのリスクは以下のとおりであります。	(2)金融商品の内容およびそのリスク 同左
①預貯金 当座預金、普通預金（決済性預金）等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。	①預貯金 同左
②円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。	②円建債券 同左
③外貨建債券 当社では外貨建債券を保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。	③外貨建債券 同左
④株式 当社では株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクおよび株価の変動による価格変動リスクを有しております。	④株式 同左
⑤為替予約取引、通貨オプション取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引および通貨オプション取引を行っており、これらの取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引および通貨オプション取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。為替予約取引および通貨オプション取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。	⑤為替予約取引、通貨オプション取引 同左
⑥保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。	⑥保険約款貸付 同左
⑦未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。	⑦未収金 同左

注記事項（貸借対照表関係）

2017年度末（2018年３月31日現在）

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループＥＲＭ基本方針」に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践しています。また、戦略的リスク経営を運営するため、戦略的リスク経営に係る態勢を整備する部署を設置しています。

当社は、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理し、資産運用リスクモデルにより計測した資産運用リスク量を経営体力に見合った適正な水準にコントロールしています。また、過去に発生した最大規模の市況下落などを想定し、その影響度を測定するストレステストを行い、リスク管理に活用しています。信用供与先の管理としては、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っています。

流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照のこと。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	90,465	90,465	－
(2)貸付金			
保険約款貸付	39,865		
貸倒引当金（＊1）	△1		
	39,863	39,863	－
(3)有価証券			
①売買目的有価証券	21,228	21,228	－
②満期保有目的の債券	1,196,373	1,480,620	284,246
③責任準備金対応債券	267,978	290,029	22,051
④その他有価証券	1,108,946	1,108,946	－
	2,594,527	2,900,825	306,298
(4)未収金	35,828	35,828	－
資産計	2,760,685	3,066,983	306,298
債券貸借取引受入担保金	22,921	22,921	－
負債計	22,921	22,921	－
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	－
ヘッジ会計が適用されているもの	5,180	5,180	－
デリバティブ取引計	5,180	5,180	－

（＊1）保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預貯金

預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については３月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)貸付金

保険約款貸付

保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。

2018年度末（2019年３月31日現在）

(3)金融商品に係るリスク管理体制

同左

(4)金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照のこと。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	92,843	92,843	－
(2)貸付金			
保険約款貸付	41,734	41,734	－
(3)有価証券			
①売買目的有価証券	21,249	21,249	－
②満期保有目的の債券	1,189,093	1,500,391	311,298
③責任準備金対応債券	370,080	409,926	39,846
④その他有価証券	1,224,767	1,224,767	－
	2,805,191	3,156,335	351,144
(4)未収金	37,028	37,028	－
資産計	2,976,797	3,327,942	351,144
債券貸借取引受入担保金	24,887	24,887	－
負債計	24,887	24,887	－
デリバティブ取引（＊1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	－
ヘッジ会計が適用されているもの	4,194	4,194	－
デリバティブ取引計	4,203	4,203	－

（＊1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預貯金

同左

(2)貸付金

保険約款貸付

保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。

Ⅴ.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2017年度末(2018年３月31日現在)

(3)有価証券

有価証券については３月末日の市場価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は 215 百万円であります。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,083,245	1,347,082	263,837
	(2)社債	97,999	118,843	20,844
	(3)その他	－	－	－
	小計	1,181,244	1,465,926	284,681
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	8,769	8,543	△225
	(2)社債	6,359	6,150	△209
	(3)その他	－	－	－
	小計	15,129	14,694	△435
合計		1,196,373	1,480,620	284,246

③責任準備金対応債券

責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	231,867	255,152	23,285
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	231,867	255,152	23,285
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	36,110	34,877	△1,233
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	36,110	34,877	△1,233
合計		267,978	290,029	22,051

④その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 150,764 百万円であり、売却益の合計額は 4,132 百万円、売却損の合計額は 2,855 百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

2018年度末(2019年３月31日現在)

(3)有価証券

有価証券については３月末日の市場価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は 608 百万円であります。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,076,217	1,362,375	286,158
	(2)社債	109,659	134,876	25,216
	(3)その他	－	－	－
	小計	1,185,876	1,497,251	311,374
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,203	2,168	△35
	(2)社債	1,012	971	△41
	(3)その他	－	－	－
	小計	3,216	3,139	△76
合計		1,189,093	1,500,391	311,298

③責任準備金対応債券

責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	361,192	401,082	39,889
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	361,192	401,082	39,889
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	8,888	8,844	△43
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	8,888	8,844	△43
合計		370,080	409,926	39,846

④その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 166,036 百万円であり、売却益の合計額は 3,635 百万円、売却損の合計額は 2,394 百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

注記事項（貸借対照表関係）

2017年度末（2018年３月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	266	364	98
	(2)債券	771,444	835,706	64,261
	①国債・地方債等	396,294	447,141	50,847
	②社債	218,497	225,127	6,629
	③その他	156,652	163,438	6,785
	(3)その他	－	－	－
	小計	771,711	836,071	64,360
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	284,803	272,875	△11,928
	①国債・地方債等	22,834	22,603	△231
	②社債	24,522	24,341	△180
	③その他	237,446	225,930	△11,516
	(3)その他	－	－	－
	小計	284,803	272,875	△11,928
合計		1,056,515	1,108,946	52,431

⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4)未収金

未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。

負債

債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1)ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
為替予約取引				
買建				
豪ドル（対円）	1,737	－	0	先物為替相場によっております。
通貨オプション取引				
買建				
プット				
米ドル	1,511	－	7	取引先金融機関から提示された価格によっております。
コール				
米ドル	1,604	－	8	
売建				
プット				
米ドル	1,511	－	△7	
コール				
米ドル	1,604	－	△8	
合計	7,968	－	0	

2018年度末（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	266	370	103
	(2)債券	1,008,915	1,085,233	76,318
	①国債・地方債等	405,486	458,325	52,838
	②社債	299,908	309,526	9,617
	③その他	303,519	317,381	13,862
	(3)その他	15,000	15,459	459
	小計	1,024,182	1,101,063	76,881
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	126,840	123,703	△3,136
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	2,936	2,926	△9
	③その他	123,903	120,776	△3,127
	(3)その他	－	－	－
	小計	126,840	123,703	△3,136
合計		1,151,022	1,224,767	73,744

⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4)未収金

同左

負債

債券貸借取引受入担保金

同左

デリバティブ取引

(1)ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
為替予約取引				
買建				
米ドル（対円）	1,362	－	9	先物為替相場によっております。
合計	1,362	－	9	

Ⅴ.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2017年度末(2018年３月31日現在)

(2)ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	時価の算定方法
時価ヘッジ	為替予約取引					
	売建					
	米ドル(対円)	その他有価証券	51,695	−	594	先物為替相場によっております。
	ユーロ(対円)		126,278	−	2,295	
	その他(対円)		43,992	−	2,228	
	通貨オプション取引					
	買建プット					
	米ドル	その他有価証券	28,108	−	105	取引先金融機関から提示された価格によっております。
	その他		1,982	−	6	
	売建コール					
	米ドル		30,043	−	△46	
	その他		2,155	−	△4	
合計			284,255	−	5,180	

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(＊)	10

(＊) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注３)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預貯金	90,465	−	−	−	−	−
有価証券	52,129	78,945	67,843	93,752	67,340	2,119,982
満期保有目的の債券	28,486	10,800	17,060	29,300	10,700	1,085,783
責任準備金対応債券	−	−	−	−	−	258,500
その他有価証券のうち満期があるもの	23,643	68,145	50,783	64,452	56,640	775,699
未収金	35,828	−	−	−	−	−
合計	178,424	78,945	67,843	93,752	67,340	2,119,982

(＊1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。

(＊2) 外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。

4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は21,713 百万円であります。

5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、該当ありません。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は 2,976 百万円 であります。

7. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、23,013 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

8. 関係会社に対する金銭債権の総額は 2 百万円であり、金銭債務は3,967 百万円であります。

2018年度末(2019年３月31日現在)

(2)ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	時価の算定方法
時価ヘッジ	為替予約取引					
	売建					
	米ドル(対円)	その他有価証券	2,705	−	△49	先物為替相場によっております。
	ユーロ(対円)		194,677	−	3,779	
	その他(対円)		29,478	−	483	
	通貨オプション取引					
	買建プット					
	米ドル	その他有価証券	37,021	−	34	取引先金融機関から提示された価格によっております。
	その他		6,020	−	5	
	売建コール					
	米ドル		41,213	−	△56	
	その他		6,899	−	△3	
合計			318,016	−	4,194	

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(＊)	10

(＊) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注３)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預貯金	92,843	−	−	−	−	−
有価証券	71,112	64,990	74,367	72,279	90,165	2,284,469
満期保有目的の債券	10,800	17,060	29,300	10,700	11,300	1,095,883
責任準備金対応債券	−	−	−	−	−	360,000
その他有価証券のうち満期があるもの	60,312	47,930	45,067	61,579	78,865	828,586
未収金	37,028	−	−	−	−	−
合計	200,984	64,990	74,367	72,279	90,165	2,284,469

(＊1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。

(＊2) 外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は23,875 百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、該当ありません。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は 3,267 百万円であります。

6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、23,001 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

7. 関係会社に対する金銭債権の総額は 4 百万円であり、金銭債務は該当ありません。

注記事項（貸借対照表関係）

2017年度末 （2018年３月31日現在）	2018年度末 （2019年３月31日現在）
9.　繰延税金資産の総額は 28,632 百万円、繰延税金負債の総額は 14,680 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は 28 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 18,436 百万円、無形固定資産 6,145 百万円、価格変動準備金 1,914 百万円、退職給付引当金 1,035 百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 14,680 百万円であります。	8.　繰延税金資産の総額は 29,358 百万円、繰延税金負債の総額は 20,648 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は 29 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 19,002 百万円、無形固定資産 5,974 百万円、価格変動準備金 2,097 百万円、退職給付引当金 1,064 百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 20,648 百万円であります。
10.　契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高　5,296 百万円 当年度契約者配当金支払額　3,813 百万円 利息による増加等　0 百万円 契約者配当準備金繰入額　3,981 百万円 当年度末現在高　5,465 百万円	9.　契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高　5,465 百万円 当年度契約者配当金支払額　3,987 百万円 利息による増加等　0 百万円 契約者配当準備金繰入額　3,292 百万円 当年度末現在高　4,770 百万円
11.　担保に供されている資産の額は、有価証券 21,713 百万円であります。 また、担保付き債務の額は債券貸借取引受入担保金 22,921 百万円であります。	10.　担保に供されている資産の額は、有価証券 23,875 百万円であります。 また、担保付き債務の額は債券貸借取引受入担保金 24,887 百万円であります。
12.　保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 7 百万円、同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,813 百万円であります。	11.　保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 24 百万円、同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,579 百万円であります。
13.　1株当たりの純資産額は 4,915 円 91 銭であります。	12.　１株当たりの純資産額は 5,792 円 62 銭であります。
14.　保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 5,013百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	13.　保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 4,866百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務　3,651 百万円 勤務費用　541 百万円 利息費用　16 百万円 数理計算上の差異の当期発生額　48 百万円 退職給付の支払額　△140 百万円 過去勤務費用の当期発生額　－ 百万円 その他　－ 百万円 期末における退職給付債務　4,117 百万円 ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当ありません。 ③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務　－ 百万円 年金資産　－ 百万円 － 百万円 非積立型制度の退職給付債務　4,117 百万円 未認識数理計算上の差異　△418 百万円 未認識過去勤務費用　－ 百万円 その他　－ 百万円 退職給付引当金　3,698 百万円	14.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。 (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務　4,117 百万円 勤務費用　576 百万円 利息費用　14 百万円 数理計算上の差異の当期発生額　10 百万円 退職給付の支払額　△536 百万円 過去勤務費用の当期発生額　－ 百万円 その他　－ 百万円 期末における退職給付債務　4,182 百万円 ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当ありません。 ③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務　－ 百万円 年金資産　－ 百万円 － 百万円 非積立型制度の退職給付債務　4,182 百万円 未認識数理計算上の差異　△380 百万円 未認識過去勤務費用　－ 百万円 その他　－ 百万円 退職給付引当金　3,802 百万円

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

2017年度末 （2018年３月31日現在）	2018年度末 （2019年３月31日現在）
④退職給付に関連する損益 勤務費用 541 百万円 利息費用 16 百万円 期待運用収益 － 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 45 百万円 過去勤務費用の当期の費用処理額 － 百万円 その他 － 百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 603 百万円	④退職給付に関連する損益 勤務費用 576 百万円 利息費用 14 百万円 期待運用収益 － 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 48 百万円 過去勤務費用の当期の費用処理額 － 百万円 その他 － 百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 640 百万円
⑤年金資産の主な内訳 該当ありません。	⑤年金資産の主な内訳 該当ありません。
⑥長期期待運用収益率の設定方法 期待運用収益は見込んでおりません。	⑥長期期待運用収益率の設定方法 期待運用収益は見込んでおりません。
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 割引率 0.4% 長期期待運用収益率 － %	⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 割引率 0.3% 長期期待運用収益率 － %
(3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、227 百万円であります。	(3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、236 百万円であります。
16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❷ 損益計算書

（単位：百万円、％）

科目＼年度	2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）		2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
経常収益	490,791	100.0	495,111	100.0
保険料等収入	438,487	89.3	444,443	89.8
保険料	434,803		441,582	
再保険収入	3,684		2,861	
資産運用収益	49,490	10.1	48,621	9.8
利息及び配当金等収入	43,880		44,583	
有価証券利息・配当金	42,659		43,301	
貸付金利息	1,181		1,235	
その他利息配当金	39		46	
有価証券売却益	4,132		3,635	
為替差益	－		7	
その他運用収益	－		2	
特別勘定資産運用益	1,478		391	
その他経常収益	2,812	0.6	2,045	0.4
年金特約取扱受入金	1,205		494	
保険金据置受入金	1,573		1,542	
その他の経常収益	33		9	
経常費用	474,069	96.6	468,524	94.6
保険金等支払金	182,504	37.2	186,185	37.6
保険金	34,636		32,214	
年金	12,362		11,621	
給付金	42,700		45,853	
解約返戻金	86,263		90,285	
その他返戻金	2,904		2,640	
再保険料	3,635		3,569	
責任準備金等繰入額	187,276	38.2	180,683	36.5
支払備金繰入額	1,109		3,286	
責任準備金繰入額	186,166		177,396	
契約者配当金積立利息繰入額	0		0	
資産運用費用	4,449	0.9	3,508	0.7
支払利息	96		80	
有価証券売却損	2,855		2,394	
金融派生商品費用	1,384		926	
為替差損	14		－	
貸倒引当金繰入額	12		7	
その他運用費用	87		99	
事業費	95,576	19.5	93,273	18.8
その他経常費用	4,263	0.9	4,873	1.0
保険金据置支払金	1,291		1,369	
税金	2,056		2,132	
減価償却費	428		456	
退職給付引当金繰入額	463		103	
その他の経常費用	23		811	
経常利益	16,721	3.4	26,586	5.4

Ⅴ.財産の状況

（単位：百万円、％）

科目＼年度	2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）		2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
特別利益	0	0.0	－	－
固定資産等処分益	0		－	
特別損失	1,438	0.3	1,694	0.3
固定資産等処分損	12		33	
特別法上の準備金繰入額	1,425		651	
価格変動準備金	1,425		651	
その他特別損失	－		1,009	
契約者配当準備金繰入額	3,981	0.8	3,292	0.7
税引前当期純利益	11,301	2.3	21,599	4.4
法人税及び住民税	5,392	1.1	6,930	1.4
法人税等調整額	△ 2,208	△ 0.4	△ 725	△ 0.1
法人税等合計	3,184	0.6	6,204	1.3
当期純利益	8,117	1.7	15,394	3.1

注記事項（損益計算書関係）

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
1．関係会社との取引による収益の総額は 67 百万円、費用の総額は 821 百万円であります。	1．関係会社との取引による収益の総額は 67 百万円、費用の総額は 1,044 百万円であります。
2．有価証券売却益の内訳は国債等債券 2,727 百万円、外国債券 1,404 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債等債券 758 百万円、外国債券 2,096 百万円であります。	2．有価証券売却益の内訳は国債等債券 1,635 百万円、外国債券 2,000 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債等債券 34 百万円、外国債券 2,359 百万円であります。
3．支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は648 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 159 百万円であります。	3．支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は17 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 233 百万円であります。
4．金融派生商品費用には評価損 35 百万円が含まれております。	4．金融派生商品費用には評価益 161 百万円が含まれております。
	5．その他特別損失は、特別転進支援施策に係る特別転進支援加算金等であります。
5．1株当たりの当期純利益の金額は、297 円 90 銭であります。	6．1株当たりの当期純利益の金額は、564 円 94 銭であります。
6．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	7．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❸ キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
	2017年度（2017年4月 1日から 2018年3月31日まで）	2018年度（2018年4月 1日から 2019年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	11,301	21,599
減価償却費	428	456
支払備金の増減額（△は減少）	1,109	3,286
責任準備金の増減額（△は減少）	186,166	177,396
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	3,981	3,292
貸倒引当金の増減額（△は減少）	10	3
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 5	△ 9
退職給付引当金の増減額（△は減少）	463	103
時効保険金等払戻引当金の増減額（△は減少）	－	601
価格変動準備金の増減額（△は減少）	1,425	651
利息及び配当金等収入	△ 43,880	△ 44,583
有価証券関係損益（△は益）	△ 1,365	△ 710
支払利息	96	80
為替差損益（△は益）	△ 0	0
有形固定資産関係損益（△は益）	12	33
代理店貸の増減額（△は増加）	12	△ 13
再保険貸の増減額（△は増加）	△ 169	490
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 3,227	△ 1,279
代理店借の増減額（△は減少）	△ 1,566	△ 408
再保険借の増減額（△は減少）	△ 24	△ 141
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△ 2,099	1,066
その他	4,593	4,923
小　　計	157,264	166,839
利息及び配当金等の受取額	45,641	46,544
利息の支払額	△ 96	△ 80
契約者配当金の支払額	△ 3,813	△ 3,987
法人税等の支払額	△ 5,784	△ 5,299
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,212	204,016
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 387,126	△ 432,896
有価証券の売却・償還による収入	217,360	237,769
貸付けによる支出	△ 9,090	△ 9,523
貸付金の回収による収入	4,131	4,072
その他	15,023	9,488
資産運用活動計	△ 159,700	△ 191,089
（営業活動及び資産運用活動計）	（ 33,511 ）	（ 12,927 ）
有形固定資産の取得による支出	△ 252	△ 143
その他	△ 532	△ 635
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,485	△ 191,868
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	－	△ 9,417
その他	△ 335	△ 352
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 335	△ 9,770
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	32,391	2,377
現金及び現金同等物期首残高	58,074	90,465
現金及び現金同等物期末残高	90,465	92,843

Ⅴ.財産の状況

注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

<table>
<tr>
<th>2017年度
(2017年４月１日から2018年３月31日まで)</th>
<th>2018年度
(2018年４月１日から2019年３月31日まで)</th>
</tr>
<tr>
<td>
１.現金及び現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から３カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
(単位:百万円)
<table>
<tr><th>科目</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>現金及び預貯金</td><td>90,465</td></tr>
<tr><td>うち、預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>－</td></tr>
<tr><td>現金及び現金同等物</td><td>90,465</td></tr>
</table>
3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。
</td>
<td>
１.現金及び現金同等物の範囲
同左

2.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
(単位:百万円)
<table>
<tr><th>科目</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>現金及び預貯金</td><td>92,843</td></tr>
<tr><td>うち、預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>－</td></tr>
<tr><td>現金及び現金同等物</td><td>92,843</td></tr>
</table>
3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。
</td>
</tr>
</table>

❹ 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						保険業法施行規則附則第10条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	12,740	3,560	16,300	－	325	58,181	58,506	92,056
当期変動額									
剰余金の配当		593	△3,560	△2,966	200		△1,200	△1,000	△3,966
当期純利益							8,117	8,117	8,117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	593	△3,560	△2,966	200	－	6,917	7,117	4,151
当期末残高	17,250	13,333	－	13,333	200	325	65,099	65,624	96,207

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	46,109	46,109	138,166
当期変動額			
剰余金の配当			△3,966
当期純利益			8,117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,359	△8,359	△8,359
当期変動額合計	△8,359	△8,359	△4,208
当期末残高	37,750	37,750	133,958

（単位：百万円）

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						保険業法施行規則附則第10条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	13,333	－	13,333	200	325	65,099	65,624	96,207
当期変動額									
剰余金の配当					1,370		△8,220	△6,850	△6,850
当期純利益							15,394	15,394	15,394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	1,370	－	7,174	8,544	8,544
当期末残高	17,250	13,333	－	13,333	1,570	325	72,274	74,169	104,752

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	37,750	37,750	133,958
当期変動額			
剰余金の配当			△6,850
当期純利益			15,394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,345	15,345	15,345
当期変動額合計	15,345	15,345	23,890
当期末残高	53,096	53,096	157,848

Ⅴ.財産の状況

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

2017年度
(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	−	−	27,250
合　計	27,250	−	−	27,250

(注)自己株式については、該当事項はありません。

2.新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。

3.配当に関する事項
(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年3月27日取締役会	普通株式	3,966百万円	145.56円	−	2018年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当する事項はありません。

4.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2018年度
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	−	−	27,250
合　計	27,250	−	−	27,250

(注)自己株式については、該当事項はありません。

2.新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。

3.配当に関する事項
(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年3月26日取締役会	普通株式	6,850百万円	251.38円	−	2019年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当する事項はありません。

4.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❺ 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	－	－
危険債権	－	－
要管理債権	－	－
小計 （対合計比）	－ （　－　）	－ （　－　）
正常債権	62,248	66,306
合計	62,248	66,306

（注）1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1および注2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1および注2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

❻ リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額　①	－	－
延滞債権額　②	－	－
3か月以上延滞債権額　③	－	－
貸付条件緩和債権額　④	－	－
合計　①＋②＋③＋④ （貸付残高に対する比率）	－ （　－　）	－ （　－　）

（注）1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法などによる手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

❼ 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

Ⅴ.財産の状況

❽ 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項　目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	340,108	383,002
資本金等	96,207	104,752
価格変動準備金	6,838	7,490
危険準備金	30,270	31,642
一般貸倒引当金	3	4
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	47,188	66,370
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	−	−
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	164,592	172,796
負債性資本調達手段等	−	−
全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 30,855	△ 28,599
持込資本金等	−	−
控除項目	−	−
その他	25,862	28,545
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　(B)	44,952	50,809
保険リスク相当額　R_1	13,508	14,188
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	9,318	9,961
予定利率リスク相当額　R_2	8,430	8,443
最低保証リスク相当額　R_7	379	388
資産運用リスク相当額　R_3	28,512	34,335
経営管理リスク相当額　R_4	1,202	1,346
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times100$	1,513.1%	1,507.5%

(注)1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成８年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式により算出しています。

＜参考＞実質資産負債差額

(単位:百万円)

項　目		2017年度末	2018年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額	(1)	3,099,188	3,356,356
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額	(2)	2,441,957	2,614,109
実質資産負債差額A	(1) − (2) = (3)	657,231	742,246
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額	(4)	306,298	351,144
実質資産負債差額B	(3) − (4) = (5)	350,932	391,102

(注)上記は、保険業法第132条第２項に規定する区分等を定める命令第３条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第２号の規定に基づき算出しています。

❾ 有価証券等の時価情報(会社計)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	21,228	215	21,249	△608

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,196,373	1,480,620	284,246	284,681	435	1,189,093	1,500,391	311,298	311,374	76
責任準備金対応債券	267,978	290,029	22,051	23,285	1,233	370,080	409,926	39,846	39,889	43
子会社・関連会社株式	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他有価証券	1,056,515	1,108,946	52,431	64,360	11,928	1,151,022	1,224,767	73,744	76,881	3,136
公社債	662,149	719,213	57,063	57,476	412	708,332	770,778	62,446	62,456	9
株式	266	364	98	98	−	266	370	103	103	−
外国証券	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127
公社債	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127
株式等	−	−	−	−	−	15,000	15,459	459	459	−
その他の証券	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合計	2,520,867	2,879,597	358,729	372,327	13,597	2,710,196	3,135,085	424,889	428,145	3,256
公社債	2,126,501	2,489,863	363,361	365,443	2,081	2,267,506	2,681,097	413,590	413,720	129
株式	266	364	98	98	−	266	370	103	103	−
外国証券	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127
公社債	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127
株式等	−	−	−	−	−	15,000	15,459	459	459	−
その他の証券	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

Ⅴ.財産の状況

○満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区　分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,181,244	1,465,926	284,681	1,185,876	1,497,251	311,374
公社債	1,181,244	1,465,926	284,681	1,185,876	1,497,251	311,374
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	15,129	14,694	△ 435	3,216	3,139	△ 76
公社債	15,129	14,694	△ 435	3,216	3,139	△ 76
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

○責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区　分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	231,867	255,152	23,285	361,192	401,082	39,889
公社債	231,867	255,152	23,285	361,192	401,082	39,889
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	36,110	34,877	△ 1,233	8,888	8,844	△ 43
公社債	36,110	34,877	△ 1,233	8,888	8,844	△ 43
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

○その他有価証券

（単位：百万円）

区　分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	771,711	836,071	64,360	1,024,182	1,101,063	76,881
株式	266	364	98	266	370	103
公社債	614,792	672,268	57,476	705,395	767,851	62,456
外国証券	156,652	163,438	6,785	318,519	332,841	14,322
その他の証券	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	284,803	272,875	△ 11,928	126,840	123,703	△ 3,136
株式	－	－	－	－	－	－
公社債	47,357	46,944	△ 412	2,936	2,926	△ 9
外国証券	237,446	225,930	△ 11,516	123,903	120,776	△ 3,127
その他の証券	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
合　計	10	10

(2)金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報
①定性的情報
1. 取引の内容
当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引および通貨オプション取引です。

2. 取組方針
当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

3. 利用目的
為替予約取引および通貨オプション取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

4. リスクの内容
為替予約取引および通貨オプション取引には、為替相場の変動によるリスクおよび取引相手の信用リスクがあります。
当社では、為替予約取引および通貨オプション取引を主として外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引および通貨オプション取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。
また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

5. リスク管理体制
当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。
また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報
1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	―	4,194	―	―	―	4,194
ヘッジ会計非適用分	―	9	―	―	―	9
合　計	―	4,203	―	―	―	4,203

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連4,194百万円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

Ⅴ.財産の状況

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

(2017年度末)　(単位:百万円)

種類	契約額等	うち1年超	時価
為替予約			
買建			
豪ドル(対円)	1,737	−	0
通貨オプション			
売建　プット			
米ドル(対円)	1,511	−	△7
売建　コール			
米ドル(対円)	1,604	−	△8
買建　プット			
米ドル(対円)	1,511	−	7
買建　コール			
米ドル(対円)	1,604	−	8
合計			0

(2018年度末)　(単位:百万円)

種類	契約額等	うち1年超	時価
為替予約			
買建			
米ドル(対円)	1,362	−	9
通貨オプション			
売建　プット			
米ドル(対円)	−	−	−
売建　コール			
米ドル(対円)	−	−	−
買建　プット			
米ドル(対円)	−	−	−
買建　コール			
米ドル(対円)	−	−	−
合計			9

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

(2017年度末)　(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契　約　額　等		時　価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約				
	売建				
	米ドル(対円)	その他有価証券	51,695	−	594
	ユーロ(対円)	その他有価証券	126,278	−	2,295
	その他(対円)	その他有価証券	43,992	−	2,228
	通貨オプション				
	売建　コール				
	米ドル(対円)	その他有価証券	30,043	−	△ 46
	その他(対円)	その他有価証券	2,155	−	△ 4
	買建　プット				
	米ドル(対円)	その他有価証券	28,108	−	105
	その他(対円)	その他有価証券	1,982	−	6
合　計					5,180

(2018年度末)　(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契　約　額　等		時　価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約				
	売建				
	米ドル(対円)	その他有価証券	2,705	−	△49
	ユーロ(対円)	その他有価証券	194,677	−	3,779
	その他(対円)	その他有価証券	29,478	−	483
	通貨オプション				
	売建　コール				
	米ドル(対円)	その他有価証券	41,213	−	△ 56
	その他(対円)	その他有価証券	6,899	−	△ 3
	買建　プット				
	米ドル(対円)	その他有価証券	37,021	−	34
	その他(対円)	その他有価証券	6,020	−	5
合　計					4,194

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

Ⅴ.財産の状況

⑩ 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		2017年度	2018年度
基礎収益		486,659	491,468
保険料等収入		438,487	444,443
資産運用収益		45,359	44,978
その他経常収益		2,812	2,045
その他基礎収益		−	−
基礎費用		469,073	463,633
保険金等支払金		182,504	186,185
責任準備金等繰入額		186,546	179,120
資産運用費用		183	180
事業費		95,576	93,273
その他経常費用		4,263	4,873
その他基礎費用		−	−
基礎利益	A	17,585	27,834
キャピタル収益		4,132	3,642
金銭の信託運用益		−	−
売買目的有価証券運用益		−	−
有価証券売却益		4,132	3,635
金融派生商品収益		−	−
為替差益		−	7
その他キャピタル収益		−	−
キャピタル費用		4,254	3,321
金銭の信託運用損		−	−
売買目的有価証券運用損		−	−
有価証券売却損		2,855	2,394
有価証券評価損		−	−
金融派生商品費用		1,384	926
為替差損		14	−
その他キャピタル費用		−	−
キャピタル損益	B	△ 122	321
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	17,463	28,156
臨時収益		10	−
再保険収入		−	−
危険準備金戻入額		−	−
個別貸倒引当金戻入額		−	−
その他臨時収益		10	−
臨時費用		752	1,569
再保険料		−	−
危険準備金繰入額		739	1,371
個別貸倒引当金繰入額		12	6
特定海外債権引当勘定繰入額		−	−
貸付金償却		−	−
その他臨時費用		−	192
臨時損益	C	△ 742	△ 1,569
経常利益	A + B + C	16,721	26,586

(注) 1.その他臨時収益には、保険業法施行規則第69条第５項に基づく責任準備金戻入額を記載しています。
2.その他臨時費用には、保険業法施行規則第69条第５項に基づく責任準備金繰入額を記載しています。

⓫ 会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しています。

⓬ 金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

⓭ 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性

取締役社長大場康弘は、当社のディスクロージャー誌「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2019」の縦覧開始時点において、2018年4月1日から2019年3月31日までの第38期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないことを確認しています。

適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程を整備し、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制を構築しています。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制を構築しています。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しています。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けています。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取締役会等に報告されています。
   また、内部監査部門は、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認しています。

⓮ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当の事象はありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❶ 主要な業務の状況を示す指標等

(1)決算業績の概況

P.25～30をご覧ください。

(2)保有契約高および新契約高

①保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区　分	2017年度末				2018年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	3,980	103.2	21,877,872	99.1	4,088	102.7	23,073,457	105.5
個人年金保険	63	94.9	247,948	95.9	58	90.8	237,554	95.8
団体保険	－	－	2,784,686	103.1	－	－	2,710,674	97.3
団体年金保険	－	－	－	－	－	－	－	－

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

②新契約高

(単位:千件、百万円、%)

区　分	2017年度						2018年度					
	件　数		金　額				件　数		金　額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	312	74.2	1,484,076	61.1	1,484,076	－	344	110.1	4,244,311	286	4,244,311	－
個人年金保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	18,461	102.2	18,461	－	－	－	17,092	92.6	17,092	－
団体年金保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3)年換算保険料

①保有契約

(単位:百万円、%)

区　分		2017年度末		2018年度末	
			前年度末比		前年度末比
個人保険		351,823	104.0	361,913	102.9
個人年金保険		18,645	96.3	16,673	89.4
合計		370,468	103.6	378,586	102.2
	うち医療保障・生前給付保障等	142,643	104.8	148,423	104.1

②新契約

(単位:百万円、%)

区　分		2017年度		2018年度	
			前年度比		前年度比
個人保険		35,878	71.6	37,098	103.4
個人年金保険		－	－	－	－
合計		35,878	71.4	37,098	103.4
	うち医療保障・生前給付保障等	14,085	86.4	13,436	95.4

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約などは、保険料を保険期間で除した金額)。

2.「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4)保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分			保有金額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	21,867,227	23,064,067
		個人年金保険	(98,057)	(96,480)
		団体保険	2,784,586	2,710,551
		団体年金保険	−	−
		その他共計	24,651,813	25,774,618
	災害死亡	個人保険	(1,901,520)	(1,899,082)
		個人年金保険	(194)	(188)
		団体保険	(36,237)	(34,657)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(1,937,953)	(1,933,928)
	その他の条件付死亡	個人保険	(209,643)	(194,028)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(209,643)	(194,028)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(10,645)	(9,390)
		個人年金保険	199,713	187,822
		団体保険	−	−
		団体年金保険	−	−
		その他共計	210,358	197,212
	年金	個人保険	(−)	(−)
		個人年金保険	(37,434)	(34,468)
		団体保険	(14)	(14)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(37,448)	(34,778)
	その他	個人保険	−	−
		個人年金保険	48,235	49,732
		団体保険	100	123
		団体年金保険	−	−
		その他共計	48,335	49,856
入院保障	災害入院	個人保険	(13,206)	(13,357)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(72)	(74)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(13,301)	(13,456)
	疾病入院	個人保険	(13,219)	(13,369)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(13,241)	(13,394)
	その他の条件付入院	個人保険	(13,548)	(13,670)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(13,549)	(13,671)

(注)1. ( )内数値は、主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

（単位：件）

区分		保有件数	
		2017年度末	2018年度末
障害保障	個人保険	35,167	33,395
	個人年金保険	18	17
	団体保険	117,011	116,404
	団体年金保険	－	－
	その他共計	152,196	149,816
手術保障	個人保険	4,189,542	4,272,459
	個人年金保険	299	284
	団体保険	－	－
	団体年金保険	－	－
	その他共計	4,189,841	4,272,743

(5)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有金額	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	3,479,796	3,459,289
	定期付終身保険	－	－
	定期保険	16,738,086	18,052,284
	その他共計	21,699,676	22,900,660
生死混合保険	養老保険	82,885	83,346
	定期付養老保険	－	－
	生存給付金付定期保険	－	－
	その他共計	178,195	172,797
生存保険		－	－
年金保険	個人年金保険	247,948	237,554
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,359,625	1,279,117
	傷害特約	104,789	98,024
	災害入院特約	1,422	1,330
	疾病特約	626	587
	成人病特約	132	123
	その他の条件付入院特約	3,655	3,732

(注)1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。
3. 疾病入院特約には、初期入院給付特則を含めています。
4. 成人病入院特約には、生活習慣病入院特約、成人病保障特約、男性生活習慣病特約を含めています。

(6)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位:百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	66,506	66,665
	定期付終身保険	−	−
	定期保険	128,755	133,716
	その他共計	316,476	326,537
生死混合保険	養老保険	4,724	4,729
	定期付養老保険	−	−
	生存給付金付定期保険	−	−
	その他共計	35,346	35,375
生存保険		−	−
年金保険	個人年金保険	18,645	16,673

(7)契約者配当の状況

①2018年度の状況

団体定期保険を中心に3,987百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2019年度における契約者配当金の支払いのため、2018年度末に3,292百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2018年度末における契約者配当準備金の残高は4,770百万円となっています。

5年ごと利差配当契約における2018年度決算に基づく契約者配当の例示

2018年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類		契約年月日	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	下記以外	2013年4月1日以前	1.65%
		2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	1.25%
		2017年4月2日以降	0.50%
	日本興亜生命で契約された一時払終身保険	2005年11月30日以前	1.65%
		2005年12月1日以降	1.35%
5年ごと利差配当付個人年金保険		2013年4月1日以前	1.50%
		2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	1.25%
		2017年4月2日以降	0.50%

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

〈例1〉[損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、NKSJひまわり生命または損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]
５年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2014年度	5年	1,077円	273,560円	10,001,077円
2009年度	10年	4,736円	237,520円	10,004,736円

〈例2〉[損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、NKSJひまわり生命または損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]
５年ごと利差配当付個人年金保険（10年確定年金）の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円（定額）

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2014年度	5年	0円	301,720 円	1,560,600円
2009年度	10年	0円	271,990 円	2,888,400円

〈例3〉[日本興亜生命で契約された場合]
５年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2009年度	10年	3,737円	244,800円	10,003,737円

〈例4〉[日本興亜生命で契約された場合]
５年ごと利差配当付個人年金保険（10年確定年金）の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円（定額）、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2009年度	10年	0円	276,080円	2,856,000円

(注)1.「経過年数」とは2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。
2.「死亡契約」欄は契約応当日以後（日本興亜生命契約の場合は契約応当日）死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差（予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%）を乗じた額となっています。

②2017年度の状況
団体定期保険を中心に3,813百万円の契約者配当金を支払いました。
また、2018年度における契約者配当金の支払いのため、2017年度末に3,981百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2017年度末における契約者配当準備金の残高は5,465百万円となっています。

❷ 保険契約に関する指標等

(1)保有契約増加率

(単位:%)

区　分	2017年度	2018年度
個人保険	△0.9	5.5
個人年金保険	△4.1	△4.2
団体保険	3.1	△2.7
団体年金保険	−	−

(2)新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区　分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	4,747	12,335
保有契約平均保険金	5,496	5,643

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区　分	2017年度	2018年度
個人保険	6.7	19.4
個人年金保険	−	−
団体保険	0.7	0.6

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区　分	2017年度	2018年度
個人保険	5.0	11.4
個人年金保険	1.9	1.8
団体保険	1.6	6.2

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

2017年度	2018年度
7,771	7,464

(6)死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

件数率		金額率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
2.13	2.23	1.40	1.30

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

区分		2017年度	2018年度
災害死亡保障契約	件数	0.055	0.056
	金額	0.055	0.054
障害保障契約	件数	0.423	0.162
	金額	0.058	0.016
災害入院保障契約	件数	4.418	4.557
	金額	108.201	122.516
疾病入院保障契約	件数	49.748	51.019
	金額	926.888	912.884
成人病入院保障契約	件数	17.703	18.438
	金額	383.930	427.345
疾病・傷害手術保障契約	件数	25.076	26.704
成人病手術保障契約	件数	19.351	22.775

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

2017年度	2018年度
22.0	21 .1

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2017年度	2018年度
4社	4社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

2017年度	2018年度
2社	2社

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

2017年度	2018年度
100.0	100.0

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	2017年度	2018年度
AA以上	7.9	6.2
A以上AA未満	92.1	93.8

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:%)

格付区分	2017年度	2018年度
AA以上	―	―
A以上AA未満	100.0	100.0

(注)格付けはスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

(12)未収受再保険金の額

(単位:百万円)

2017年度	2018年度
712	261

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:百万円)

2017年度	2018年度
―	―

(13)第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	24.7	26.1
医療(疾病)	25.4	27.2
がん	26.4	27.9
その他	12.7	12.4

(注)1. 発生率は以下の算式により算出しています。
{発生保険金額+保険金・給付金等支払に係る事業費など}÷{(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料)/2}
2. (注)1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。
3. (注)1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額+対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)としています。
4. (注)1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。
5. 介護給付については、販売量が極めて少なく有意な情報ではないため「その他」に含めています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❸ 経理に関する指標等

(1)支払備金明細表

(単位:百万円)

区分		2017年度末	2018年度末
保険金	死亡保険金	8,384	9,225
	災害保険金	158	53
	高度障害保険金	425	438
	満期保険金	54	48
	その他	—	—
	小計	9,023	9,766
年金		201	238
給付金		4,840	5,264
解約返戻金		27,852	29,922
保険金据置支払金		3	8
その他共計		41,979	45,266

(2)責任準備金明細表

(単位:百万円)

区分			2017年度末	2018年度末
責任準備金(除危険準備金)	個人保険		2,383,605	2,559,196
		(一般勘定)	2,363,775	2,539,458
		(特別勘定)	19,829	19,738
	個人年金保険		143,253	143,690
		(一般勘定)	143,253	143,690
		(特別勘定)	—	—
	団体保険		228	226
		(一般勘定)	228	226
		(特別勘定)	—	—
	団体年金保険		—	—
		(一般勘定)	—	—
		(特別勘定)	—	—
	その他		6	5
		(一般勘定)	6	5
		(特別勘定)	—	—
	小計		2,527,094	2,703,119
		(一般勘定)	2,507,264	2,683,380
		(特別勘定)	19,829	19,738
危険準備金			30,270	31,642
合計			2,557,365	2,734,761
		(一般勘定)	2,537,535	2,715,023
		(特別勘定)	19,829	19,738

(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区　分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
2017年度末	2,423,141	103,952	30,270	2,557,365
2018年度末	2,596,925	106,194	31,642	2,734,761

(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	―	―
1981年度～1985年度	9,567	6.20
1986年度～1990年度	26,838	6.20～6.25
1991年度～1995年度	97,335	4.25～6.25
1996年度～2000年度	428,491	2.00～3.10
2001年度～2005年度	552,563	1.50
2006年度～2010年度	685,881	1.50
2011年度	183,704	1.50
2012年度	151,044	1.50
2013年度	105,770	1.00
2014年度	119,420	1.00
2015年度	110,284	1.00
2016年度	119,762	1.00
2017年度	65,600	0.25
2018年度	26,881	0.25

(注)1.「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	2017年度末	2018年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	15	15

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2.「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第9項第1号ニに規定する率を使用しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(6)契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合　計
2017年度	当期首現在高	883	17	4,378	－	－	16	5,296
	利息による増加	0	0	－	－	－	－	0
	配当金支払による減少	26	0	3,770	－	－	15	3,813
	当期繰入額	108	△1	3,839	－	－	34	3,981
	当期末現在高	965	16	4,447	－	－	35	5,465
		(647)	(15)	(0)	(－)	(－)	(－)	(663)
2018年度	当期首現在高	965	16	4,447	－	－	35	5,465
	利息による増加	0	0	－	－	－	－	0
	配当金支払による減少	28	0	3,922	－	－	35	3,987
	当期繰入額	14	△1	3,234	－	－	44	3,292
	当期末現在高	951	14	3,760	－	－	44	4,770
		(713)	(14)	(0)	(－)	(－)	(－)	(727)

(注)(　)内はうち積立配当金額です。

(7)引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3	4	0	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	44	46	2	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	
役員賞与引当金		47	37	△9	役員の業績連動報酬支払いに備えるため、計上しています。
退職給付引当金		3,698	3,802	103	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。
時効保険金等払戻引当金		－	601	601	時効処理を行った保険金等の払戻損失に備えるため、計上しています。
価格変動準備金		6,838	7,490	651	保険業法第115条の規定により計上しています。

(8)特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9)資本金等明細表

(単位:百万円)

区分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金		17,250	−	−	17,250
うち既発行株式	普通株式	(27,250千株)	(−)	(−)	(27,250千株)
		17,250	−	−	17,250
	計	17,250	−	−	17,250
資本剰余金	資本準備金	13,333	−	−	13,333
	その他資本剰余金	−	−	−	−
	計	13,333	−	−	13,333

(10)保険料明細表

(単位:百万円)

区分		2017年度	2018年度
個人保険		415,981	423,763
	一時払	0	−
	年払	126,393	129,270
	半年払	2,722	2,759
	月払	286,865	291,733
個人年金保険		7,985	7,325
	一時払	−	−
	年払	966	854
	半年払	39	35
	月払	6,979	6,435
団体保険		10,774	10,417
団体年金保険		−	−
その他共計		434,803	441,582

(11)保険金明細表

(単位:百万円)

区分	2017年度合計	2018年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	30,552	28,176	23,447	−	4,728	−	−	0
災害保険金	123	193	188	−	4	−	−	−
高度障害保険金	1,287	1,223	901	−	322	−	−	−
満期保険金	2,673	2,621	2,621	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−
合計	34,636	32,214	27,159	−	5,055	−	−	0

(12)年金明細表

(単位:百万円)

2017年度合計	2018年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
12,362	11,621	18	11,585	17	−	−	−

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(13)給付金明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度 合　計	2018年度						
		合　計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	443	378	221	157	－	－	－	－
入院給付金	13,429	14,366	14,355	0	6	－	－	4
手術給付金	11,155	11,802	11,802	0	－	－	－	－
障害給付金	7	2	1	－	0	－	－	－
生存給付金	11,743	12,234	12,234	－	－	－	－	－
一　時　金	495	935	935	－	－	－	－	－
そ　の　他	5,426	6,133	6,133	－	－	－	－	0
合　　計	42,700	45,853	45,683	158	6	－	－	4

(14)解約返戻金明細表

(単位:百万円)

2017年度 合　計	2018年度						
	合　計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
86,263	90,285	88,896	1,388	－	－	－	－

(15)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区　分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産		4,565	456	3,267	1,297	71.6
	建　物	1,250	60	804	445	64.4
	リース資産	2,437	316	1,871	566	76.8
	その他の有形固定資産	877	79	591	286	67.4
無形固定資産		－	－	－	－	－
	ソフトウェア	－	－	－	－	－
	その他の無形固定資産	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－
合　計		4,565	456	3,267	1,297	71.6

(16)事業費明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
営業活動費	33,772	32,380
営業管理費	4,171	4,182
一般管理費	57,632	56,711
合　計	95,576	93,273

(注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金(2017年度:360百万円、2018年度:349百万円)を含んでいます。

(17)税金明細表

(単位:百万円)

区　分		2017年度	2018年度
国税		902	951
	消費税	404	447
	地方法人特別税	399	406
	印紙税	98	96
	登録免許税	−	−
	その他の国税	0	0
地方税		1,154	1,181
	地方消費税	108	120
	法人住民税	−	−
	法人事業税	960	977
	固定資産税	9	9
	不動産取得税	−	−
	事業所税	75	72
	その他の地方税	0	0
合計		2,056	2,132

(18)リース取引

［通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引］

該当ありません。

(19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

区　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合　計
2017年度末	リース債務	341	467	91	−	−	−	900
	債券貸借取引受入担保金	22,921	−	−	−	−	−	22,921
2018年度末	リース債務	327	291	67	−	−	−	686
	債券貸借取引受入担保金	24,887	−	−	−	−	−	24,887

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❹ 資産運用に関する指標等（一般勘定）

（1）資産運用の概況

①2018年度の資産の運用概況

P.31～32をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

（単位：百万円、％）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
現預金・コールローン	88,930	3.2	91,344	3.1
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	2,573,309	92.8	2,783,951	93.3
公社債	2,183,565	78.7	2,329,953	78.1
株式	375	0.0	380	0.0
外国証券	389,368	14.0	453,618	15.2
公社債	389,368	14.0	438,158	14.7
株式等	－	－	15,459	0.5
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	39,865	1.4	41,734	1.4
保険約款貸付	39,865	1.4	41,734	1.4
一般貸付	－	－	－	－
不動産	433	0.0	445	0.0
繰延税金資産	13,923	0.5	8,680	0.3
その他	56,801	2.0	56,983	1.9
貸倒引当金	△48	△0.0	△ 51	△0.0
合計	2,773,216	100.0	2,983,088	100.0
うち外貨建資産	378,886	13.7	432,598	14.5

ロ. 資産の増減

（単位：百万円）

区　分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	32,739	2,413
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	158,680	210,641
公社債	88,417	146,387
株式	364	5
外国証券	69,898	64,249
公社債	69,898	48,789
株式等	－	15,459
その他の証券	－	－
貸付金	1,610	1,869
保険約款貸付	1,610	1,869
一般貸付	－	－
不動産	37	11
繰延税金資産	5,459	△ 5,242
その他	7,816	181
貸倒引当金	△ 10	△ 3
合計	206,333	209,872
うち外貨建資産	72,470	53,711

(2)運用利回り

（単位：%）

区　分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	0.00	－
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	1.80	1.70
うち公社債	1.76	1.66
うち株式	－	－
うち外国証券	2.03	1.94
貸付金	3.04	3.04
うち一般貸付	－	－
不動産	－	－
一般勘定計	1.65	1.58

(注)利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	76,714	86,033
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	2,440,568	2,619,743
うち公社債	2,073,201	2,196,817
うち株式	53	278
うち外国証券	367,313	422,647
貸付金	38,913	40,686
うち一般貸付	－	－
不動産	442	422
一般勘定計	2,636,363	2,828,132
うち海外投融資	367,313	422,647

(4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
利息および配当金等収入	43,880	44,583
商品有価証券運用益	－	－
金銭の信託運用益	－	－
売買目的有価証券運用益	－	－
有価証券売却益	4,132	3,635
有価証券償還益	－	－
金融派生商品収益	－	－
為替差益	－	7
貸倒引当金戻入額	－	－
その他運用収益	－	2
合計	48,012	48,229

(5)資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
支払利息	96	80
商品有価証券運用損	－	－
金銭の信託運用損	－	－
売買目的有価証券運用損	－	－
有価証券売却損	2,855	2,394
有価証券評価損	－	－
有価証券償還損	－	－
金融派生商品費用	1,384	926
為替差損	14	－
貸倒引当金繰入額	12	7
貸付金償却	－	－
賃貸用不動産等減価償却費	－	－
その他運用費用	87	99
合計	4,449	3,508

(6)利息および配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
預貯金利息	－	－
有価証券利息・配当金	42,659	43,301
公社債利息	34,539	34,807
株式配当金	－	－
外国証券利息配当金	8,119	8,494
貸付金利息	1,181	1,235
不動産賃貸料	－	－
その他共計	43,880	44,583

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
国債等債券	2,727	1,635
株式等	－	－
外国証券	1,404	2,000
その他共計	4,132	3,635

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(8)有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
国債等債券	758	34
株式等	－	－
外国証券	2,096	2,359
その他共計	2,855	2,394

(9)有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10)商品有価証券明細表

該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

該当ありません。

(12)有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区　分	2017年度末		2018年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
国債	1,768,326	68.7	1,841,017	66.1
地方債	61,410	2.4	65,809	2.4
社債	353,828	13.8	423,126	15.2
うち公社・公団債	186,969	7.3	244,036	8.8
株式	375	0.0	380	0.0
外国証券	389,368	15.1	453,618	16.3
公社債	389,368	15.1	438,158	15.7
株式等	－	－	15,459	0.6
その他の証券	－	－	－	－
合計	2,573,309	100.0	2,783,951	100.0

(13)有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	2017年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
有価証券	52,326	149,566	162,604	138,597	449,073	1,621,142	2,573,309
国債	19,844	77,285	66,622	58,577	255,291	1,290,706	1,768,326
地方債	－	1,018	－	999	－	59,392	61,410
社債	22,056	51,296	30,195	28,773	13,873	207,633	353,828
株式						375	375
外国証券	10,425	19,967	65,786	50,246	179,908	63,034	389,368
公社債	10,425	19,967	65,786	50,246	179,908	63,034	389,368
株式等	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－

(単位:百万円)

区分	2018年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
有価証券	71,606	141,368	165,332	187,034	459,235	1,759,373	2,783,951
国債	31,093	92,397	23,725	76,718	267,870	1,349,211	1,841,017
地方債	1,002	－	－	999	－	63,807	65,809
社債	32,762	24,803	34,765	9,890	24,603	296,300	423,126
株式						380	380
外国証券	6,748	24,167	106,842	99,425	166,761	49,673	453,618
公社債	6,748	24,167	106,842	99,425	166,761	34,213	438,158
株式等	－	－	－	－	－	15,459	15,459
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－

(14)保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区分	2017年度末	2018年度末
公社債	1.73	1.64
外国公社債	2.24	2.09

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(15)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区分		2017年度末		2018年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		−	−	−	−
鉱業		−	−	−	−
建設業		−	−	−	−
製造業	食料品	−	−	−	−
	繊維製品	−	−	−	−
	パルプ・紙	−	−	−	−
	化学	−	−	−	−
	医薬品	−	−	−	−
	石油・石炭製品	−	−	−	−
	ゴム製品	−	−	−	−
	ガラス・土石製品	−	−	−	−
	鉄鋼	−	−	−	−
	非鉄金属	−	−	−	−
	金属製品	−	−	−	−
	機械	−	−	−	−
	電気機器	−	−	−	−
	輸送用機器	−	−	−	−
	精密機器	−	−	−	−
	その他製品	−	−	−	−
電気・ガス業		−	−	−	−
運輸・情報通信業	陸運業	−	−	−	−
	海運業	−	−	−	−
	空運業	−	−	−	−
	倉庫・運輸関連業	−	−	−	−
	情報・通信業	374	99.9	380	99.9
商業	卸売業	−	−	−	−
	小売業	−	−	−	−
金融・保険業	銀行業	−	−	−	−
	証券、商品先物取引業	−	−	−	−
	保険業	−	−	−	−
	その他金融業	0	0.1	0	0.1
不動産業		−	−	−	−
サービス業		−	−	−	−
合計		375	100.0	380	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

区　　分		2017年度末	2018年度末
保険約款貸付		39,865	41,734
	契約者貸付	35,796	37,618
	保険料振替貸付	4,068	4,116
一般貸付		－	－
(うち非居住者貸付)		(　　－)	(　　－)
	企業貸付	－	－
	(うち国内企業向け)	(　　－)	(　　－)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	－	－
	公共団体・公企業貸付	－	－
	住宅ローン	－	－
	消費者ローン	－	－
	その他	－	－
合　　計		39,865	41,734

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(23)有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
2017年度	土地	－	－	－	－	－	－	－
	建物	396	100	5	57	433	840	66.0
	リース資産	931	144	2	314	759	1,557	67.2
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	187	136	4	56	262	578	68.8
	合計	1,515	380	11	428	1,455	2,976	67.2
2018年度	土地	－	－	－	－	－	－	－
	建物	433	101	30	60	445	804	64.4
	リース資産	759	125	1	316	566	1,871	76.8
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	262	104	1	79	286	591	67.4
	合計	1,455	332	33	456	1,297	3,267	71.6

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区分		2017年度末	2018年度末
不動産残高		433	445
	営業用	433	445
	賃貸用	－	－
賃貸用ビル保有数		－	－

(24)固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

区分		2017年度	2018年度
有形固定資産		－	－
	土地	－	－
	建物	－	－
	リース資産	－	－
	その他	－	－
無形固定資産		－	－
その他		0	－
合計		0	－

(25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分		2017年度	2018年度
有形固定資産		11	33
	土地	−	−
	建物	5	30
	リース資産	2	1
	その他	4	1
無形固定資産		−	−
その他		0	0
合計		12	33

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27)海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	376,018	96.5	429,747	94.7
株式	−	−	−	−
現預金・その他	166	0.0	−	−
小計	376,184	96.6	429,747	94.7

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	−	−	−	−
公社債(円建外債)・その他	13,350	3.4	23,870	5.3
小計	13,350	3.4	23,870	5.3

ニ.合計

(単位:百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	389,535	100.0	453,618	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

②地域別構成

（単位：百万円、％）

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2017年度末	北米	119,513	30.7	119,513	30.7	－	－	－	－
	ヨーロッパ	117,697	30.2	117,697	30.2	－	－	－	－
	オセアニア	24,904	6.4	24,904	6.4	－	－	－	－
	アジア	98,039	25.2	98,039	25.2	－	－	－	－
	中南米	3,700	1.0	3,700	1.0	－	－	－	－
	中東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	25,513	6.5	25,513	6.5	－	－	－	－
	合計	389,368	100.0	389,368	100.0	－	－	－	－
2018年度末	北米	125,257	27.6	125,257	27.6	－	－	－	－
	ヨーロッパ	133,286	29.4	133,286	29.4	－	－	－	－
	オセアニア	26,385	5.8	26,385	5.8	－	－	－	－
	アジア	121,038	26.7	121,038	26.7	－	－	－	－
	中南米	19,341	4.3	3,881	0.9	15,459	3.4	－	－
	中東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	28,308	6.2	28,308	6.2	－	－	－	－
	合計	453,618	100.0	438,158	96.6	15,459	3.4	－	－

③外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円、％）

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	183,353	48.7	160,402	37.3
ユーロ	124,733	33.2	196,087	45.6
オーストラリアドル	49,088	13.0	54,697	12.7
英ポンド	－	－	－	－
その他	19,010	5.1	18,559	4.3
合計	376,184	100.0	429,747	100.0

(28)海外投融資利回り

（単位：％）

2017年度	2018年度
2.03	1.94

(29)公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高	摘要
会員権等	18	25	－	－	43	
その他	55	14	27	－	42	
合計	73	40	27	－	86	

❺ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,196,373	1,480,620	284,246	284,681	435	1,189,093	1,500,391	311,298	311,374	76
責任準備金対応債券	267,978	290,029	22,051	23,285	1,233	370,080	409,926	39,846	39,889	43
子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他有価証券	1,056,515	1,108,946	52,431	64,360	11,928	1,151,022	1,224,767	73,744	76,881	3,136
公社債	662,149	719,213	57,063	57,476	412	708,332	770,778	62,446	62,456	9
株式	266	364	98	98	－	266	370	103	103	－
外国証券	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127
公社債	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127
株式等	－	－	－	－	－	15,000	15,459	459	459	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	2,520,867	2,879,597	358,729	372,327	13,597	2,710,196	3,135,085	424,889	428,145	3,256
公社債	2,126,501	2,489,863	363,361	365,443	2,081	2,267,506	2,681,097	413,590	413,720	129
株式	266	364	98	98	－	266	370	103	103	－
外国証券	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127
公社債	394,099	389,368	△4,730	6,785	11,516	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127
株式等	－	－	－	－	－	15,000	15,459	459	459	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
合計	10	10

(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(3)デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	－	4,194	－	－	－	4,194
ヘッジ会計非適用分	－	9	－	－	－	9
合　計	－	4,203	－	－	－	4,203

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連4,194百万円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②金利関連

該当ありません。

③通貨関連

(単位:百万円)

区分	種　類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建								
	米ドル(対円)	51,695	－	594	594	2,705	－	△ 49	△ 49
	ユーロ(対円)	126,278	－	2,295	2,295	194,677	－	3,779	3,779
	その他(対円)	43,992	－	2,228	2,228	29,478	－	483	483
	買建								
	米ドル(対円)	－	－	－	－	1,362	－	9	9
	豪ドル(対円)	1,737	－	0	0	－	－	－	－
	通貨オプション								
	売建　コール								
	米ドル(対円)	31,647	－	△ 55	41	41,213	－	△ 56	1
	その他(対円)	2,155	－	△ 4	6	6,899	－	△ 3	8
	買建　プット								
	米ドル(対円)	29,619	－	112	△ 4	37,021	－	34	△ 23
	その他(対円)	1,982	－	6	△ 3	6,020	－	5	△ 6
	売建　プット								
	米ドル(対円)	1,511	－	△ 7	5	－	－	－	－
	買建　コール								
	米ドル(対円)	1,604	－	8	△ 3	－	－	－	－
合　計					5,161				4,203

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④株式関連

該当ありません。

⑤債券関連

該当ありません。

⑥その他

該当ありません。

Ⅶ.保険会社の運営

❶ リスク管理の体制

P.55～57をご覧ください。

❷ 法令遵守の体制

P.44～46をご覧ください。

❸ 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

1.責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

お客さまへ保険金・給付金などを確実にお支払いするためには、責任準備金を適正かつ十分に積み立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険と異なり、医療政策などの外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積立ての適切性を確保するために、以下のような取組みを行っています。

■平準純保険料式による手厚い責任準備金の積立て

保険業法に定められた積立方式の中でもっとも手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積み立てています。(標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積み立てています。)

■第三分野保険におけるストレス・テストの実施および検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス・テストは、平成10年大蔵省告示第231号の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス・テストが的確に行われるために、リスク管理規程にしたがって社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス・テストを実施し、経理財務部とは独立した組織であるリスク管理部による検証を受けたうえで、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■保険計理人による負債十分性テストの実施および確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストの結果に応じて負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2.第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストに用いる危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%および99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかどうかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取組みを行っています。

■過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、給付内容の危険特性などの観点から分類した「保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分」ごとに、危険選択の効果の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

■危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施し、当該部署とは独立した組織であるリスク管理部による検証を受けたうえで、保険計理人へ報告する体制としています。

Ⅶ.保険会社の運営

3.第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストの結果（2018年度末決算期）

第三分野保険におけるストレス・テストの結果、2018年度末において、危険準備金として458百万円の積立てを行っています。また、負債十分性テストの結果、責任準備金の積立水準が不足していると判断し、2018年度末において、保険料積立金として364百万円の追加積立てを行っています。

❹ 外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）

P.34をご覧ください。

❺ 個人データ保護について

P.48～54をご覧ください。

❻ 反社会的勢力対応基本方針

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

1.業務方針

（1）反社会的勢力との関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

（2）不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

（3）裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

2.業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組みを行います。

（1）反社会的勢力との取引等の特定
（2）反社会的勢力との関係の遮断
（3）反社会的勢力対応態勢の整備
（4）取締役会等への報告

Ⅷ.特別勘定に関する指標等

❶ 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
	金　額	金　額
個人変額保険	23,013	23,001
個人変額年金保険	－	－
団体年金保険	－	－
特別勘定計	23,013	23,001

❷ 個人変額保険および個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用実績（2018年4月～2019年3月）

①国際型

主要な投資対象である外国株式市場は、期を通じて米国を中心とする通商問題が株価の不安定要因となりましたが、期初は堅調な米国経済や好調な企業業績、活発な自社株買い等を受けて株価は上昇しました。その後、米国の長期金利の上昇や金融政策を巡る不透明感、世界的な景気減速懸念から株価は大きく下落しましたが、期末にかけて米国金融政策の転換や中国の景気刺激策等が好感され、株価は回復し、年度でインデックスは7.8%の上昇となりました。

②株式型

日経平均は、年度央にかけて貿易摩擦問題に対する警戒感から上値の重い展開となりました。9月に円安ドル高の進行、安倍首相の自民党総裁三選などを背景に上昇しましたが、10月以降、金融政策の正常化に伴う米国長期金利上昇や世界的な景気減速懸念から下落しました。

しかし、年明け以降、景気減速への過度な懸念が後退したこと、米中問題解決や緩和的な金融環境継続への期待が高まった結果、戻り基調となりました。

年度でインデックスは4.2%の下落となりました。

③総合型

長期金利は、日銀が10年国債利回りを0%近辺に誘導する低金利政策の環境下、7月にその誘導目標の柔軟化を検討するとの報道をきっかけに上昇しました。実際、日銀は7月末に長期金利の許容変動幅を従来より拡大する意向を示しました。しかし、11月以降、世界的な景気減速懸念が高まったことや、米国の利上げ観測も後退したことなどから、長期金利は低下基調となりました。

外国債券市場については、米中貿易摩擦による世界的な景気減速や企業業績の悪化懸念などを背景に株式が大幅下落したことや、米欧の中央銀行のハト派的な姿勢を受けて、米国中心に利回りは低下しました。国内株式・外国株式については、世界的な景気減速への過度な懸念から下落したものの、期末にかけて懸念が後退したことから、上昇しました。全体では外国株式・国内債券・外国債券の上昇により、年度でインデックスは0.9%の上昇となりました。

Ⅷ.特別勘定に関する指標等

※各特別勘定の運用方法（運用の基本的性格）

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組み入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分がもっとも大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX（東証株価指数）を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組み入れます。

3勘定の中でもっとも分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

❸ 個人変額保険および個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	件　数	金　額	件　数	金　額
変額保険（有期型）	33	143	31	139
変額保険（終身型）	11,173	71,065	10,934	66,825
合　計	11,206	71,208	10,965	66,965

（2）年度末資産の内訳

（単位：百万円、％）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
現預金・コールローン	1,535	6.7	1,498	6.5
有価証券	21,228	92.2	21,249	92.4
公社債	5,936	25.8	6,305	27.4
株式	8,858	38.5	8,267	35.9
外国証券	6,433	28.0	6,676	29.0
公社債	1,621	7.0	1,451	6.3
株式等	4,811	20.9	5,224	22.7
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
その他	250	1.1	252	1.1
貸倒引当金	－	－	－	－
合　計	23,013	100.0	23,001	100.0

(3)運用収支状況

(単位:百万円)

区　分	2017年度	2018年度
	金　額	金　額
利息配当金等収入	431	477
有価証券売却益	906	639
有価証券償還益	－	－
有価証券評価益	823	731
為替差益	19	13
金融派生商品収益	－	－
その他の収益	0	0
有価証券売却損	79	112
有価証券償還損	1	0
有価証券評価損	607	1,340
為替差損	14	17
金融派生商品費用	－	－
その他の費用	－	0
収支差額	1,478	391

(4)有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区　分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	21,228	215	21,249	△ 608

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

・ 個人変額年金保険

該当ありません。

Ⅸ.保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

MEMO

「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2019」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2019年7月発行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL.03-6742-3111(代表)
URL https://www.himawari-life.co.jp/

(19060808)940403-1300(19.07)